★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年４月15日（火曜日）第44号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

おことわり

東京税理士会の役員選挙の関係で実際の発行日を遅らせましたのでご諒承下さい。

東京税理士会 役員選挙

会長候補　添田正夫氏

副会長候補　久保村得治郎氏

はあと一息！

五月八日（木）投票日には どうか棄権なくご投票ください

東京税理士会役員選挙はかつてない激しさでたたかわれている。候補者から出る選挙関係文書の回数が制限されている関係もあって文書合戦は派手になっている。あるいはまた、野球試合にことよせて現金を配る候補もあり、とくに「税理士会を明るくする会」の機関紙は露骨に添田正夫候補を中傷している。ときには「税桜特報」なる機関紙をよそおった怪文書まであらわれ、ために添田候補は苦戦を強いられている。また、わざと選挙人の判断を混乱させ久保村得治郎候補を不利に導こうとするやのフシも見受けられ、とりわけ久保村候補は苦戦を余儀なくされている。しかし、添田、久保村両候補とも、税理士会を愛する会員に支えられ、自己のペースで政策と良識を選挙人に着実に訴え、徐々に多数会員のご理解を得つつあり、当選まであと一歩という線にこぎつけつつある。要は、五月八日（木）の投票日には、心ある会員の方々におかれては棄権することなくご投票頂くことが大切である。新しい明るい税理士会の建設は会員諸先生の一票にまさにかかっている。

〝怪文書〟に内容証明

添田選対厳重に申し入れ

「税桜特報」なる印刷物においては、〝添田会長ら脱税を指導〟などとまったく事実無根のタメにするネツ造記事をデッチ上げており、記事の書き手やその背後関係の恐るべき暗さをまざまざと見せつけられた。添田選対では直ちにその発行元の住所らしく記されている「中央区銀座３―６―10」に向けて抗議文を内容証明便で送ったところ、「あて所に尋ねあたりません」で戻ってきた。明らかにこれは〝怪文書〟である。あたかも実在しているかのようによそおって架空の住所や発行所名を印刷し、会員の諸先生の正しいご判断を邪げようとするなど、極めて悪質な所業である。選挙はもっと堂々と主張しあうべきであろう。

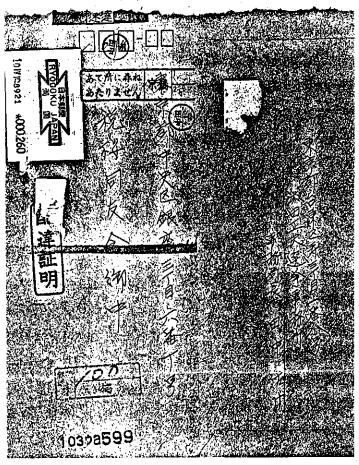

「あて所に尋ねあたりません」で戻ってきた封筒

波多野理事長独裁はかる？

役員選挙の直前になって、「東京税務会計事務所健康保険組合、会議員選出について選定議員の選定権限の委任状の件」なる文書が理事長波多野重雄氏名で東税健保組合事業主組合員たる会員のところへ送られ、委任状の受任者に波多野重雄名が印刷されてあった。

これについては浅草支部会員古屋正氏（税理士桜友会副会長）が、さっそく左のような文書を会員に送っている。「首題の件について事業主代表者波多野重雄氏より委任状の提出方を求めた文書が私ども事業主組合員に送付されて参りましたが、組会員の名簿も定かでなく我々組合員の総意を発表する機会も乏しい現状では、にわかにこれに賛成することが出来ません。理事長の独裁的な傾向の強くなる事をさけなければなりません。

組合の運営が組合員のなっとくの行く方法によってなされる様希望したいので委任状は現理事板倉孝典氏を受任者として（波多野重雄名を抹消すること）同封書宛先まで御送付賜わり度右お願い申し上げます。

昭和五十年四月五日

浅草支部
台東区東上野六―一―五
高橋ビル三階
古屋　正

東税健保組合
事業主組合員　殿」

かつて、波多野氏が溝田執行部にあった当時、独断専横的傾向がある向きのとかくの風評があったが、前記の一事はその片鱗が見えたような気がしてならない。因みに、波多野と同様の風評のあった関本和幸氏が、波多野選対本部長となって今時の選挙戦に臨んでいる。税理士会の会務まで私されるようなことになっては困りものである。

危機一発　赤天狗小僧

ピリリ一言

▼東京税理士会役員選挙において、専税協こと税理士会を明るくする会から立つ候補の選挙スローガンのなかに「付加価値税に反対する。現在政府では、わが国の税制を大混乱におとしいれる付加価値税の創設を検討しているが、これを事前に阻止するために活動する」という文言が見える。

▼そして、明るくする会の機関紙では「終戦時の取引高税の混乱などから察し実現はあり得ないの安心論は通じなくなってきた。これほど明確になって来た付加価値税について、添田執行部は一言半句もしない。賢明な諸先生には御理解して戴けると思う」と、まるで添田執行部は、付加価値税を知らない集団とでもいいたげである。

▼現在、フランス、西ドイツなどのEC諸国で採用されている一般的な消費税である付加価値税を知らない人はいない。付加価値税の課税標準は収益ではなく、事業が新たに付加した価値である。つまり付加価値額とは、事業の総売上げ金額から特定の支出金額のうち土地、家屋、家屋以外の減価償却可能な固定資産、商品、半製品、原材料、補助材料および消耗品の購入代金、その他、運送費、通信費、動力費などの合計額を差し引いた金額等事業によって生み出された利潤、利子、地代、賃金の国民所得をいう。したがって、付加価値税は、低い税率で多数の税収をあげることができ、しかも直接税のように大きな負担感を伴わないので、わが国でも最近大きな関心を集めているものである。

▼いわば、理論的には、V＋m（可変資本＋剰余価値）であり、ケインズ流にいえば要素費用＋利潤であろう。かつてシャウプ勧告により事業税や特別所得税に代る新しい都道府県税として立案されたことがあるが、実施は再三延期され、結局、廃止されたこともよく知られている。その意味では、付加価値税実施には極めて大きな問題点のあることはよくわかる。

▼しかし、野党的に、はじめから頭から絶対反対ときめてかかって待ち受けるというのもいかがなものであろうか。税理士として、税の専門家として付加価値税を更によく研究すべきではなかろうか。税理士会と政党と間違えられるようなことだけは避けたいと思う。

税理士会の役員選挙に際し 会員諸先生に訴えます

第一税理士協議会々長　岡崎寿士

東京税理士会の役員選挙は、五月八日（木）の投票日に向って現在熾烈な選挙戦が展開されています。

このときに当りまして、われわれはその立場を闡明にし会員の良識に訴えたいと存じます。

税理士会の役員は、税理士会の公正にして正常な発展に寄与し、且つ、会員の業務の質的向上と、その福祉の増進に努力をおしまない人格識見ともに高邁な人でなければならないことは申すまでもありません。わが税理士会々員のなかには、このような立派な人が多数おられることを確信するものですが、そのような人を選択し推薦することは実際問題としてなかなか困難です。そこでわれわれは現在の立候補者のなかから、これらの条件に近い人を選ぶほか方法がありません。

その結果われわれは現会長添田正夫氏を会長に、現副会長の久保村得治郎氏と桜友会推薦の二氏を副会長に、それぞれ再選を期します。その理由はこれらの方々は就任以来今日まで色々の障害にもかかわらず、税理士会の正常化に最善の努力を払われており、引続き正常化が軌道に乗るようその職務に止まって欲しいからであります。

税理士会の現状を見ますと、現添田執行部に対し、つねに、ことごとく反対し続けている一部グループがあります。われわれはこれらのグループを困った偏向的集団と目しておりますがこれらのものが今回の選挙にも多数の対立候補をたてて猛烈な選挙運動を展開しております。万一、これらのグループが税理士会の執行部において主導権をとるならば、税理士会の将来はいかに混乱するか、それは火を見るより明らかであります。

因みに、これらのグループが主導して行った商法改正反対運動は過去数か年に数億円の会費を浪費し、その結果は、商法は改正され税理士にとってとりたてて得るところはありませんでした。

それのみならず識者の顰蹙を買い、社会的信頼を失ったその責任は重大です。しかるに何等の反省もなく、今また独善的な部分を温存する税理士法改正要望を押し出し、友誼団体及び関係方面の反対を無視してこれを強行しようとしています。これは何を物語っているでしょうか。われわれ会員としても深く反省すべきではないでしょうか。

勿論われわれは、税理士法も時代の進歩とともに改善すべき点の多々あることは充分承知しており、今後は利害関係の深い友誼団体をはじめ国会方面に至るまでの広い国民的理解を得つつ改正を行い、漸進的ではあるが着実に税理士会の発展を期したいと念願しているものであります。

このように今回の選挙の意義は、税理士会の正常化を意味する添田体制を維持するか、混乱を意味する体制に移るかの重大岐路に立っているわけです。

思うに、税理士会は税理士という専門家の職業団体であり、その会務の運営は個人の理性的発言を尊重し、その多数意見によって運営されるべきで、このような暴言に左右されてはならないと思います。このような指導者は孤立させて然るべきものと存じます。

会員の諸先生は税理士会の正常な発展を希求されておられますので、今回の選挙におきましては、一人の棄権者もなく全員挙ってご投票下さいますよう、また個人的な義理人情にとらわれることなく公正な立場で適任者をご選択下さいますよう特に訴える次第でございます。

とりわけ、われわれの推薦する添田会長候補と久保村副会長候補は今回急進グループの狙い撃ちで苦戦です。特に不利を伝えられている久保村得治郎候補に格別のご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

複雑な会費の流れ

いつの間にか法改正反対運動資金に流出

法改正反対政治資金に波多野氏ら強硬な人々は数億円の会費を浪費した？

法改正反対運動資金に波多野重雄氏及びその一派の人々は、大阪の専税協と呼応し「商法改正反対運動」に狂奔して下図に明らかなように、昭和四十二年度から四十五年度の丸四年間だけでも、一億三千百六十四万七千二百四円也の会員の浄財を浪費した!?

このあとも波多野氏は、商法改正反対特別委員長として、法改正反対運動を強引に押し進め、商法改正成立までの四十六、四十七、四十八、四十九年を加えると、おそらく二億五千万円から三億円前後の、尊い会費の空費があるのではないかと推定されるのである。

不明朗を極める会費の乱脈使途

かつて、昭和四十七年二月号の本紙上に、同じ見出しで税理士会の会員から受取る会費の流れを、決算書などによって分析したフロー図を載せ、好評を博したことがあった。

それによって、税理士会の会費として受取ったもののうちから政治連盟、連合会の法対策特別会計等政治資金へと、会員の自由な意志を無視して流れていることが明らかになり、大方の税理士会員の憤りを呼んだものである。

今回、一応、昭和四十二年度から四十五年度までの決算書を克明に調べ、前回のフロー図に実際の数字をあてはめてみたものが、実に下図である。これは、東京地裁にもすでに提出ずみであるが、専門家の会員の諸先生なら一目でわかる不明朗さである。

逸脱した税理士会一部の政治運動

下図で明らかなように、特殊法人としての税理士会の強制徴収会費を湯水のごとく政治連盟のほうに費消している。税政連は政治団体であるから、税理士会の目的に照らして、会費が政治資金に流れることは税理士法違反となる。

商法改正案国会審議中に商法改正反対運動の終息宣言を発した日税連の方針と税政連を牛耳る波多野氏らの方針がかい離し税政連としての本来の活動が一時期空転したことはご存在のとおりで、それは添田執行部に至って、税政連との関係もおおむねスッキリし、漸次正常化をとり戻しつつあることも周知のとおりである。

士会連合会〉

（法対策特別会計）

収入		支出	
昭42年度		昭42年度	
特別分担金	7,987,000	陳情費	314,720
雑収入	3,475,420	会議費	4,452,157
		通信費	76,444
		渉外費	1,196,742
		印刷費	568,430
		事務費	413,900
		旅費交通費	914,420
		雑費	61,460
合計	11,462,420	合計	7,998,273
昭43年度		昭43年度	
特別分担金	24,792,000	会議費	4,372,444
雑収入	109,298	本部委員会	1,470,923
		税理士法対策委員会	926,030
		商法改正対策委員会	1,975,491
		資料費	694,710
		事務費	100,000
		通信費	140,120
		印刷費	206,160
		旅費交通費	1,653,210
		懇談会費	2,695,122
		沖縄調査団費	1,845,941
		渉外宣伝費	896,567
		雑費	157,910
合計	24,901,298	合計	12,762,184
昭44年度		昭44年度	
特別分担金	26,943,000	会議費	4,341,873
雑収入	165,496	税理士法改正対策委員会	1,531,173
		商法改正対策委員会	2,810,700
		資料費	331,100
		事務費	487,640
		通信費	1,209,173
		印刷費	1,869,785
		人件費	117,405
		旅費交通費	4,722,776
		懇談会費	3,161,997
		渉外宣伝費	1,294,792
		雑費	212,468
		特別対策費	5,600,000
		商法改正決起大会費	14,775,086
		決起大会補助金	5,900,000
合計	27,108,496	合計	44,024,095
昭45年度		昭45年度	
特別分担金	29,505,000		税理士法改正対策委員会 / 商法改正対策委員会
雑収入	114,123	賃金	170,020
		報償費	185,998
		旅費交通費	1,746,530 / 3,473,841
		渉外費	416,000 / 539,865
		印刷費	629,760 / 1,103,722
		通信費	354,478 / 292,747
		借上料	25,900 / 3,157,906
		図書購入費	138,020 / 303,180
		会議費	298,627 / 2,752,746
		消耗品費	42,000
		雑費	61,900 / 72,846
		予備費	1,361,622
		陳情費	9,830,299
		特別対策費	10,000,000
		小計	a 3,713,215 / b 33,244,792
合計	29,619,123	合計	(a+b) 36,958,007
総合計	(42・43・44・45年合計) 93,091,337	総合計	(42・43・44・45年合計) 101,742,559

D

（参考資料）

収入		支出	
社労全国統一講習会　自 43.9.1　至 45.3.31			
受講料	21,655,000	会場費	955,946
雑収入	19,271	講師謝礼	1,025,405
		食事接待費	1,103,576
		旅費交通費	2,628,400
		宿泊費	362,227
		テキスト代	3,311,280
		印刷費	1,497,307
		通信費	346,968
		会議費	2,290,823
		人件費	610,945
		雑費	996,732
		各会還元金	3,507,374
合計	21,674,271	合計	18,636,983
第2回社労全国統一講習会　自 44.5.1　至 45.3.31			
受講料	1,329,085	講師謝礼	523,542
雑収入	1,400	会場費	230,413
		旅費交通費	643,250
		食事接待費	754,746
		宿泊費	254,927
		会議費	33,686
		テキスト代	1,224,635
		通信費	54,272
		人件費	43,000
		渉外費	60,200
		雑費	49,636
合計	1,330,485	合計	3,872,107
社労資格審査会　自 44.1.1　至 45.3.31			
手数料	61,230,000	交付金	30,520,000
資料代	1,223,200	事業費	3,525,012
テキスト代	5,624,000	会議費	2,131,590
雑収入	130,246	印刷費	5,022,475
		通信費	925,337
		旅費交通費	973,100
		人件費	1,916,995
		渉外費	936,495
		事務用品費	127,065
		雑費	45,865
		特別対策本部費	11,744,883
合計	68,207,446	合計	57,868,817

法対策特別会計累積収支計算書

	収入	支出	残高
社労全国統一講習会	21,674,271	18,636,983	3,037,288
第2回社労全国統一講習会	1,330,485	3,872,307	△ 2,541,822
社労資格審査会	68,207,446	57,868,817	10,338,629
昭和42年度法対策特・別会計	11,462,420	7,998,273	3,464,147
昭和43年度法対策特別会計	24,901,298	12,762,184	12,139,114
昭和44年度法対策特別会計	27,108,496	44,024,095	△16,915,599
会計	154,684,416	145,162,659	9,521,757

(注)上記各時特別会計を昭和45年４月１日より「法対策特別会計」に一元化することにし、昭和45年３月31日迄の各累積収支計算の承認を求める。

〈東京税理士協同組合〉

出資金 → 東京税理士会より出資額 6,869,000

収入		支出	
各年度 400万～450万円 平均 420万円		商法改正反対運動費	
42年度	4,200,000		
43年度	4,200,000		
44年度	4,200,000		
45年度	4,200,000		
合計	(推定額) 16,800,000	A	
立替金（日税連法対策45年度）	5,483,660	E	
寄付金（45年度）	21,157,250		
総合計	34,440,910		

A　C　B　D　E

16,800,000円＋35,919,985円－28,299,000円＋101,742,559円＋5,483,660円＝131,647,204円

〈税理士政治連盟〉

これでよいのか！ 税理士会の

粉飾決算まで行った 波多野・近藤氏ら

税理士の政治運動において好ましからざる習慣を作り激越な法改正反対運動へと指導し、税理士会を空前の混乱に陥し入れた人が波多野氏であり、それを支えたのが溝田執行部であった。

溝田体制は四十二年度、四十四年度と二期四年間つづき、四十四年度溝田氏は日税連会長となった。

波多野氏および関本和幸氏、天野・関本両氏は四十四年度日税連会長として溝田氏を支え、天野良雄氏らが東京税理士会副専務理事を兼ねた。当時常務理事に選ばれる人は税理士会を壟断するこれらの〝権力者〟に〝誓約書〟をかかされた、今に語り草だ。

しかも、今回立候補している近藤昭三郎氏は当時日税連の経理部長として、約六五〇万円の赤字を未払金に計上しないという粉飾決算を敢てし、のちの添田執行部に多大の迷惑をかけている。

波多野体制は混乱を再現することになる

すでに明らかなように、「渡辺美智雄試案」を蹴って進められた波多野氏らの法改正反対運動は、結局、渡辺試案以上を一歩も出ず、徒労に終り、莫大な会費を空費したわけである。その痛恨もさることながら、何よりも大きなマイナスは、対官界・政界・財界との間に強いしこりが残ったことである。そのため、税理士法改正運動の前途が極めて険しいものとなっている。波多野氏らが商法改正反対運動を強行した逆作用が出ており、当局筋は、税理士法改正に現状では消極的である。

その矢先に法改正反対の推進者が登場したら、一体どういうことになるか、もはや贅言を費すまでもない。またもや闘争が激化し、ますます逆作用がエスカレートして、たいへんな混乱が現出することは、火を見るよりも明らかである。

添田、久保村当選で 税理士の権威の確立を

木村元日税連会長の「商法改正反対運動終息宣言」のあと、添田執行部に至って漸く税理士会は団結をとり戻し正常に復しつつある。対官界・政界・財界との信用も、対友誼団体との信頼もかちとりつつある。

われわれは、税理士として、税理士の権威の確立、確固不動の税理士制度の確立を悲願としている。そのためには益々大同団結して全体として税理士会の力を強め、外に協力を求めなければならない。ねばり強い弾力性ある運動こそ必要である。それには外に闘争激化をことさらとし、内に団結を破壊する人々の当選が好ましくないことはいうまでもない。将来誇り得る税理士制度とするためにこそ、添田会長、久保村副会長、桜友会推薦二副会長候補の当選が望ましい。

単位：円

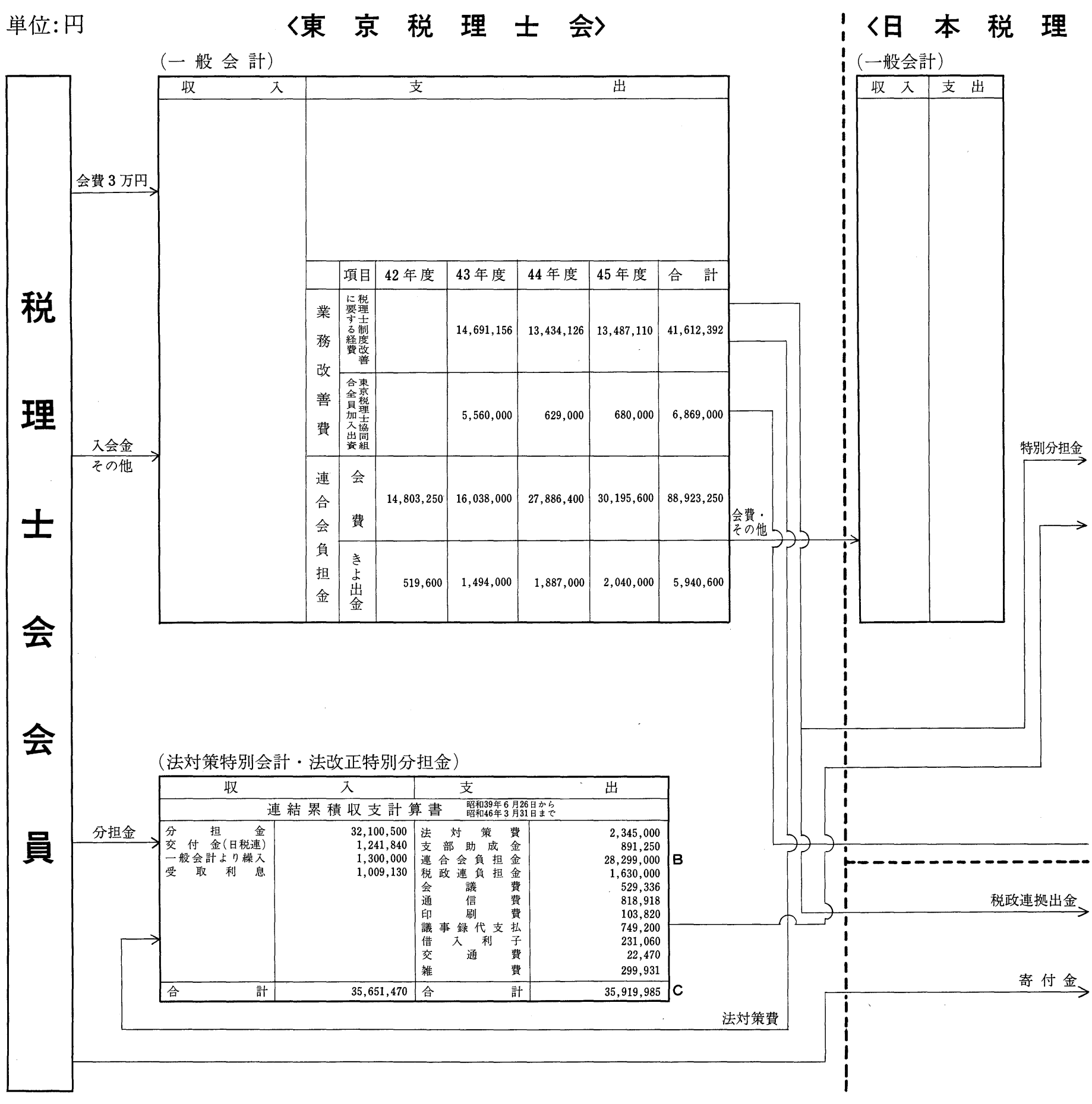

	項目	42年度	43年度	44年度	45年度	合計
業務改善費	税理士制度改善に要する経費		14,691,156	13,434,126	13,487,110	41,612,392
	東京税理士協同組合全員加入出資		5,560,000	629,000	680,000	6,869,000
連合会負担金	会費	14,803,250	16,038,000	27,886,400	30,195,600	88,923,250
	きよ出金	519,600	1,494,000	1,887,000	2,040,000	5,940,600

日税連の『税理士法改正要望書』に対する私の見解（三）

第7 税理士の権利および義務について

第一税理士協議会副会長　岩崎　守利

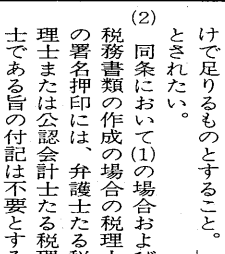

『1、税理士の代理権限等

(1) 現行税理士法第三十三条（署名押印の義務）を改め、「税理士は税務代理をするときには、代理の範囲を明示した委任状を税務官公署に提出することとしこの場合において提出する税務書類には、税理士の署名押印だけで足りるものとすること。」とされたい。

(2) 同条において(1)の場合および税務書類の作成の場合の税理士の署名押印には、弁護士たる税理士または公認会計士たる税理士である旨の付記は不要とすることに改められたい。』

〈私の見解〉(1)の場合、現行税理士法では、税務代理をするときは税理士の署名だけでなく、あわせて本人の署名をも必要としているが、代理制度からみて税理士の署名だけで十分である、とし、そのように改正することを要望しているものようである。税理士の意気軒昂たるところを示すのは結構だが、しかし責任の結果の問題が私には気がかりである。民法上の代理の場合は責任問題は本人にも及ぶが、税務申告の過失のような場合には、本人が知らないといえば代理人が責任を負わなければならないおそれがありそうである。そうすれば、更正された場合、税理士に決定事項の課税が及ぶ可能性がある。課税上の結果が、もし税理士に及ぶとすれば、税理士はその責任に耐えられるだろうか。過失による代理であったとしても今度はその過失の義務を負わなければならないこともいうまでもない。こう考えると、現行はそういうことを配慮して両者署名とされているとも考えられる。むしろ税理士を救済しているのではあるまいか。大義名分ばかりにとらわれていると、背後にある肝心なものを忘れることになりかねない。

(2)の場合は、税理士・弁護士、または税理士・公認会計士と肩書を並べるな、税務書類には税理士の肩書だけでいい、そうしないと差別的取扱いを受けるかも知れないかいやだ、というもののようであるが、どうも次元が低いような気がしてならない。税理士として誇りを持っているなら、他に弁護士や公認会計士の肩書をくっつける人がいても関係がないと思うがどうであろうか。また弁護士や公認会計士の資格を持っていても、税理士だけの表示にとどめる人もいるであろう。要は、各人の自由であって、それを官側で差別意識を持つかも知れないと考えることは被害意識というものであろう。税務書類は税理士の肩書でこと足りるからこそ、他に余分の肩書をくっつけても構わないのである。余分な肩書をつけた場合、職業専門分野や代理人の性格を判断する資料にはなるかも知れないが、それはあくまでも差別ではない。

『2、調査の通知

現行税理士法第三十四条（調査の通知）を改め、税理士が、代理権限を証する委任状を提出した事案について、税務官公署が調査する場合には、一週間前までに、その旨を税理士に通知しなければならないこととされたい。』

〈私の見解〉これは事前通知の要望のようである。官側のたてまえとしては、強制、匿名、査察調査は納税者に事前に通知するわけにはいかないが、それを除いたのはしなければならないことになっており、納税者に通知した場合には税理士にもすることになっているのである。現行税理士法ではそうなっておりながら、実際問題としては行われていないので、この要望はその確認のためのものであるらしいが、確認の立法というのも変なものではある。したがって、その困難な立法上の表現に成功したとしても、すなわち事前通知は原則としてすべきものということになったとしても、実際問題として再び行われなかったとしたら、やはり単なる訓辞規定に終わってしまう。望ましいことを実行させるのは、法も必要だが、同時に力であることも忘れてはなるまい。

『3、意見の聴取

現行税理士法第三十五条（意見の聴取）を改め、税理士が委任状を提出した事案について、税務官公署が、更正または決定もしくは不服申立てに対する決定または裁決を行なうにあたっては、税理士の意見を聴取することとし、意見を聴取せずに行なった処分は、取消しの原因となることとされたい。』

〈私の見解〉これも、税理士の税務代理権を確立するために、税理士が委任状を提出したすべての事案に対して、税理士の意見を聴取すべきだし、意見を聴取せずに行った処分は取消すべきだ、といっていて、その意気たるや壮とするものであるが、行政の範囲という点からいうと、実際問題として実効は望み薄という気がするのである。そういう場合には、再審などの制度をフルに活用し、税理士たるものは救済に心を砕くべきである。要は、望ましい規定を法に盛り込み、そしてそれを実効あらしめるよう、官側を納得せしめるに足る税理士の権威の高揚が肝要ということであって、それは闘争激化をモットーとするばかりで成るとは思われない。税理士の誠意を披瀝して官側を説得しつつ、徐々に税理士の権威を高めるなかから、法改正の実が醸成されて行くと思われるのである。

その意味では、今回の東京税理士会役員選挙で、あまり闘争的な人の当選は税理士会百年の計にかんがみて望ましくないと思う。とくにそれらの人々のほうが添田体制にいわれのない中傷をあびせたり、〝怪文書〟がまた添田中傷となっているのも印象的である。そんなことをやっていたら、税理士の社会的地位はますます低下するばかりである。

たとえば、闘争的な人たちも税理士会の団結をいう。しかし団結とは、折角緒につきはじめた誠実と調和の添田体制を盛りたてることであり、それをぶちこわしたら団結どころか正に破壊である。外に支持されない会長では益々混乱する。今回の選挙は重要である。

『4、処分の通知

代理権を有する税理士が関与した事案について、更正または決定もしくは不服申立てに対する決定または裁決をしたときの通知は、当該税理士に対して行なうとともに、その副本を納税者に送付することを新たに規定されたい。』

〈私の見解〉現行法では、納税者にのみ通知されているため、代理人たる税理士が知らずにいて、不服申立期間を徒過するなど、納税者の権利を十分護り得ず、これは税理士の代理権を尊重することにならないから、という理由に基くものようであるが、債務を履行するのはあくまでも本人である。しかも税理士の税務代理は、弁護士の訴訟代理とはちがっている。民法上の債権論と同じに考えるわけにはいかないと思う。納税義務の場合は本人が国に債務を負うのであるから原本は本人に送られるべきものであり、税理士に副本を送ればそれで目的を達するのではなかろうか。それでなければ、債権、債務の関係が判然としなくなると思うのである。いずれにしても、この主張の場合、法理論の裏付けのないのが残念である。

『5、書類の説明、閲覧、謄写および撮影の請求

代理権を有する税理士が、その関与する事案について税務官公署の処分を受けたとき、当該処分を行なった税務官公署に対し、処分の理由となった事実を明らかにする証拠資料および調査事績を記録した書類等について、説明、閲覧、謄写および撮影を請求したときは、これを拒むことはできないものとすることを新たに規定されたい。』

〈私の見解〉これは確かに現在、例の田中金権問題で話題になった守秘義務の観点から退ぞけられているわけだけれども、しかし本人には見せている。したがって、本人の委任状を持って行った場合には見せてもらえるわけであるからそれでいいのではあるまいか。あんまり勇ましいことをいって、そしてそれほど実効の点でムキにならなくてもすむ部分で改正のための説明に時間を費やすより、もっと他に大切な個所があるのではないだろうか。どうも、本人の承諾なくして公たる税理士に見せるのは常識としていかがなものであろうかと思うのである。

『6、報酬の制限

現行税理士法第三十九条（報酬の制限）を改め、報酬は、日本税理士会連合会が定めることとされたい。』

〈私の見解〉現行税理士法では、特殊法人に対する監督権の関連で報酬に関する権限は国税庁長官にあるということになっているが、実際問題としては日税連会長が国税庁長官に報告すればいいのではないだろうか。これも、実際ではさして不便はないと思われるのだけれども、法文上、そのように明記しなければ、税理士の権威が闇明にならないというのであろうか。

『7、事務所設置の義務

現行税理士法第四十条（事務所設置の義務）を改め、「税理士は、税理士業務を行なうため、事務所を設け、税理士事務所と称する。また、いかなる場合でも、事務所を二以上設置してはならないこと。」とされたい。』

〈私の見解〉これは、ニセ税理士や名義貸しを防ぐことにネライがあるらしいが、名義貸しであるか否かは調査して、それが名義貸しでないとわかれば税理士事務所は多くてもいいのではなかろうか。むしろ事務所数の設置は自由にすべきであって、二以上設置してはならないと制限することは民主主義に逆行し、自分の首をしめることにならないだろうか。たとえば旅館等で臨時に一定期間税理士業務を行う場合もあり、今後はそれは第四十条違反となるのであろうか。また税理士事務所は、税理士自身が執務する場所に限定すべきだから二以上の事務所を設置することは禁止すべきなのだというのであるが税理士事務所の税理士たる所長の認識と判断さえゆきとどいているならば、所員が税理士業務をやってもよいという判断も官側にはあると私は聞いている。このように改正されてしまうと、現実にちょっと発展している税理士事務所はみなニセ税理士行為に該当してしまいそうである。したがって二以上の税理士事務所の設置を禁ずることはなかなかむずかしいことだと思われる。

『8、帳簿作成の義務

現行税理士法第四十一条（帳簿作成の義務）は、廃止されたい。』

〈私の見解〉現行税理士法第四十一条（帳簿作成の義務）は、実際にはそのように実施されているかどうかの調査が行われていないようであるから、これも訓辞規定的な形式に流れているのではないかと思われるのである。帳簿作成の義務自体は、医者のカルテと同様に必要なものであろう。この項の（理由）として「税理士会の自主性を尊重して、税理士会の会則等に委任することとするのが妥当」といっているのであるが、どっちみち、必要なものであるとすれば法の本文に残しておいても不都合ではないように思う。税理士法と会則の両方にうたえばいい。

（以下次号）

新聞「第一税協」をご購読ください

第一税理士協議会では、世帯が小さいにもかかわりませず、税理士としての権益擁護や利害関係団体との調整および正しい税理士界情報を報ずるために新聞「第一税協」を発行し、斯界に万丈の気を吐いております。

従来、第一税理士協議会の会員外の先生にも広く見本紙などをお送りし、ご高評を仰いでおりましたが、近年に至りとみに財政が枯渇してまいりましたので、第一税理士協議会々員外の心ある先生におかれましては、同封振替用紙をご利用の上、ご購読料（年一、〇〇〇円）をお送り頂きたく、この段心からお願い申し上げます。

世界の人の手に Pentel

キャップのついた万年筆タイプのシャープ

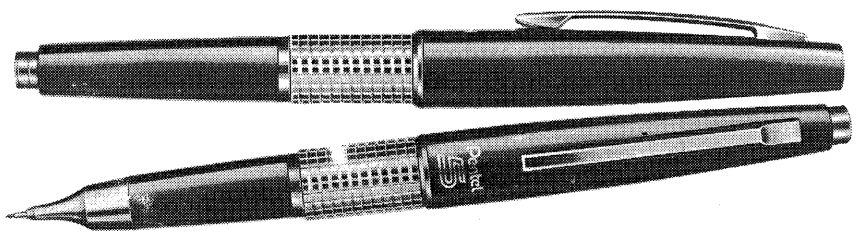

ぺんてるシャープ《ケリー》0.5㎜ ¥1,000

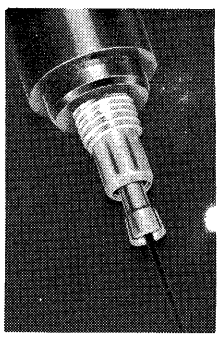

ぺんてるシャープは、くり返しくり返しのテストに耐えたメカニズムに凝ったシャープです。

■サキガネチャックリング——1/1000ミリの誤差もない心臓部
■10万回のノックテストに合格
■キャップを後軸につければそのまま使えるマグネット機構

ぺんてる® シャープ®

ぺんてる株式会社

ニッカウヰスキー
ニッカウヰスキー株式会社

ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然

G&G
ゴールドニッカ
2,200円 -(760㎖)

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年５月15日（木曜日）　第45号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　東京税理士会選挙関係ニュース
第二頁　「税理士法改正要望書」に対する私の見解（完）

久保村得治郎氏 東京税理士会副会長に

最高点当選 添田氏は惜敗

二年前と違って会長・副会長選挙が重なり、かつてない熾烈な選挙戦となって各方面から注目されていた五月八日の東京税理士会役員選挙では、久保村得治郎氏が副会長に最高点当選した。当日、交通ストの関係上、投票所に向う会員の足が危ぶまれていたが、果たせるかな、都心の大票田では年輩の方も多く思うように票がのびずそれらが致命傷となって添田正夫氏は一三三票の僅差で破れた。それでも全体の投票率は六九・三三％と七割に近く、四十八年の六七・四四％と比べると二％ものびている。ストの悪条件にもめげず会員各位のこの選挙に対する関心がいかに高かったを示しており、とりわけ、第一税理士協議会々員が監査等出張の季節をよく克服して推薦候補になみなみならぬご支援を寄せられたことを伺い知ることが出来、添田氏は逸したが、全体として副会長選では所期の成果を納め、あらためて会員各位のご協力の賜と厚く御礼申し上げる次第である。各候補の得票数は次のとおり。

会長選

当　波多野重雄　二、六七七票
次　添田　正夫　二、五四四票

副会長選

当　久保村得治郎　九七四票
当　近藤昭三郎　七九四票
当　内藤　光夫　七九〇票
当　増田　昌弘　七七四票
当　興石　善清　六六〇票
次　向山　佳宏　六五三票
　　足達　信行　五八一票

開票風景は会長選では、波多野氏リードで蓋が開いたが、途中で添田氏が六〇票以上盛り返した。しかし、再びじりじりと追い上げられ結局一三三票差で破れた。

副会長選では、はじめ予想通り内藤氏がリードしていたが、久保村氏がほどなくトップに立った。さらに近藤氏が残票の段階でラストスパートをかけ僅差で二位に滑り込んだ。興石氏と足達氏が四位を争うかに見えたが、増田氏がぐーんと躍り出て四位についた。興石氏は追いさがる向山氏を振りきって五位を守った。桜友会を推薦母体とする内藤・興石氏の場合予想外の苦戦をしたが、これは明らかにストの影響と見られる。

このたびの選挙戦は各候補ともよくたたかった。第一税理士協議会としても、添田・久保村両氏を推薦し、役員・会員こぞって電話戦術等友人・知人に働きかけ、お蔭様で久保村氏に所期の成果をもたらせた。ストの影響もあったので車までチャーターして投票所へおもむいた向きもあったがこれもかつてないことであった。その結果約七割という比較的高い投票率を示したものと思われるのである。

しかしながら、波多野会長出現ということは、明らかに好ましからざる新事態のはじまりである。第一税理士協議会としては、本紙前号にも指摘してあるとおり、今後とも波多野体制を監視し、税理士の権威の確立、確固不動の税理士制度確立を死守するであろう。その意味では久保村・内藤・興石氏らに期待する所も大きい。なほ理事当選者は別項のとおりである。

謹んで当選御礼のご挨拶を申し上げます

東京税理士会副会長　久保村得治郎

風薫る五月八日に滞りなく終わりました東京税理士会役員選挙におきまして、五たび副会長に当選させて頂きました。身にあまる光栄と深く感謝申し上げますとともに諸先生の熱いご厚情にひたすら感激を覚えております。同時に責任の重大さに身のひきしまる思いであり、私をご支持下さいました諸先生のご意志を何よりも大切にし、今後の会務運営に生かし行く所存でございますので一層のご指導・ご鞭達をお願い申し上げます。

税理士会の今日ありますのは税理士制度施行以来三十有余年幾多の難関をその都度切り抜け税理士会の方向を誤らなかった歴代役員・会員諸先輩のご尽力の賜であり、先ずその衣鉢を継承したく、さらに前途に難問の山積する会務にあらん限りの努力を傾注する覚悟であります。

会務運営の基本的姿勢と致しまして、先ず税理士法改正問題に触れたく存じます。税理士法の改正は、税理士の権威を高め確固不動の税理士制度を確立するために、当面、税理士法改正基本要綱・要望書のうち、税理士の職域遂行上必要な問題点等に絞り、関係方面の理解と協力を得つつ運動を展開して行くことが、最も上策であると私は確信しております。もとより役員構成も新事態となり、私のこの信念を貫く上において幾多の困難が横たわっていると思いますが、いたずらに闘争をこととしても法改正は成るものではありませんから、内外ともにねばり強く話しあうという路線を進め税理士として主張すべきは堂々とこれを主張したく思います。

この基本的態度を持することの必要は、顧問税理士問題等小規模納税者に対する税務指導の問題や、具体的日程にのぼってきた付加価値税導入問題に対処する上においても同様であります。税理士がこれらの分野で主導権を持つためには、税理士の権威を相手に認めさせねばならないわけですから、そのためには税理士会の一致団結した力で根気よく相手を説得する以外にないわけであります。

私は、そのための創意を結集した〝円満な会務の運営〟こそこれからの会務運営のすべてだと思っております。私は、今まで他の団体の役職を兼ねたことがなく、終始一貫、限りなく税理士会を愛し続けてきました。諸先生もご存知のように、私はお世辞がいえず二枚舌を嫌う人間でありますが、長所は短所ともいわれますように、そのため「水清ければ……」の譬に洩れなかったかと反省しており、今後各方面と話しあいを重ねる上においても、そうした点にも留意してまいります所存ですので第一税理士協議会の諸先生におかれましては、何卒、よろしくお願い申しあげる次第であります。まったく私の今日は、第一税理士協議会の諸先生の特段のご支援・ご指導の賜でして、重ねて厚く御礼申し上げます。

昭和50年東京税理士会理事・監事当選一覧

麹町　大浜美代志、黒田　清、原田　実
神田　東信一郎、塩谷芳男、田口卯一、戸田才一郎、藤沢富太郎、松本　裕、柳沢壮俊
日本橋　下川秀寿、中島重敏、茂木元次郎、渡部　至
京橋　味岡一義、今村秀夫、江島義幸、柴崎正也、引場英二、若林恒雄
芝　小野崎四郎、北薗豊志、小林義雄、安井徳次
四谷　仲田　勲、林　隆、山名正夫
麻布　白根幸寿、高橋貞雄
小石川　息栖　白、畠中義雄
本郷　井沢雄蔵、小林繁夫
下谷　大竹　浩、平川忠雄、吉川清一郎
浅草　笹森信人、吉岡辰夫、（一名欠員）
品川　河原　久、山波三郎
◎荏原　鈴木周三
大森　尾崎邦三、山根　徹
雪谷　大谷日出生
蒲田　鵜沢恒司、三輪登士夫
世田谷　今津慶治、中嶋時男
北沢　福井春吉、渡辺　徹
◎玉川　勝山公夫
目黒　浅井新平、板倉孝典
渋谷　海東幸造、高橋栄吉、鶴勤、堀部福三郎
淀橋　久米真二、小林邦久、増田　進、渡辺和義
中野　浅見　孝、唐木田明雄、佐々木正一
杉並　浅川　昇、高野文雄、松川松之助
◎荻窪　鎌田一男、中川寿一
板橋　小路与吉、山中浩助、山野建治郎
練馬　近江亮吉、窪寺長治郎、中村政明、宮沢　護
豊島　泉　龍弘、小幡義昌、寺沢隼人、山口文六、山本善夫
王子　阿部国博、羽鳥善昭、本多嘉憲
荒川　小川弘明、荻野弘康
足立　大久保央、田崎甲子
◎西新井　酒部一男
◎本所　大久保勝躬、寺田秀一
◎向島　林　謙三
葛飾　清野　勇、関本秀治
江戸川　原島康雄、（一名欠員）
江東西　中村　弘
江東東　宇津木元
青梅　品川一登
八王子　河野　明、早川　昇、平　文夫
立川　杉野石松、三ツ寺信雄
東村山　飯野孝範、渡辺　一
武蔵野　市川利雄、山田辰己
武蔵府中　小沢才介、倉橋清文
南　大橋為宣、吉原恵孝
東　林　友義、宮川　晃

監事
深川清濤、戸石文男、疋田四郎
倉田由次、久保馬之助
（◎印は決戦投票があった支部です）

リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする――
リヒト　良い品はお徳です

手動式
シュレッダー

〈軽く細断〉
ほとんど力を入れずにカンタンに４～５枚の書類を細断します。

〈安全確実〉
パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

〈経費節減〉
この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

¥30,000

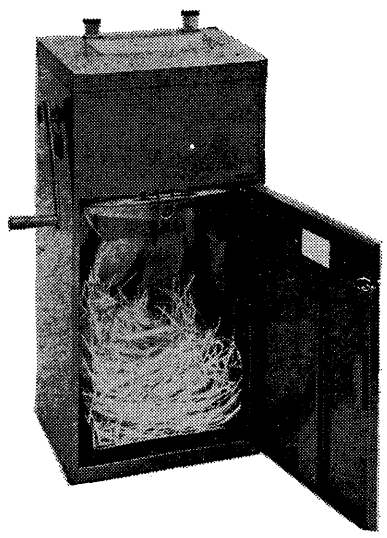

仕様		
	細断巾	3㎜
	投入巾	210㎜
	瞬間細断能力	ザラ紙４枚位
	サイズ	250×340×665㎜
	重量	18㎏

リヒト産業株式会社
本社　〒540 大阪市東区農人橋１丁目３番地　TEL 942－２３６１
東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862－６９１１
名支店　札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

確かなものを上手に使う

超微粒子の書き味が生きている。
本ものはいつの時代でも愛されます、確かな筆跡を愛されて半世紀MONOグループは超微粒子の書き味が生きている。本もの鉛筆です。

MONO グループ

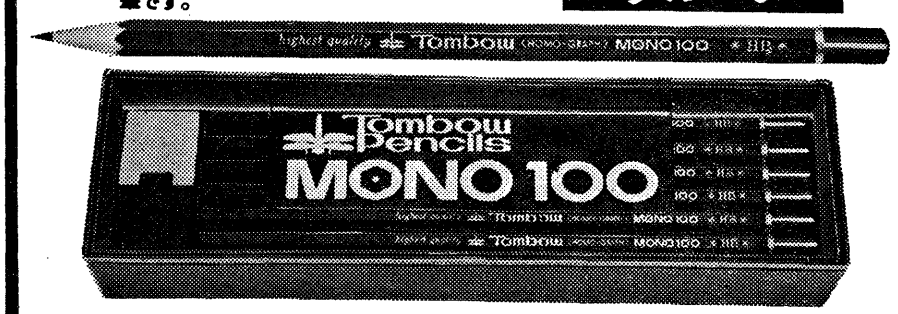

■MONO100　1ダース　¥1.440　■MONO　1ダース　¥　840
■MONO J　1ダース　¥　600　■9H～6B　各17硬度

トンボ鉛筆

日税連の『税理士法改正要望書』に対する私の見解（完）

第一税理士協議会副会長　岩崎　守利

（前号より続く）

第8　税理士の懲戒と税理士会の自主性について

『1、懲戒およびその救済

(1)　懲戒処分

現行税理士法第四十六条（一般の懲戒）、第四十七条（調査の申出）、第四十八条（懲戒処分の公告）をつぎのとおり改められたい。

(イ)「懲戒処分は、日本税理士会連合会会則に設ける懲戒委員会（仮称。以下同じ。）の議決により、日本税理士会連合会会長が行なうものとする。」

(ロ)「懲戒委員会は、懲戒処分に関する議決を行なう場合、事前に当該税理士に弁明の機会を与えなければならない。」

(2)　救済

救済に関する規定を創設されたい。

(イ)「懲戒処分に対する不服申立ては、日本税理士会連合会に別に設ける不服審査会に対して行なうものとする。」

(ロ)「審査および決定は、不服審査会の議決により、日本税理士会連合会会長が行なうものとし、議決を行なう場合には、事前に当該税理士に意見を述べる機会を与えなければならない。」

(ハ)「日本税理士会連合会が、不服審査会の決定にもとづいて行なった処分に対し、なお不服のある者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。」』

〈私の見解〉この項の（理由）に「納税者の権利を擁護することを使命とする税理士に対する懲戒の権限が、国税庁長官に属することは、税理士の社会的使命を全うすることと相容れないものであり、上記のとおり改正することが必要である。」とある。要するに、すべて国の監督権から離脱し、そのための合理化を各面において果たそうとしているもののようである。しかし、何度もいうように、税理士会は、公共の利益のために設置された特別法による特殊法人であり、国の監督権との関連を全く無視できるものであろうか。私は今まで述べてきたところに明らかなように、「中正の立場」を堅持することこそ、税理士の社会的使命を全うする所以であると信じているから国の監督権を受けても社会的使命を全うすることと抵触しないと思っているのであるが、それはともかくとしても、日本税理士会連合会会長の判断に全く恣意性がないとも今のところ断言できない。もちろん、自律規制そのものは望ましいことであるが、今すぐ懲戒規定をこのように改めることは、一利一害があるのではなかろうか。

『2、懲戒処分の効力発生の時期

懲戒処分を受けた者が救済を求めたときは、懲戒処分の効力は、裁決または判決の確定したときに生ずることを新たに明確に規定されたい。』

〈私の見解〉この項は、なるほど実際上、懲戒処分の効力は、裁決または判決の確定したときに生じており、いわば税理士の場合は、懲戒処分を受けても争訟中は資格があるもののようである。そのためこの項の（理由）では「これは懲戒処分を受けた者の人権尊重という観点から、きわめて適切であるので、明文化する必要がある」と述べている。しかし、これについては国税当局のなかに、矛盾を感ずる意見もあり、でき得るならば、懲戒処分を受けた場合、資格はいったん停止すべきではないかという見解もある。なぜなら、現行税理士法第四十四条（懲戒の種類）には、一、戒告　二、一年以内の税理士業務の停止　三、税理士業務の禁止の三種がきめられており、第四十五条（脱税相談等をした場合の懲戒）および第四十六条（一般の懲戒）に抵触する行為のあったとき、国税庁長官は第四十四条各号に掲げる懲戒処分をすることができるとあり、救済を求める場合に拠る行政不服審査法または行政事件訴訟法とは拠るべき法が違うからである。したがって今これらの法律間の矛盾が曖昧になっているからいいものの、効力発生の時期を後者二法律による裁決後に発生することを明記しようとすれば、前述の矛盾点が明るみに出て、藪蛇となる危険性もなくはなく、政治的には不利になるのではないかという懸念もある。現在実際の慣行では争訟中も有資格者であれば、実をとったほうが得策なのではあるまいか。

『3、除斥期間

懲戒処分についての除斥期間は三年とすることを新たに規定されたい。』

〈私の見解〉これは、懲戒処分に時効がなければ何年経過後でも遡及して懲戒処分が行われるおそれがあるからということらしく、この項の（理由）に（時効がないことは）「人権尊重のうえからも重大な問題であり、憲法違反のおそれがあるのでその期間を規定する必要がある」のだと強調しているのだけれども、憲法違反のおそれがあるからこそ、税理士の懲戒処分の場合にも常識的には「時効」は存在する。法に明記されていないから時効は「ない」ということには必ずしもなるまい。したがって、一般の時効概念と同一の考え方でいいように思われる。これも特に「三年」などとうたうことは一般法との関連において、二年ですむかも知れないものをかえって時効時間を延ばしてしまうかも知れず、むしろ不利になるのではあるまいか。「何年経過後でも遡及して懲戒処分が行なわれるおそれがある」（理由）などとは、どうも被害妄想的な末梢的な法改正要望のような気がしてならない。

『4、登録抹消請求の制限

懲戒処分の手続きに付された税理士は、その手続きが結了するまで登録抹消の請求ができないこととすることを新たに規定されたい。』

〈私の見解〉これもまた、自分で自分の住む世界を狭くするようなものである。懲戒処分により税理士業務禁止の処分をうけた者は、その効力発生と同時に税理士資格を失い登録が抹消されるが、一方自ら業務廃止の届出をすることにより登録抹消ができるので、業務禁止の場合は三年間再登録できないのに比し、業務再開の意志が動けばいつでも改めて再登録の申請ができ、懲戒処分によって税理士業務が禁止されそうになったらそれを逆用するかも知れないから、懲戒処分の手続きが結了するまで登録抹消ができないようにしよう（この項〝理由〟から）というのであるが、禁止されそうになって自ら登録抹消しても、懲戒処分は懲戒処分であって、それは同業者にも依頼者にも周知の事実となる。逆に懲戒処分が「冤罪」の場合もあり得る。いわばあらかじめ登録抹消するのは現行の法の矛盾を本人が衝く作戦なわけで、本来、自分が登録したものを自分で抹消できないことこそおかしい。どこの時点で抹消しようと本人の自由であるべきであり、それが制限されること自体民主主義に逆行するものではなかろうか。登録を抹消しておけば、税理士ではないからしたがって懲戒処分も受けなくて済むかも知れないが、それほど税理士を処分したいのであろうか。処分してもしなくても悪徳税理士は歴然である。自ら仲間を不利にすることはないのではあるまいか。

『5、大蔵大臣等の監督権

現行税理士法における大蔵大臣および国税庁長官の権限を、つぎのように改められたい。

(1)「税理士会の会則および会則変更（重要事項に限る）は、日本税理士会連合会の承認による。ただし、大蔵大臣が必要と認めたときは、日本税理士会連合会に報告を求めることができる。」

(2)「税理士会の総会の議決および役員の就退任は、日本税理士会連合会に報告する。」

(3)「日本税理士会連合会の会則および会則変更について、大蔵大臣が必要と認めたときは、日本税理士会連合会に報告を求めることができる。」

(4)「日本税理士会連合会の総会の決議および役員の就退任について、大蔵大臣が必要と認めたときは、日本税理士会連合会に報告を求めることができる。」

(5)「資格審査会委員、懲戒委員会委員および不服審査会委員の委嘱について、大蔵大臣が必要と認めたときは、日本税理士会連合会に報告を求めることができる。」

(6)「税理士会および日本税理士会連合会の総会の決議の取消しおよび役員の解任についての大蔵大臣の命令権は廃止する。」

(7)「大蔵大臣の税理士会および日本税理士会連合会に対する一般的監督の規定は廃止する。」

(8)「税理士に対する監督上の措置は、大蔵大臣が必要と認めた場合、日本税理士会連合会を通じて報告を求めるだけにとどめ国税庁長官および当該職員による税理士に対する質問、検査の権限は廃止する。」

(9)「日本税理士会連合会会長および税理士会会長は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士から報告を徴し、税理士に質問することができる。」』

〈私の見解〉これは、税理士に対する国税庁長官の監督権を全面的に排除し、大蔵大臣の監督権も必要最小限にとどめようとするものであるが、なぜ、そのようにする必要があるかといえば、「税理士は、納税者の代理人として、納税者の権利を擁護すべき使命を有し、また、その納税義務を適正に実現する職責を有しているのであるから、これを全うするためには税務官公署とはつねに対等の立場に置かなければならない」（この項〝理由〟）からだというのだけれども、私は、何度もいうように税理士制度は反面、税務行政を援助するという行政上の必要から設けられているものであり、そこから社会的有用性を生じていることを無視できないと思う。そのため特殊法人として当局の監督権を受けているのであり、その関連を無視した場合、税理士制度の特色を見失ってしまうおそれがある。いわゆる税理士行為類似団体と似てきてしまうおそれがあるのである。

『6、総会招集の事前報告義務

税理士法施行令第八条の「総会の招集事前報告義務」を廃止されたい。』

〈私の見解〉これも監督権の範疇のものであろう。極めて事務的なものであって、さほど目くじらを立てる必要もないように思う。

第9　税理士業務の制限等について

『1、いわゆる臨税の特例

現行税理士法第五十条（臨時の税務書類の作成等）による税理士業務の一部を税理士でないものに認可する特例を廃止されたい。』

〈私の見解〉これは、このように改正することによって、いわゆる臨時税理士、顧問税理士等の悪弊を排除して行こうとするもののようであるが、第五十条の規定のなかには、災害地や僻地における非常の場合や無税理士地帯の納税者のために行政上の必要からとられる特別例外の措置も含んでおり、これについては「現在、税理士の数は、税理士法制定の当時と比較にならないほど増加しており」「緊急事態の発生等により必要があれば、税理士会は組織をあげてこれに反対することが十分可能であるから、この制度を存置する必要がない」（この項〝理由〟）としているのだけれども、国としては税理士の〝無医村〟状態が若しあったら困るのである。臨時税理士や顧問税理士も建て前は行政の必要上から生じたものであり、問題は税理士の職域を侵害されない底のメドを押えなければならないということであって、税理士でない者に税理士業務の一部を認可する特例のなにからなにまで反対できるものであろうか。したがって、このように改正を要望することについては、行政法上の立法の建て前からいって果たしてそのようにできるものかどうかの根本から考えて行かなければならないものと思われる。

たとえば、税理士の数は、税理士法制定の当時と比較にならないほど増加しているから、緊急事態の発生等により必要があれば税理士会は組織をあげてこれに対処することが十分可能であるならば、税理士会のペースで国の希望に副ってあげてもいいと思うのである。

因みに、その税理士の増加のなかに大きな比重を占めているのが税務ＯＢからの税理士成りである。それらの人々の特別試験を「違憲の疑いがある」（基本要綱中の特別試験廃止する〝中の〝理由〟）として反対する基本要綱・要望書の建て前からいえば、増加自体が矛盾である。総会等の重要会議でも意見の喰いちがいが極めて激しく、今回の東京税理士会選挙でも、ご承知のように種々の矛盾が露呈していた。このような状態を避けるためには、一局複数会制を実施することが最も望ましいと思う。もとよりそれは、資格別、出身グループ別を中心とした横割の組織を希望する。

『2、弁護士の税理士業務に関する通知制度

現行税理士法第五十一条（税理士業務を行う弁護士）による、弁護士が税理士事務を行なう場合の国税局長への通知義務、ならびにそれに関連する税理士法の適用を廃止されたい。

3、公認会計士たる税理士の特例

現行税理士法第五十一条の二（公認会計士たる税理士の特例）を廃止されたい。』

〈私の見解〉２の場合、「基本要綱」においては「２、税理士業務を行なう弁護士廃止する。」となっていて弁護士も税理士試験を受けなければならないとしているが弁護士会の反バツをおもんぱかってか、「要望書」では前記のように表現し「弁護士は、弁護士法第三条第一項および第二項によって、弁護士の資格において当然、税理士の業務を行なうことができるのであるから、弁護士に対しては、税理士法による制約を加えるべきでない。」（この項〝理由〟）として、税理士法の外において弁護士における税理士業務は自由にやったらよかろう、としているものようである。それならば、３においての公認会計士も弁護士と同様にすべきである。しかし公認会計士の場合は、通知公認会計士の制度（いわゆる公認会計士たる税理士の特例）は「登録即入会のたてまえをつらぬく以上、このような特例は存置する必要がない」（この項〝理由〟）として、公認会計士は税理士会に入会せよ、としているもののようである。これは明らかに差別であって、公認会計士もまた、弁護士とは別の意味で公認会計士の資格において当然、税理士の業務を行うことができるようにすべきである。

多くの外国において、そのようになっているのである。

『4、公務員であった者の税理士業務の制限

現行税理士法第四十二条（業務の制限）をつぎのように改められたい。

「離職後二年間は、離職前二年前に在職した税務官公署の管轄地域の納税義務者について税理士業務を行なってはならない。ただし、国税庁および国税局の職員であった者については例外を認める。なお、離職後二年間に関与した業務の内容を税理士会会長に報告すること。」とする。』

〈私の見解〉現行税理士法第四十二条では「一年間」となっており、「国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない」となっている。日税連会長の承認を求めることはさておき、行政官のその離職前に占めていた職の所掌に属すべき事件に関し二年間の制限をすることは、そうできるなら望ましいことかも知れないが、弁護士をやることもあろうから、弁護士法のほうも統一する必要があり、立法技術上、おいそれとはいかないかも知れない。

『5、税理士業務の制限

現行税理士法第五十二条（税理士業務の制限）を改め、「税理士でない者は、税理士業務（付随業務を除く。）を行ない、またはこれらの周旋をすることを業としてはならないこと。」とされたい。』

〈私の見解〉この場合と同じように弁護士法第七十二条に、弁護士の類似業務を規制する規定がある。交通違反などに弁護士類似の周旋業務が存在するのを防ごうとしているものようであるが、簡単な法律行為に高い弁護士料を払わなければならないのも考えてみれば不便なものである。国民のサービスという点から考えると「簡易弁護士制度」とでもいうようなものがあってもいいように思われる。それと同じようなことが税理士の場合にもいえないであろうか。

『6、税理士の業務制限

「税理士は、税理士以外の個人の使用人、または法人（これに準ずるものを含む）の役員、もしくは使用人としてこれらの者の業務の一環として税理士業務を行なってはならない。」ことを新たに規定されたい。

7、非税理士等との提携の禁止

「税理士は、税理士業務の制限（現行税理士法第五十二条）、名称の使用制限（現行税理士法第五十三条）の規定に違反する者から業務の周旋をうけ、またはこれらの者に自己の名義を使用させてはならないこと。」を新たに規定されたい。』

〈私の見解〉６の（理由）として「税理士でない者は、税理士業務はできないのであるから、税理士を雇用して、その税理士に税理士事務を行なわせる形態をとっても使用者は税理士業務を行なうことができないことは明らかであるが、なお一層この点を明確にするために」６、７のように改めたいとある。もちろん、税理士でない者に税理士の名義を使用させてはならないが、税理士でない者が税理士を雇用してその税理士に税理士事務を行なわせてもいいのではあるまいか。この項は顧問税理士制度等とも関連がありそうであるが、もっとわかり易い表現にしたほうがよいように思う。

以上が「税理士法改正要望書」に対する逐条的な私の見解であるが、これはすべて私個人の見解であることをおことわりしておく。

新聞「第一税協」をご購読ください

前号で振替用紙を同封致しましたのでご利用下さい。また、現金書留ご利用の先生は左記までご送付下されますようお願い申し上げます。

購読料　年一、〇〇〇円

送り先

郵便番号一〇三

中央区日本橋三―一二―三

朝日ビル

第一税理士協議会東京会

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年6月15日　（日曜日）　第46号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3―12―2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　定期総会ニュース
第二頁　ご挨拶／波多野重雄
第三頁　第一税理士協議会に期待する全国から寄せられた声
第四頁

全国組織一局複会への意気燃ん

第一税理士協議会 第七回定期総会

岡崎会長、岩崎、加藤、下田、千正、松木副会長を選出

六月二十日、第一税理士協議会の第七回定期総会が開かれ、全国組織確立、一局複数会制実現を目ざして勢揃いした。第七年度事業報告、同決算報告、第八年度事業計画案、同収支予算案、役員改選案、会則一部変更案等がすべて承認可決され、新役員には、岡崎会長、岩崎・加藤・下田・千正・松木副会長らがそれぞれ選出された。

総会は、松木正輝副会長の成立宣言のあと、同氏司会で進められ議事録署名人に玉家義雄・森山頼一両氏が選ばれた。千正清夫副会長が「添田氏惜敗は残念であり、ご期待に副えなかったことをお詫びする。久保村氏当選を喜び、今後の方向を定めよう」との開会の辞のあと、岡崎寿士会長が立ち、「本会は税理士会の正常化を主目的として発足したが、会員個々のメリットは不十分としても、税理士会会務執行をチェックするなど正常化の効果は挙げており、本年懸案の全国組織を達成したい。公認会計士たる税理士のほかに志を同じくする税理士諸先生も多数迎え入れ何千名かの会に発展させたい。そのとき一局複数会の可能性が出てくる。それが至難とあれば全員通知移行も辞さぬ。東京税理士会役員選挙は本会がまさに中心となり、会員が関心を持ち、会員外にも働きかけ、お蔭様で久保村氏の当選を得、諸先生のご協力の賜と感謝に堪えない。添田氏惜敗は痛恨の限りだが、内藤・興石氏とともに税理士会をよく指導して頂きたく、波多野会長により若し暴走があればブレーキをかけたい」と挨拶した。来賓として戸張喜一郎通知公認会計士会幹事長が連帯の挨拶を行い。久保村得治郎東京税理士会副会長が最高点当選の謝意と決意を述べた。

議事は、岡崎会長が議長席について始まり、下田友吉副会長が先ず第七年度事業及び会勢を報告して承認され、続いて第七年度決算報告、第八年度事業計画案、第八年度収支予算案を提案し、若干の質疑ののちすべて原案どおり承認・可決された。なお会則一部変更案が提案され、全国組織を目ざすため正式会名を〝第一税理士協議会〟とすること、会費年額八千円として会運営を円滑ならしめたいことが審議され、可決された。最後に役員改選に入り満場一致で次の諸氏が選出された。

会　長　岡崎寿士
副会長　岩崎守利、加藤隆之、下田友吉、千正清夫、松木正輝
顧　問　有賀徳寿、久保村得治郎、辰巳正衛、前田辰男、長坂利正

理事・支部長は各支部毎にそれぞれ選出された。岩崎守利副会長の「全国組織と一局複数会制を強力に目ざすことになったが、それには会拡大の要がある。会員を五千名にして実質的に第一税理士会にしよう。そこまでいろいろ紆余曲折があろうが、意志の同じ者で新しい税理士会を作ろう。ことしはそこへ努力する」との力強い閉会の辞で総会を終了した。終って「万世」で懇親会を催し、来賓として茂木誠陸公認会計士協会東京会長が「全面的にバックアップする」と挨拶して、盛んな拍手をあびた。

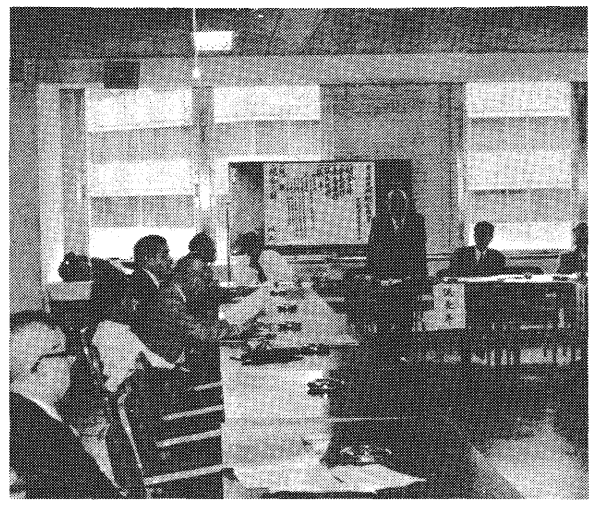

第一税理士協議会総会風景

久保村副会長当選祝賀会　六月三日

六月三日、東京税理士会副会長に最高点当選した久保村得治郎氏の祝賀会が市が谷会館において開かれた。席上、添田正夫、住田金作、岡崎寿士、茂木誠陸、中村弘、古屋正、岩崎守利氏、内藤光夫、興石善清氏らから祝辞が寄せられたが、とくに久保村氏の挨拶において内藤・興石氏と毛利元就の三本の矢で進むとあり印象的だった。

久保村副会長当選祝賀会で挨拶する久保村氏

内藤・興石副会長当選祝賀会　六月二日　桜友会

東京税理士会副会長に当選した内藤光夫・興石善清両氏の祝賀会は六月二日、サンケイホールにおいて開催された。内藤・興石両氏の挨拶のほか明里長太郎氏、添田正夫氏、岡崎寿士氏、中村弘氏、久保村得治郎氏らが交々祝辞を述べたが、全体を支配していた空気は、選挙戦の反省であり、今後の団結に向ける強い意欲であった。

桜友会主催祝賀会風景

ピリリ一言

▼波多野新会長誕生。

当選おめでとう。前回の雪辱という意味でも、勝利の美酒の味はまた一入というところであろう。

まずは、その奮闘に敬意を表し、心から慶祝する。

▼さて、問題はこれからである。

波多野会長も、会長の座についてみて、当然予期してはいたものの、これは大変な役目だわいと、沁々実感しているに違いない。今の税理士業界をとりまく諸般の深刻な外的環境、にも増して会内部に包蔵する会自体の体質的欠陥など、頭の痛いことばかりである。

▼まず、手始めに人事がある。波多野会長は選挙スローガンにも「派閥をなくして大同団結」を掲げ、税理士会を明るくする会の会報でも「役所出身で優秀な人も多いし、会計士の方にもご参加を頂き…」と極めて慎重な低姿勢とも思える外交辞令を表明しているが、果たして額面通りうけとめられるか。

▼その会長声明の次の頁の下段を見ると、全く会長の主旨とうらはらな意見が載っている。選対本部の選挙結果の報告記事の中で「さて、問題はいかにして前進する体制を確立するかにあります。波多野会長を中心に近藤、増田の両副会長が両翼となり、会員の総意に応えた新しい執行部をつくることになります」と、はっきり主張をしているのである。新会長は、その辺の意見調整をどうするのか。

▼選挙公約の第一に「各派の代表により会務運営を民主化する。桜友会、第一税理士協議会の代表とともに常務理事会を構成する」と明示しているが、ほんとうにそうして貰いたいものである。

▼われわれ第一税理士協議会も、とかく声だけの批判集団といわれがちな現状を謙虚に反省し、積極的に税理士会の運営にも参与し、いわゆる正常化の推進力の役割を果たすべきではなかろうか。

▼とにかく、選挙という最も公正な手段で大勢を決した以上、その結果や勝敗にこだわることなく、専門家集団にふさわしい高い次元の発想と、良識的な会活動がのぞましいものである。新会長の一層のご健闘を祈る。（倉田）

一日のピリオド。
黒丸……。
円熟の味わいと
豊かな香りが、
その日の終章を
演出します。
世界のウイスキー
サントリーオールド

毎日、お役に立つものを…。
どなたにも喜ばれるものを…。
ことしのお中元を選ぶ基準です。
ことし、お中元は実用品が何より喜ばれます。味の素KKの詰合せは、おなじみの調味料から「焼のり」「かつおぶし」「コーヒー」までバラエティも豊富。スグお役に立つ品々ばかりです。
お値段も1,000円から、1万円まで選びやすく19品種そろいました。

味の素 バラエティギフト

ことし、
確かなお中元。
味の素®

味の素KK

第一税理士協議会に期待する

全国から寄せられた会員の声

ご挨拶

東京税理士会々長　波多野重雄

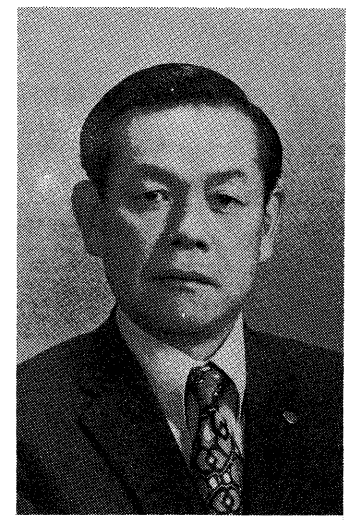

今回、東京税理士会の役員選挙において、不肖私は会長に選任され、その責任の重かつ大なるを痛感している次第です。

選挙には先輩方に大変ご支援ご協力を得ましたことを衷心より御礼申し上げます。惜しむらくは選挙中、誤報による誤解の報道があったのは誠に残念至極です。今後は誤りなき正しい会務運営と執行の在り方を伝えて欲しいものです。

さて、今や業界を取りまく環境はますます厳しさの一途を辿っております。それだけに政治的社会的に税理士に期待するものが大きいのでしょう。私はこの現状を踏まえ、今後二年間会員の皆様の期待に副うべく真剣に会務の運営に当りたい所存です。幸いに、副会長に良き人を得ましたので一致協力して参りたいと思います。とかく選挙の余韻は残り勝ちですが、いいにつけ悪しきにつけ総て忘却の彼方に追いやり八千会員が第一線のスタートラインに着くことが肝心です。人間ですから云うは易いが行うは難しいと思いますが、お互いに克服しなければなりません。そして会員同士が胸襟を開いて話し合い、和と協調のムードを高める努力をしていかねばなりません。

小企業対策も当面の重要課題ですが、懸案の税理士法改正の運動を強力に推進していく過程でこの解決策を生み出していくことが必要でしょう。税理士の地位向上は全会員の願望で税理士を業とする者誰も異論のない筈です。事実、私が選挙戦を通じて見た税理士の実態は千差万別でここ数年余り発展が見られません。勿論この間、石油パニックによる世界経済の低迷による日本経済の不況が反映しているものでしょうが、制度的にも商工会等の派遣税理士方式には深い関心と憂慮を示す会員が多く、まざまざと税理士の貧困な姿が浮彫りされていました。メインストリートにたち並ぶ弁護士事務所とはかなり見劣りする構成です。

ここに税理士制度三三年を迎え、先輩諸兄の果たされた功績の大なるを思う時、私はこれら先輩の残された制度改正に全力投球の使命感に燃えています。

ご存じの通り、税理士法改正の基本要綱も、昭和四一年一〇月二一日、日税連は、学者・関連業界代表者等による税理士制度調査会を設置し、これに「わが国における税理士制度のあり方」を諮問し、昭和四三年一二月二〇日「……税理士制度は弁護士制度とならび国家国民的見地からその社会公共性が認識され…一部に税理士制度は税務行政の補助的機関であるとする考え方は妥当なものとはいえない」という答申を得て以来あらゆる界層の意見と討論の結果生れた貴重な産物です。私はこの先輩諸兄の英知を集めたものに深い敬意と尊敬の念をもち、この基本要綱を実践活動に移すべき責任を帯びています。添田会長もこれに努力されて来たことは今年二月七日の九段会館の「税理士法改正推進総決起大会」の結集で絶叫された事実でもおわかり頂けると思います。私もこの路線を踏襲いたします。二期四年間、添田会長の功績に深い敬意を表すると共に、税理士制度に誤りなきよう努力したいと意を強めているものであります。

現在、添田執行部のお作りになった東京税理士会の機構改革案に基づき、すべて民主的にあれもこれも行い度いと目下勉強中です。どうか浅学非才な波多野ですが、添田会長同様お引立の程お願い申しあげます。先生方の一段のご活躍とご健康を祈念いたしましてお礼と今後のお願いを申しあげる次第です。

税理士会の一局複会制樹立の急務

近畿　高田正康

税務代理士法が昭和十七年戦時立法の一環として生まれた。当時は、統制と監督を主眼として、五大都市の東京、大阪、京都、名古屋、神戸に各一個の税務代理士会を認め、その他の地域に各地方会を認めた関係上、五大都市を有しない地域の国税局は各一個の税務代理士会のみが認められた。したがって、東京局と名古屋局は各二会、大阪局は四会、その他の局は各一会のみが認められたのであった。

当時は大東亜戦争の真最中であり、国家財政の一翼を負う税務代理という国策的職業団体の会として、税務代理士会の会長は相当重要視され、国税局長から指名され任命されたものでもあった。

二

敗戦後、基本的人権・民主主義の思想が高揚せられて、あらゆる立法は改廃せられたが、かなり遅滞して昭和二十六年七月税務代理士法が改組され、税理士法となり、民法第三十四条の社団法人税理士会が誕生したのである。

この新税理士法は、社団申請による認可の道を拓いたので、大阪税理士会の一部の有志約三分の一の会員が相寄って税理士法上の最初の認可申請を昭和二十六年七月国税庁に提出し、実に二年有半の種々の隘路苦難を経て、昭和二十九年一月二十三日、時の小笠原大蔵大臣から制度上第一号の認可を受けた。これが、社団法人近畿税理士会であり、最初にして最終の歴史的意義深きものとなった。そのため、大阪局のみが五会の税理士会を擁することとなった。

三

しかしながら、大阪局管内の五税理士会は、昭和三十七年十月頃から合併説が生じ、五会から委員が出て種々の曲折を経過し、昭和三十九年七月遂に大同団結して、大阪合同税理士会という一会となった。これで一局内に五会が群生した形式上の偏在は一掃されるに至った。

その後、昭和四十一年五月名古屋局にも二会の合併説が生じて、東海会から大阪合同の実情調査が諸方面につき行われた結果、合併不可ということとなり、東海会の合併説は取り消された。東京局の二会も、大阪合同の結果に疑義をもち、東京会は自ら合併説を一蹴して、急転複会制が適切であるという主張に変更されて今日に至っている。

四

昭和三十八年、税制調査会の税理士制度特別部会が、一局一会制を原則とする要望の答申を出していたが、既に十有余年の日時を経た今日は一局一会制の可否はまさに答が出ているのであって、如何に弊害が醸成されているかは周知の通りである。したがって、税理士法の新しい改正には、あらためて税制調査会の答申を求むべきものと思料する。換言すれば、大阪局の一会制が果たして成功して当局の期待する結果を招来しているであろうか。私は、当局の企図せられたところと正反対に、現に幾多の弊害を包蔵していて、大変に危険な状態であると言わざるを得ないのである。

五

最近の日税連の公表した税理士法改正基本要綱並びに要望書を見ても、われわれ公認会計士である税理士にとっては、実に忍ぶに耐え難い内容のものである。

公認会計士法第二条第二項の会計業務は、公認会計士のみが自己の職業名称を用いて為し得る重要業務の一つである。税理士法改正基本要綱は、これをそのまま税理士法第二条の第四項業務に横取りして、税理士の名称を用いて自己の業務に並べようとしているかのようである。いわばわれわれを無視したかのような要綱・要望書を公表して何等憚るところがないではないかという声もなくはない。あまつさえ、公認会計士であるわれわれの特典たる「通知公認会計士制度」をも抹消しようとしているかの如き要綱・要望書であり、もしそうであるならば、これは図図しい改正要望といわざるを得ない。

六

税理士業務は徴税官署は勿論、依頼者にも信頼を得て始めて能力を発揮することができる職業である。それにも拘わらず、自ら社会の信頼を裏切って、自己の職域ならざる方面まで介入せんとして、われわれの監査業務を云々したりかつてあったように商法改正の政府案に反対を叫んで、税理士会本来の使命を逸脱せしめてしまうように右往左往する一部の人々の存在はまともなものとは思えない。

われわれはこのような人々に指導される税理士会がいかにも不満である。にもかかわらず正会員としてこれに所属し、会費を納入しなければならないという制度に矛盾を感じる。法治国民として、かかる悲しむべき法制下に放置されることは寔に堪え難い悲劇と申すべきであろう。

われわれは税理士業務を行うために、税理士会に所属して敢て公認会計士業務を制限しようとする専業税理士多数の意見に、多数決の結果として従わねばならないこととなる。これは一方で憲法で保障している職業の自由にも反するのではないかと言いたくもなる。

要は、今や一局一会制の下で会員同志が相克しながら、破局を醸成しつつあるという最悪の裏目が露呈され、さらに前途は幾多の危険が包蔵されたまま徒らに日時を経過していることは極めて不安であるということである。この点は当局としても百もご存知のことである。

われわれは税理士業界の分裂を主張するのではない。税理士会が一局一会制を固守することの矛盾から離れて、やや少数でも正しい主張と信念を一貫する者の集合、すなわち一局複数会によって、国政上重要な職責を負うところの税理士業務を質的に高めあいたいと主張するのである。どうか当局におかれても、不平不満のない高い税理士業務を行い得るよう、喜んで当局に協力できるよう、一日も早く一局複会制実現に努力せられんことを切望して止まない。

（50・6・5稿、近畿税研会長）

複数会　赤天狗小僧

リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする——

リヒト　良い品はお徳です

手動式
シュレッダー

〈軽く細断〉

ほとんど力を入れずにカンタンに4～5枚の書類を細断します。

〈安全確実〉

パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

〈経費節減〉

この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

¥30,000

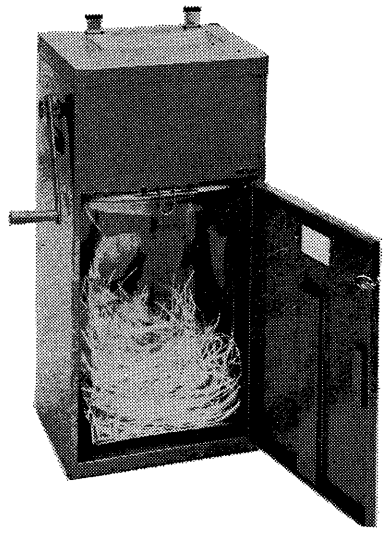

仕様		
	細断巾	3m/m
	投入巾	210m/m
	瞬間細断能力	ザラ紙4枚位
	サイズ	250×340×665m/m
	重量	18kg

リヒト産業株式会社
本社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地　TEL 942－2361
東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862－6911
各支店　札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

トンボ ボールペン
1本¥50・インク色ー黒青赤

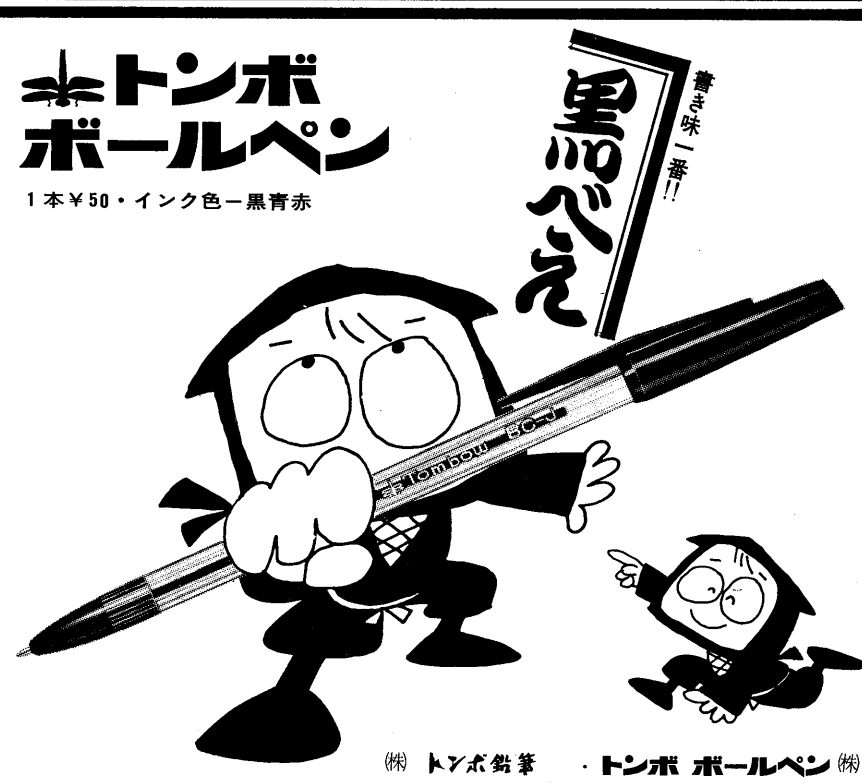

㈱トンボ鉛筆　・トンボ ボールペン㈱

思想統一の重要性

東京・荒井正

今回の東京税理士会副会長選挙においては、当会推せんの久保村氏が最高点で当選し誠によかったと思っている。これは会員の多くが偏えに公認会計士たる税理士の立場と願望を同氏を支持することにより訴えたいと願ったからであろう。そこで今回の選挙を通じ感じたことを二、三述べてみよう。

第一に、第一税理士協議会は会員に対し、会計業務については公認会計士こそ唯一の専門家であるという意識を何等かの方法で高揚する必要があるのではないか？

巷間、多くの公認会計士は監査に従事していないからと云って、まるで税理士稼業で飯を喰っているかの如く錯覚している向きがあるが、これは甚しき誤りである。

私事になって恐縮だが、小生事務所の作業時間の多くは財務諸表の作成を中心とする公認会計士法第二項の業務で占められ、税理士本来の業務である申告書の作成、調査時代理等の業務は僅かに一割に過ぎない。これは他の事務所でも略々同様ではなかろうか。

勿論、多くの依頼者は税務対策として注人化したかも知れない。しかし一度、会社となれば、その設立動機の如何を問わず商法上の会社としての会計をしなければならないことは云うまでもないことである。

また、会計は組織のあるところ必ずなければならぬもので税法の如何によるものではない。事実、財務諸表の入手を求めるものは税務官庁以外に多く存在し、その傾向は益々増加している。

さらに会計は資格の有無に拘らず出来るのではあるが、プロとして認められているのは公認会計士だけであり、税理士は非専門家として従事しているに過ぎないことを十分認識すべきである。このことは、外に向っては特に主張しなければならない点である。

第二に、第一税理士協議会は、公認会計士たる税理士に対し、公認会計士というタイトルに対する忠誠心の涵養を何等かの方法で図る必要がありはしないか？

公認会計士のなかには公認会計士であり乍ら一部税理士の主張に迎合し、その専門家としての地位を安易に解放するが如き言辞をはく人がいるからである。しかしこれは公認会計士全体に対する背信行為であると云うべきであろう。

また、「税理士だ、公認会計士だ、と狭い了見では発展は遂げられない」と偉そうなことを云う人がいるが、これは先ず公認会計士の資格を返上したうえで云うべきであり、それだけの自己犠牲を払ったうえでの発言ならばそれなりに評価されようが、自らは失うものなく、多くの公認会計士が大事にしているものを勝手に他に売り渡すが如き発言は許ざるべきでない。さらにこれら発言が自己の都合から発せられているにおいてはなおのことである。

第三に、第一税理士協議会は下部組織の強化を早急に考えるべきではないか？　以上述べた二点はもし下部組織が充実していて、公認会計士たる税理士は如何に振舞うべきか、の思想統一が図られていれば、こうした誤った意識は是正され、不用意な発言は予防された筈である。ところが残念なことに、第一税理士協議会としての下部会合は殆ど無いのが実情ではないだろうか？　先日、ある場所で桜友会の下部会合に偶然行き合ったのであるが、第一税理士協議会も中央の幹部は下部組織の充実に強力なリーダー・シップを発揮してもらいたいものである。

以上、与えられた紙面の関係で十分、意をつくし得ないが、今回の選挙を通じ、その出身階層による意見の対立は益々鮮明になったことは否定し得ないことである。なる程、出身階層にかかわらず大同団結できる面もあろう。しかしできない面もまたある。今やわれわれは、どっちつかずではいられなくなっている。公認会計士たる税理士の立場を守る第一税理士協議会の良識ある奮闘を心から祈る次第である。

一万円ご寄金応募者ご芳名

昭和50年6月20日現在

このたび、すべての公認会計士の諸先生に、第一税理士協議会へ金一万円のご寄金をお願いしましたところ、さっそく二百名に及ぶ方々から続々お寄せ頂きまして誠に有難うございます。制度を守る第一税理士協議会の活動を評価し、ご支持下さる諸先生の高い識見に敬意と感激を覚えますとともに、ご厚情の程誠に有難く重ね重ね厚く御礼申し上げます次第であります。ここに諸先生のご芳名を掲載し、永くご意志の線に添ってまいります所存であります。

お寄せ頂きました寄金は、選挙支援活動文書等を含む第一税理士協議会の活動資金に充当させて頂きます。東京税理士会の役員選挙は業界にも影響少ならぬものがあると考えて鋭意取組み、一定の成果を挙げ得ましたが、これも偏えに諸先生のご支援、ご協力の賜であります。募金に応じて下さった方々は、通知公認会計士の方を問わず全国に及んでおり、全国的に第一税理士協議会への関心の高いことを、まざまざと伺い知ることができました。第一税理士協議会は、六月二十日第七回定期総会を開催し、組織を拡大することや一局複数会制実現及び公認会計士の資格のままで税理士業務を営める法改正に邁進することを確認しましたが、まさに諸先生の熱意が裏付けとなりました。今後ともご声援下さい。なお、寄金は毎日ひきもきらず届いており、未だの方はどうかよろしくお願い申し上げます。（※印は通知公認会計士、○印は会員です。）

青木　矢市（東京）○
秋元　正光（東京）○
秋山　俊男（東京）○
浅井　隆吉（四国）
天野　新平（東京）○
荒井　紘志（東京）※
新居　正（東京）○
安藤　睦雄（東京）○
飯島　章（東京）
飯田　利蔵（東京）○
搗鼻　得方（近畿）
久夫（東京）
池田　謙二（東京）○
石島　吉造（東京）
石橋　慶道（東京）※
石原　光夫（東京）○
石渡　績（東京）○
市川　勝郎（東海）
市川　隆（東京）○
伊藤誠一郎（東京）○
伊藤　忠吉（東京）※
伊藤　秀雄（東京）○
稲村　覚（東海）
岩井　敏（東京）※
岩木　健次（北九州）
岩崎　守利（東京）○
岩村　譲一（東京）○
植田　弘（東京）○
鵜生川喜平（東京）○
歌代　一郎（東京）※
梅原　保（東京）※
大岩　昌彦（東京）※
大島　宗作（東京）
大沼田　伝（東京）○
大西　清見（四国）
大野　逸平（東京）
大堀　雅三（東京）○
大盛　広吉（東京）○
大森恒太郎（東京）○
岡崎　寿士（東京）○
岡田　一馬（東京）○
岡部　謙三（東京）○
岡部　忠雄（東京）※
岡本　太郎（兵庫）
小川　佐吉（東京）○
長田　邦稲（東京）○
尾沢　修治（東京）○
越智　敏通（四国）○
小野塚順蔵（東京）○
柿島　勝（東京）※
片山　庄二（東京）※
加藤　隆之（東京）○
兼山金刀圀（東京）○
加納　清（東京）
川合幸三郎（東京）※
川合　幹夫（東京）※
川島　正夫（東京）○
川田　浩之（東京）○
神田　和夫（北海道）
木村　久弥（東京）○
鯨井　正（東京）○
功刀　勇（東京）○
久保田一郎（京滋）
桑原東洋士（東京）※
鯉渕　正男（東京）○
上瀧　洋三（東京）○
幸田　芳彦（東京）○
河野　公明（東京）
小久保昭治（東京）※
小島　典春（東京）○
小塚埜武壽（東京）
後藤千鶴子（東京）○
小林　憲（東京）○
小林　市郎（東京）
小松　徳造（東京）※
小松原英次郎（東京）
五領田元男（東京）○
近藤　義男（東海）
紺野勝三郎（東京）○
今野　秀一（東北）
斎藤　敏子（東京）
斎藤　正直（東京）※
逆井保次郎（東京）○
阪本　寅蔵（南九州）
佐久間田鶴子（東京）○
佐藤　次男（東京）○
佐藤　信朗（東京）※
佐藤　正弥（東京）
沢井　達（東京）
塩崎　四郎（東京）○
品川　三郎（中国）
島津　武敏（東京）
嶋田　正司（南九州）※
清水多四郎（東京）○
下田　友吉（東京）○
杉浦　民治（東京）○
諏佐市之丞（東京）○
千正　清夫（東京）○
住田　金作（東京）○
関　弘（東京）○
関口　秀男（東京）○
鈴木　三男（東京）○
外村　初（東京）○
園原信次郎（東京）○
高橋　一郎（東京）○
高橋　栄吉（東京）○
高畑　長貞（東京）
高森　荒男（東京）○
田嶋　赳夫（東京）○
田中　佐門（東京）
田中　二郎（東京）
田中竹二郎（東海）
田中鉄之助（東京）
玉家　義雄（東京）○
土屋伝之助（東京）○
角田栄八郎（東京）○
出浦　万三（東京）
寺越　貢（中国）※
徳江　陞（東京）※
徳田　正（東京）
所　直夫（東海）
土師　正人（東京）
戸田安久利（東京）
戸張喜一郎（東京）※
戸張　道也（東京）
富島　一夫（東京）
永井豊三郎（東京）○
中尾　清治（東京）※
長坂　利正（東京）○
中西　旭（東京）
中野　英夫（東京）○
中村　保（東京）○
中矢　俊彦（東京）○
奈良　範雄（東京）○
楢崎　一孝（兵庫）
成利英之丞（東京）※
西尾　慎三（東京）○
西島　常祐（東京）○
西田　種治（東京）
西宮　憲（東京）○
二村　倍吉（東京）○
根岸春次郎（東京）○
野村　勝一（東京）○
橋本　一雄（東京）○
長谷川健一（東京）○
服部　定雄（東京）
服部　正吉（東京）※
浜田　建（東京）※
原　勘助（東京）○
久松　金六（北九州）※
日高　頼爾（東京）※
藤井清五郎（東京）○
藤井　博（東京）※
藤岡　大造（東京）○
藤田　克巳（東京）※
藤野　亮二（東京）○
船木　重光（東京）
船津　忠正（東京）※
布野　陽（東京）
古堅　良雄（東京）○
古村　太郎（東京）○
保坂　治雄
本田都喜男（東海）
前川　和義（東京）○
前田　幸蔵（東京）
増子忠四郎（東京）
松尾　栄一（東京）○
松木　正輝（東京）○
松永　昭三（東京）※
松永　正（東京）
松本　康徳（東京）○
松本　萬蔵（中国）
丸山　貞三（東京）
三浦藤四郎（東京）○
御厨健次郎（東京）
水野　政則（東海）
南　寛（北九州）
宮坂　保清（東京）※
宮崎　一信（兵庫）
三吉　忠光（中国）
村上　正雄（東京）○
村田　栄男（東京）
本島　三郎（東京）
母屋　一郎（東京）○
森田　賢治（東京）○
森山　頼一（東京）○
八木貞太郎（東京）※
安田　義徳（東京）○
谷田部栄広（東京）○
柳谷　勇（兵庫）
山上　一夫（東京）※
山田福太郎（東京）※
山田　義和（東京）○
山名　正夫（東京）○
山中　静（近畿）
山本　敏郎（東京）○
山本日出麿（東京）○
吉川　修二（東京）
吉田　信雄（東京）○
吉野英一郎（東京）○
萬屋健次郎（兵庫）
和井内　清（東京）※
和沢　吉治（北陸）
和田　辰良（東京）○
渡辺　唯治（東海）○

Pentel
キャップのついた万年筆タイプのシャープ

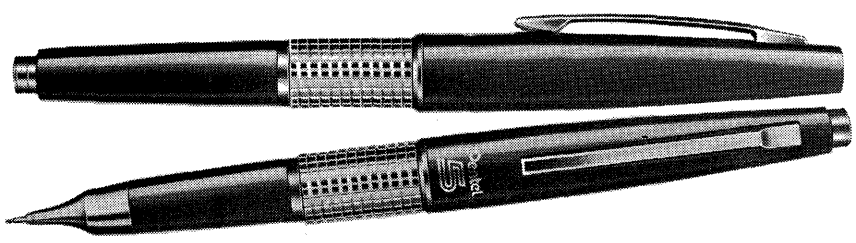

ぺんてるシャープ〈ケリー〉0.5mm ¥1,000

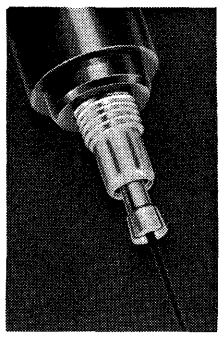

ぺんてるシャープは、くり返しくり返しのテストに耐えたメカニズムに凝ったシャープです。

■サキガネチャックリング——1/1000ミリの誤差もない心臓部
■10万回のノックテストに合格
■キャップを後軸につければそのまま使えるマグネット機構

ぺんてるシャープ。
ぺんてる株式会社

ニッカウヰスキー
ニッカウヰスキー株式会社

ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然
G&G
ゴールドニッカ
2,200円-(760mℓ)

大局に目を向けよう

東京・徳田　正

私は今春約二か月間を、健康を害して入院生活についやさなければならなかった。原因は日本の国外に出て、かなりハード・スケジュールな旅行と、外国語を使って無理な生活をした事であったと思う。急激に高血圧症にかかったのだが、治療が適切であったので、外見は何ための入院生活かと他人には思われたくらいであった。

冬から春に移る時なので、武蔵野に特有の春のプレリュードである〝からっ風〟が、大海の大波のようにゴウゴウと吹き過ぎていったり、空から銀粉のような春の雪がキラキラと降って来たりした。

毎日を規則正しく暮していったが、読書は許可されたので、ソ連と中国ものを読んでみた。私は青年時代を大陸に生活して、中国人とソ連人には身近かに交際し、日常生活の会話くらいは出来た。心がけ次第で出来るものである。

大学時代の私の恩師は、日本人は外国語として英語は当然であるが、大陸で暮す者は是非とも中国とロシアの二国語またはその一つを学ぶことが、一生においていかに有利であるかを知るべきであると云われた。私はこれに従った。

敗戦となって、日本に引揚げとなったが、戦時中も引揚時も、私は私の話し得た中国語と少々のロシア語が、私の生命を助けたと確信する。

私の青年時代は、満州の移民事業――これは国家としての――に明け暮れ、総裁室の経理部にいて東奔西走した。現在はわれわれは帰国後は官吏として扱われている。大陸と米国に範をとって、大農機具により、機械農業によって、日本のまた満蒙の穀倉たらしめようとした。ただ、戦争――敗戦――満州国の消滅によって、この大理想も運命を共にした。私はこんな事が原因で、今でも大機械農業にはひかれる者である。

ところで、計らずもソ連が、大農機具、大農業土木計画により、アム川から西、カスピ海までのカラ・クムとシル川（シルダリア）とアムダリアにはさまれたキジル砂漠（キジル・クム）の二大砂漠を開拓して、一九五四年から着工し、カラクム運河を、アム川からカラ砂漠に引き込み、一、四〇〇キロという世界最長最大の運河をカスピ海に落すという計画を発表した。かくては、砂漠は一変し、綿花が一五〇万ヘクタール、ヘクタール当り平均二トンとして、三〇〇万トンの生産となり、他にもいちぢく、ざくろ、オリーブ、バナナ、レモン、なつめやし、小麦等がとれるようになると云う。

私は、私等の青年の日の夢が、立派にソ連によって完成されんとしているのに一驚すると共に、胸の高鳴りを感ぜざるを得ない。

さて、公認会計士と税理士の問題は、もうここ十年余の間、税理士は四万にも余ろうとする数をたのみ公認会計士の利害を微妙に喰い違う画があり、公認会計士はまた、その十分の一の四千人余で、監査問題と税問題から、その制度問題までの難問に逢着している。

何んとしても現在は、われわれ公認会計士たる税理士は、明瞭に一局複会制の実施を求め、事務所を構成する公認会計士たる税理士と、そこに勤務する税理士資格を有する者を含めて会員とした別の税理士協会を設立し、一緒なるが故に逢着する現在の諸問題を一掃すべきものと考える。

現在の如き、つまらぬコップの中の嵐に時間をつぶし、精力を抹消するよりは、もっと大局に目を向けるべきではないか。

ソ連の砂漠開拓を知って、私はまったく彼等の偉大な開拓魂に驚き入ったし、また、中国におけるわが明治維新にも似た彼等の活力と、最近の重工業化、長江の大鉄橋、石油の開発、原水爆の開発等々を見れば、われわれは早晩、東亜の後進国に成り下ることもないとは云えないのである。

一時も早く、われわれも大局を標的として進歩せん事を希望するものである。

魂の跳躍を！

■第一税理士協議会に期待する

東海・渡辺　一晴

われわれの住む日本列島は、小松左京の『日本沈没』から有吉佐和子の『複合汚染』に象徴されるように〝恐怖につつまれた日本列島〟一色ではあるが、明治から百年有余、生あるものの考えることは、つねに調和と進歩の生活意識を国家、社会、団体に及ぼし、企画し実行することである。

いつの時代にも、先行する決意をもって心に緊張を感じ、活力あふれた精神で果敢なる行動をする先達の士の結集があってこそ、日進月歩の歴史は創られてゆくのである。惟えば、激動期に生きた幕末日本の尊王派の結集はこの典型的なるものであった。ここに云うところの第一税理士協議会も、現日本の職業会計人の要請する時代のチャンピオンであると思う。

求めよ　然らば与えられん
叩けよ　然らば開かれん

これこそ、公認会計士たる税理士の道をひらく第一税理士協議会のスローガンであろう。

税理士会加入の公認会計士で結集した第一税理士協議会は、現在第一段階を脱皮して、つぎのコースに移行しようとしている。全員がスクラムを組んで、組織の強化を図り、全国的規模に拡大する運動が進められていることは、税理士会の正常化と公認会計士制度擁護のため意義あることであると思う。しかしながら、公認会計士協会、税理士会、さらに公認会計士政治連盟、通知公認会計士会とはあくまで友好団体として歩調を合わせ邁進してゆくという自主独往の人材の結集として発展して欲しい。

従って、公認会計士たる税理士は現在所属の団体に属していて第一税理士協議会へも加入し得る団体たる地位を確保する必要がある。勿論現在もそうであるが、あくまで第一税理士協議会としての独自の基本計画と実行目標を保持してゆくことが大切である。

もとより、日進月歩の激動の一九七五年の世代である。固定した観念と変動する動的な観念も、現在・将来とも形成され、基本計画に加えられ、実行目標となって具体化してゆくことを期待しているが――。

現在のところ、第一税理士協議会の基本計画の一つである「公認会計士の名称をもって税理士業務実現の法改正」の実行目標は称号の単一化のためにも理想の条件であるといえる。しかし法改正を実現するまでには未だ解決すべき問題はあると思うが、所謂「論語読みの論語知らず」にならないようあくまで太平の夢ではなくして、魂の跳躍であるべきであり、目標貫徹の使命であるべきだと思う。

（昭和五〇年六月六日記。浜松市、籍名唯治、早稲田大学商科・政経科卒）

制度の歴史のかけ橋

東京・河野　公明

税理士業務を営む公認会計士は当然第一税理士協議会の支持者であるとの考え方が常識となっている。ところが、第一税理士協議会は税理士会内の専税協に対する批判から生まれたものであって、考え方として好ましくないと思っていた。

然し、過激で分派的な行動をとる人々に対しては、確かにチェックが必要であるので、今日では、その面の活動も行う第一税理士協議会は止むを得ない存在となっていると思う。

一方公認会計士は当然税理士業務が営めるよう法改正をすべしとの意見があり、日本公認会計士協会もこの考え方を志向している。

然し、計理士・税理士・公認会計士と会計業務の発生段階を考え、また税理士会の商法改正反対運動を思えば実現の道の容易でないことも判る。やはり、税理士業務を営む公認会計士は理想は理想としても、今の段階では、現実的な第一税理士協議会の支持者でなければならないのではないだろうか。

税理士会に入会し会費を負担することは苦痛であるけれども、税理士法があり、会計業務の一環として税理士業務との調整をしなければならない以上、これまた止むを得ないことであろう。

証取監査、商法監査と進んでも税理士業務は中小企業をも対象とするため、業務の範囲、層の厚さが大企業中心の監査と異なる。関与先が比較的容易に得られること、法的責任の追及が比較的シビヤーでないこと等から考えて、公認会計士の理想論とは別に重要な現実的な課題であると思う。

第一税理士協議会はこうしたことから考えて、公認会計士制度の発展の歴史のかけ橋であろう。つまり、税理士会の専税協の過激派を抑え、公認会計士の若手理想論者を調整し、制度の発展を段階的に押し進める重要な任務を背負っていると思われる。

私は、税理士業務を営む公認会計士の多くの人々が第一税理士協議会を支持することによって、公認会計士・税理士の不協和を緩和し、制度の発展に大きく役立つと思う。

岡崎会長以下役員諸先生の日頃のお骨折りに対して深い謝意を表したい。

暑中見舞（名刺広告）募集

第一税理士協議会広報部では翌七月号に恒例の諸先生の暑中見舞（名刺）広告を掲載したいと思います。会員相互の挨拶と親睦を兼ねて、多数会員の方が、ご利用くださいますようお願い致します。

つきましては、下記要領によりお申し込みください。

記

一、掲載料　千円（一律に）
一、申込締切日　7月15日(火)
※氏名・事務所名・電話番号を明記の上、第一税理士協議会広報部宛お申込みください。

新製品紹介

電子計算機

カシオ　液晶ポケットLC

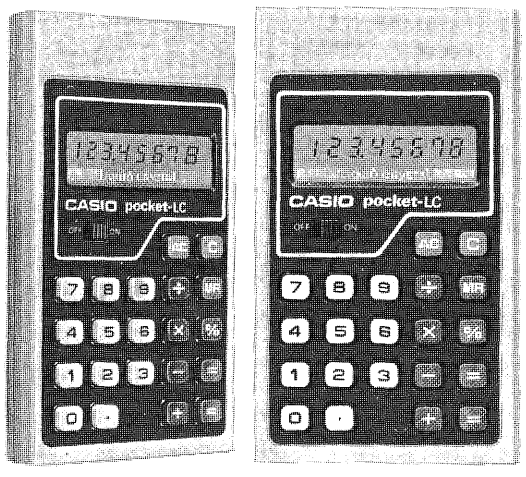

世界初の個人用電卓「カシオミニ」によって電卓を事務用から個人用のものにしたカシオがコンピュータ・ウォッチ「カシオトロン」で安定した精度と耐久性が実証されたFE型液晶表示ならびにCIMOS LSIを採用した超うす型ポケットサイズの個人用電卓〝カシオポケットLC〟を完成。

黒色で、鮮明かつ視野角が広く、見やすいフード不要のFE型液晶表示。

八桁・ワンメモリー。%キーつきの理想的な性能、計算方法は、数式どうり。酸化銀電池二個で連続六十時間使用OKの長寿命。ポケットに入る超うす型。

価格　未定
発売元　カシオ計算機株式会社（新宿住友ビル）
東京都新宿区新宿二―六

株式会社　近畿相互銀行
大阪市東区本町2丁目39番地の1
電話大阪（261）6771番（大代表）

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年７月15日（火曜日）第４７号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　ニュース・主流
第二頁　第一税協（基本計画・会則）
第三頁　随筆・ご寄金者一覧
第四頁　暑中見舞広告

日税連会長に山本義雄　大阪合同税理士会々長

山本義雄氏

七月二五日　日税連総会

日本税理士会連合会総会は、七月二十五日（金）に、東京・税理士会館において開かれ、席上、任期満了に伴う日税連の会長以下役員が改選された。会長には、去る七月九日に立候補届出が締切られて以来三つ巴となって争われていた織本秀美東京地方会長、山本義雄大阪合同会長、波多野重雄東京会長のうち、山本氏が当選した。日税連総会には、中橋国税庁長官をはじめ安川前国税庁長官も顔を見せ、その他次長、総務課長、課長補佐の方々が来賓として多数顔を見せていた。国会関係では、黒金自民党、横山社会党、青柳共産党国会議員らが出席し、それぞれ祝辞が寄せられた。

役員改選とくに会長選挙では、山本氏が波多野氏らをおさえ四千票近い票差で当選した。税理士制度の発展向上のために小異を残し大同団結して難局に対処すべきことを訴え続けてきた山本氏の当選は大方好感をもって迎えられている。いわば予想どおりの当選で全国会員の期待するところは大きい。なお同大会では、某会の会長が激しい質問を出し、そのため予定より大幅に延びて閉会した。

東京税理士会総会も盛会

東京税理士会の第十九回定期総会は六月二十七日午後一時から税理士会館において開かれ、全議案を原案どおり可決承認した。来賓には金子知太郎東京国税局長、竹平光明東京国税不服審判所長、金原四郎東京法人会連合会副会長、織本秀美日税連副会長らが顔を見せ、役員選挙総括や「商工会等の顧問税理士」問題の総括、「税理士法の改正」問題の総括等が活発に行われた。その結果昭和五十年度に向けての重点施策を確立し、午後五時半終了、懇親会に移った。

常務理事分担きまる

東京税理士会常務理事分担次の通り中川寿一（総務部長）清野勇（経理部長）林謙三（綱紀部長）山根徹（組織委員会委員長）東信一郎（厚生部長）山口文六（広報部長）大谷日出生（小規模事業委員会委員長）増田進（指導部長）早川昇（法対策委員会委員長）田口卯一（税務審議室長）浅井新平（研修部長）仲田勲（監察部長）

道は近きにあり

第一税理士協議会副会長　加藤隆之

私は、今回の第一税理士協議会総会におきまして、突然、副会長に選出され、光栄の至りと存じますと同時に、責任の重さを痛感している次第であります。

つきましては、私の日頃考えております所感の一端を申し述べまして、副会長就任のご挨拶といたしたく存じます。

第一税理士協議会では、昨年の総会において「基本計画」を発表し、公認会計士たる税理士の進路を明確に示して、大方に共感をもって迎えられたわけであります。「基本計画」中の〝基本方針〟の第一項に「税理士会の一局複数会制の実現のために、関係団体と協調して、そのための礎を築くことを目標とする」とあり、これを積極的に推進することが、第一税理士協議会の基本方針の一つであることはいうまでもありませんが、私はこの運動を具体化するためには、公認会計士たる税理士が活躍する土俵はあくまでも税理士会でなければならないと思っています。従来は、ややもすると税理士会の外で活動したり、発言したりしていた傾向があったと思います。早い話が第一税理士協議会の会合は、今まで一度も税理士会館において開かれておりません。公認会計士を兼ねておろうとレッキとした税理士であり、そのグループ組織であれば、税理士会館を借りることに何の躊躇の要がありましょう。税理士会の会員数が多いからこそ具体的に実際に目に見えるように税理士会の中において発言する必要があり、そうでなければ犬の遠吠のような感があります。私はまず基本的にそういうルールを確立する必要があると思うものであり真に税理士制度の発展を希い、税理士会の理想的な組織化をねがうならば、敢然として単位税理士会の会長に、第一税理士協議会々員が立候補すべきだと思っています副会長にも一人といわず二人でも三人でも立候補して然るべきであります。理事も同様であって、できるだけ多勢の会員が立候補して税理士会の中において考え、発言すべきでありましょう。これが私の日頃痛感しております第一点であります。

しかし、実際問題としては、第一税理士協議会発足以来丸五年を過ぎようとしているのに、それらのことがはかばかしく実現しておりません。それは、まったく努力しても達し得ない可能性のない道なのでありましょうか。それならば、思いきって方向転換してみるのも一法であります。「基本計画」中の〝基本方針〟の第二項には、「公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税理士業務ができるように法改正に努力する」とありますが、この点については公認会計士と弁護士との間に試験制度そのものについては特別の差別はないのに、こと税理士の開業登録については大きな差別のあることはご承知のとおりであります。すなわち税理士法第五十一条（税理士業務を行う弁護士）には「弁護士は所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時税理士業務を行うことができる」とありますのに、同法第五十一条の二は標題が（公認会計士たる税理士の特例）と微妙にちがっていて条文も「公認会計士たる税理士は、税理士会に入会していない場合においても、その行おうとする税務業務について委嘱者の住所及び氏名又は名称を国税局長に通知することにより、当該通知した者に係る税理士業務を行うことができる」となっています。

つまり、弁護士の場合は、税理士の登録をしなくてもそのまま通知することができるのですが、公認会計士の場合は、はじめから「公認会計士たる税理士」と表現されていて、要するに税理士の登録をしなければ通知の資格が付与されません。弁護士法第三条（弁護士の職務）の２には「弁護士は、当然、弁護士及び税理士の事務を行うことができる」と調べも高くうたわれておりますのに、公認会計士法の同様条項のくだりには同様条文を見出すことはできません。これは明らかに資格上においても実際業務においても、いわれのない差別待遇といわざるを得ませんここから種々の喰いちがいも生じているのであります。

したがって、現行税理士法第五十一条の二は、同法第五十一条と同様趣旨の条文に改められるべきであり、公認会計士法にも、弁護士法第三条の２と同様趣旨の条文が挿入されるべきであります。これらの法改正が実現すれば、もとよりそれは「基本計画」の〝基本方針〟第二項の達成であり、税理士会に止まる必要がなくなりますから、困難な一局複数会制の運動の必要もなくなるわけであります。いうまでもなく通知公認会計士制度維持のための困難な運動も必要としなくなります。

よく、そうした法改正こそなかなか至難である、といわれる先生がおられるようですが、どの道をとっても、どれ一つ平坦な道はありません。要は、全会員が事柄の重大性を篤と認識し、勇気と熱意をもって事に当るより外に手はないのであります。これが第二点であります。

以上のような意味合いから、私は、「基本計画」〝基本方針〟の第一項、第二項は本質的に違うような気がしております。それは、「公認会計士たる税理士」の立場からの問題と「税理士たる公認会計士」の立場からの問題の違いともいい得ると思われ、私はこの二つのどちらか一方を、時に応じて取組むべきではないかと思っています。

したがって、第一税理士協議会の進出すべき方向は一体何か、をこの際あらためてふりかえってみるべきではないでしょうか。案外前者の一局複数会制は次善の策かも知れず、後者の法改正のほうが公認会計士の資格のままで税理士業務ができるようにする近道であるかも知れません。もちろん、後者の法改正運動推進の過程において一局複数会制に戻らなければならないかも知れませんが、運動の展開は、随時臨機に弾力をもって行うべきものと思います。

私は選ばれた役職の責任をしっかりと認識し、会員の皆様のご期待に副うべく努力をいたしたいと存じますので、ご支援ご鞭撻のほどをお願いいたします。

主流　東京税理士会の新会長に望む

激しい選挙戦を勝ちぬかれて東京税理士会八千人の税理士の代表となられた波多野新会長に第一税理士協議会からも絶大な賛辞を呈上したい。新聞「第一税協」第四六号には会長就任の挨拶を寄稿され所信を披瀝されたことは、第一税理士協議会員の親近感を醸成することに大いに役立つものと思われる。新会長がいわれているように選挙の悪い余韻は新執行部一丸となって払拭し全会員のために会務に精励して貰いたい。そして全会員とは兼業単業の区別なく税理士全体であることを念頭に置いて頂きたいことを先ず要望する。兄弟牆（かき）に鬩（せめ）ぐを続けては共倒れであることは必至である。

税理士法の改正は過去の経歴から見て新会長の最も大きな政策目標のようであるが、これとても周囲の状況から見て短期決戦では解決できないことは明白である。無理な強行軍は税理士の地位を今より低下させることになるだけである。ここ十年間の税理士会執行部の形だけにとらわれた独善的強行政策は税理士の社会的信用を失墜せしめ、臨時税理士制度といい、派遣税理士の度といい、外壕を少しずつ埋められていくような結果を招来したことを篤と反省しなければならない。これらすべては税理士に対する制度的信頼性の薄弱化のために惹起してきたものであり、新会長としては税理士法の改正よりも第一番に、税理士の社会的信用の向上、税理士制度の制度的信頼性の恢復に精力的に打込んで頂きたい。それには反体制的な政治運動よりも、税理士一人一人の専門的知識の向上、人格の陶冶、サービス精神の涵養こそ必要な要件なのである。法律の条文をいかに作っても税理士の地位は向上しない。税理士に実力さえつけばそれを活用する法律は自然に生れて来ることは理の当然である。

過去の税理士会執行部はこの順逆を誤っていたのではなかろうか。新会長は奮起一番発想を転換して専門的知識職業人としての税理士の養成に政策の第一目標を置いて貰いたい。税理士法の第一条をいかに変えようとも仮りに専門知識と経験の欠如した税理士があれば、それは納税者を擁護することはできないしむしろ納税者を害する失政を繰り返すだけであることは、どの税理士も経験上知り尽している。

日税連の税理士制度調査会の答申を金科玉条のように振り廻されるが、調査会そのものがそれほど権威のあったものであったかどうかもう一度考えて見る必要がある。調査会だとか基本要綱だとかいかにも政府のやるような形だけを整えていてもその内容はあまりにも独善的排他的利己的に過ぎてはいないだろうか。新会長は、過去のいきさつは捨てて会長としての立場で一切の既往を見直し、新しい方向きめをし、実現可能な途に向って八千の税理士を引っ張って行ってほしいものである。われわれの会長として、少数意見にも耳を傾け、無理な多数決に頼ることなく、友好団体、関係官公署とも協調し、持ち前の若い勇猛心を抑えながら、ジックリ進んで行って貰うことを、特に望んでやまない。

法務省商法の抜本的改正に着手
専税協の反対運動には批判集中

法務省法制審議会商法部会では昨年九月から商法の抜本的改正の一つといわれる会社法改正の検討に着手しており、本年六月十二日にその成果を完璧たらしめるための問題点を示して各界にアンケート回答を求める照会文書を発した。

ところが大阪専業税理士協会はこの法務省の真摯なる態度を、商法再改悪の動きときめつけ、機関紙「専業税理士界」において反対活動展開を呼びかけている。これについては多くの会員が「商法は特定の職業人のものではない、近代社会に商法は必要なもの」として専税協の動きを批判している。

時代の流れ　赤天狗小僧

ピリリ一言

▼日税連会長に大阪合同税理士会々長の山本義雄氏が当選した。税理士業界もきまるべきものがきまったところで、さて外は炎熱の猛暑である。

▼東京税理士会もすでに波多野新会長が決まっている。因みにこの副会長選では、第一税理士協議会で全面的に推した久保村氏が最高点で当選しており、近来の快事であった。

▼形は一応ととのったものの、その運動面において、税理士会はますます多難な路をあゆまざるを得ないであろう。この現状から考えても、第一税理士協議会の任務は重く、その存在価値はますます高まってきている。

▼波多野東京税理士会長のスローガンであった「派閥をなくして大同団結」が彼の力でどの程度実現できるか。それには今までの考え方を全く捨てて、一八〇度転換の大きな視野に立って税理士会をリードしてもらわないと、マンモス税理士会は混乱する危険がある。

▼次に税理士の職域問題がある。商法改正反対や税理士法改正運動も煎じつめれば職域の問題が基となっている。それだけにわれわれは、この問題を原点に戻して、もう一度考えなおす必要があろう。臨税の問題などは、好むと好まざるとにかかわらず、すでに押切られてしまっている。

▼公認会計士や弁護士へ向けて職域競合云々を取り上げる前に「ニセ税理士」対策が先決問題ではなかろうか。税理士のライセンスを全く有していない者が、ベンチャービジネスとして数社かけもちで税理士業務を行っている場合があるようである。理屈をつけて一見合法的にみえるので、署も税理士も黙認する傾向も決して少なくない。また、社会保険労務士、中小企業診断士、経営士等の中には業務が類似しているだけに、サイドビジネスとして会計・税理士業務を行っているケースがあるやに聞く。

▼税理士会は税理士業務の確立と、一般社会の認識を高めるための一層のPR活動に専念すべきことと併せて、ニセ税理士を取締るべき対策をはっきり打ち出してもらいたいと思う。

参考

第一税理士協議会　基本計画

第一税理士協議会は、視野を広く持ち、社会のために、税理士のために、その力を結集して税理士会が正しい道を進むために努力しなければならない。

過般の商法改正に際して、税理士会の意見が最終的に反対運動終息に向ったのも、第一税理士協議会等のたゆみない努力が税理士会内部の心ある人々を動かした結果である。

ここに、第一税理士協議会は日本公認会計士協会、通知公認会計士会等と一体となって、次の基本方針の達成のために活動する。

基本方針

一、税理士会の一局複数会制の実現のために、関係団体と協調してそのための礎を築くことを目標とする。

二、公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税理士業務ができるように法改正に努力する。

三、税理士会の「税理士法改正に関する基本要綱」にある会計業務に関する規定並びに公認会計士に関する部分の改悪を意図する税理士法改正に断固反対する。

（理由）

一、今日の税理士会は、資格取得の複雑な構成の上に成り立っている。しかも、東京税理士会が現に八千名に及ぶ多人数で統制し難いこと、円満な税理士の会の運営のため同志的統合の必要なこと、強制加入であるが故に自己の所属すべき会を選択する自由があるべきこと、等を理由に夙に「一局複数会制」を提唱してきた。

そのために第一税理士協議会の会員増強をはかり、やがて公認会計士たる税理士が中心となった税理士会誕生のその母体となることを期するものである。

二、通知公認会計士制度は当然の規定である。むしろ諸外国においては〝税務〟を職業とする者の主流は公認会計士であるから、公認会計士の業務を監査のみに限定する必要はない。それどころか、弁護士と公認会計士に同様な税理士の通知制度を認めるのであれば、税理士法第五十一条と第五十一条の二にわけてきめられている弁護士と公認会計士における通知制度上の差別はいわれのないものであり、第五十一条の二を廃止して第五十一条に公認会計士も加えることにすべきである。

日本公認会計士協会においても公認会計士法第二条を改正することにより、その業務のなかに当然税務を包括すべきことを重点施策としている。

通知制度を廃止するどころか更に進んで公認会計士は公認会計士の資格のまま当然税理士業務ができるように法改正されることが望ましいのであるから、われわれは通知公認会計士制度を擁護し、更に法の趣旨を徹底させ公認会計士の資格において税理士業務を行ない得るような法改正の方向に努力せんとするものである。

三、税理士会は「税理士法改正に関する基本要綱」に基づいて税理士法改正運動を展開しはじめている。「基本要綱」のなかでは、弁護士・公認会計士による税理士資格取得を廃止し、弁護士・公認会計士における通知制度を廃止しようとしている。同時に、税理士の名称を用いて財務書類の作成等会計業務ができるように要求している。

その名称を用いて財務書類の作成、財務に関する調査立案・相談等を行ない得るのは公認会計士のみであり、監査を除く会計業務は誰でも行ない得るものであるから税理士業務遂行上強いて法改正して税理士法上に明記することは必要がないし、税理士の名称を用いて会計業務を行なうことは適当ではない。

また、税理士会の一部の人のなかには、公認会計士第二次試験に税法の科目がなく、税理士試験に会計簿記とか財務諸表があると強調する向きがあるが、およそ能力の判定は、科目の全部についての学識とその実務経験の有無によるものではなく、基礎学識を応用できるか否かの能力の問題である。公認会計士試験では第二次試験で基礎学識を、第二次試験合格後三年間の士補期間でその応用能力と実務経験を徹底させ、第三次試験で広範囲な税の実務試験が課されて総合的に能力が判定されている税務を知らずして監査ができるわけがない。

とくに、商法改正に未だに強く反対している税理士会の一部の人々は、もし一方が他方の仕事ができるようにするならば、他方もまた一方の仕事が当然できるようにすべきだとして、公認会計士の仕事ができるならば、税理士もまた公認会計士の仕事をやって何ら差支えない、というような無謀な高言をしている。

この人々は、税理士政治連盟を混乱させ、日本税理士会連合会の指導を拒否したまま、依然として商法改正反対運動の継続と、「基本要綱」に基づく税理士法改悪運動を強力に推進しようとしている。

以上のように、税理士会の正常化のため、第一税理士協議会は今後益々努力すべきである。しかもこの正常化のエネルギーは第一税理士協議会をおいてほかにはない。

税理士会内部で起ったことはまず税理士会内部で解決しなければならない。日和見主義は無責任に通ずる。

よって、われわれは公認会計士たる税理士のすべての人々に第一税理士協議会に入会されるよう協力に呼びかける。

そして、全国的組織とし、そのうえで日本公認会計士協会の重点施策に「……通知公認会計士会または第一税理士協議会への入会を促進する」とうたうように要望する。

この基本方針を実現することはひいては公認会計士制度の発展につながることであり、それは税理士会との深い関わり合いを要するから、そのための先頭を切るのが第一税理士協議会である。

第一税理士協議会　会則

第一税理士協議会に対する関心が全国的に高まっている。昨年発表された「基本計画」はどのようなものかという問い合わせも寄せられており、たまたま本年の第一税理士協議会において会則が一部改正されたので、あらためてここに全文掲載し、読者のみなさんのご参考に供する次第である。

第一税理士協議会々則

（名　称）

第1条　本会は第一税理士協議会（略称第一税協）と称する。

（目　的）

第2条　本会は税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

（事　業）

第3条　前条の目的達成のため次の事業を行う。

1、会員相互の親睦を図ること。

2、税理士業務の改善進歩のための調査研究を行うこと。

3、税法、税務行政、税理士制度に関する調査研究を行い、又は官公署に建議すること。

4、その他本会の目的達成のため必要な事業を行うこと。

（事務所）

第4条　本会の事務所は東京都中央区におく。

（会　員）

第5条　本会の会員は、本会の目的に賛同する税理士をもって組織する。

（支　部）

第6条　本会は、税務署官内に事務所を有する会員をもって、当該税務署毎に支部を組織する。支部の組織運営に関する規則は別に定める。

（入会届）

第7条　本会に入会しようとする者は、本会所定の入会届を提出するものとする。会員が入会届記載事項に変更があったときは、速かに変更届の提出を要する。

（退会届）

第8条　会員が本会を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

（役　員）

第9条　本会に次の役員をおく。

会　長　1名
副会長　5名以内
理　事　50名以内
監　事　5名以内

（役員の選任）

第10条　役員は、会員のうちから総会において選任する。

（会長・副会長）

第11条　会長は本会を代表し、会務を総理し、理事会及び総会を招集し、その議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

（常務理事）

第12条　会長は、会務の一部を行わせるため、理事の中より常務理事を指名することができる。

（理　事）

第13条　理事は会務の執行に参画する。

（監　事）

第14条　監事は会計及び業務を監査し、その結果を定時総会に報告する。監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会）

第15条　理事会は、会長・副会長・理事をもって組織し、次の事項を決定する。

1、総会に提出する議案

2、官公署に建議又は答申に関する事項

3、会務の執行に関する重要事項

4、会則で理事会の承認を必要とする事項

5、規則・細則等に関する事項

（理事会の運営）

第16条　理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

（役員の任期）

第17条　役員の任期は就任後第2回目の定時総会迄とする。但し、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問・相談役）

第18条　本会に、理事会の承認を経て、顧問・相談役をおくことができる。

（総　会）

第19条　定時総会は毎年6月に、臨時総会は必要に応じ開く。

（議決の要件）

第20条　総会の決議は、会員の三分の一以上が出席し、その過半数の同意を経て決定する。

（委任状の行使）

第21条　会員で総会に出席出来ない者は、出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合に議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

（総会決議事項）

第22条　総会は、次の事項を決定する。

1、この会則において、総会の議決承認を要することとされている事項

2、本会の解散又は合併。

3、会務に関する重要事項で、総会に付議された事項

（議事録）

第23条　総会及び理事会の議事は、その経過及び要領を議事録に記載し、議長及び出席会員2名が署名捺印して保存するものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第24条　会員は、税理士の職責を深く認識するとともに、信用品位を失墜する行為をしてはならない。

（信頼関係の保持）

第25条　会員は、納税者との間に信頼関係を深めるように努力しなければならない。

（使用人の監督）

第26条　会員は、使用人が法令等に違反することのないように充分に監督しなければならない。

（会　費）

第27条　会員は、会費として、年額8千円を納入しなければならない。

（事務局）

第28条　本会に事務局をおき、事務を行う。

事務局に関する細則は別に定める。

（会計年度）

第29条　本会の事業年度は毎年4月1日に始り、翌年3月末日に終るものとする。

（経　費）

第30条　本会の経費は、会費・寄附金その他の収入をもって支弁する。

（予算・決算）

第31条　会長は定時総会に事業報告、決算並びに事業計画予算等を提出して承認を経なければならない。

（会員への通知）

第32条　会員に対する通知・送達は、届出の事務所に対して行う。

附　則

本会則は、昭和45年1月26日より施行する。

附　則

1、この改正規定は昭和47年4月1日から施行する。

附　則

1、この改正規定は昭和50年4月1日から施行する。

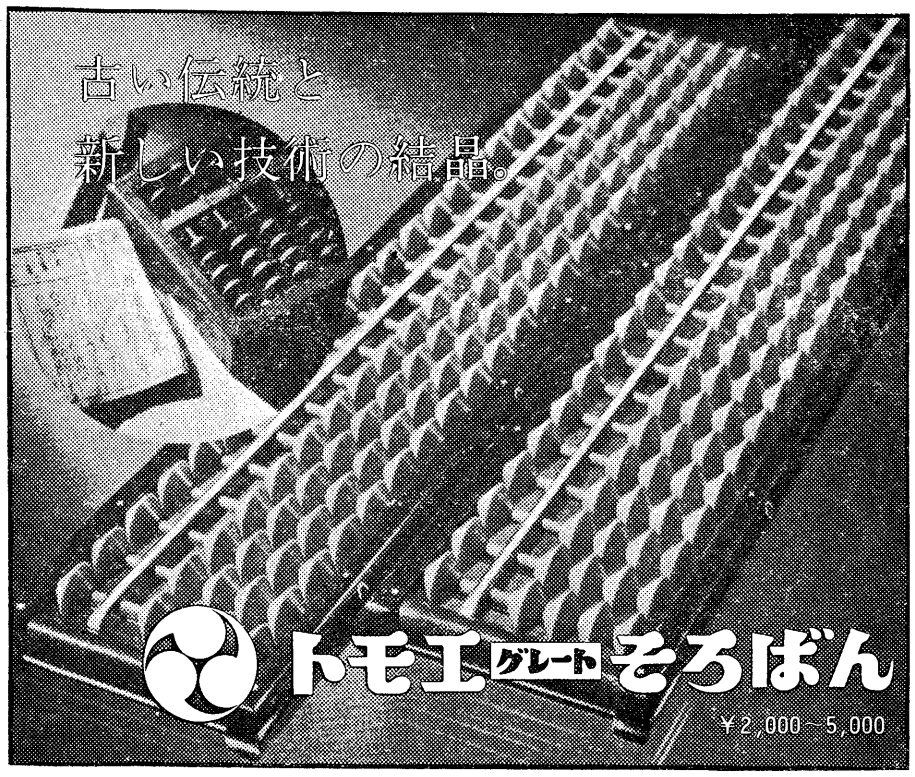

株式・公社債
投資信託・財形貯蓄は
〈野村〉の窓口へ

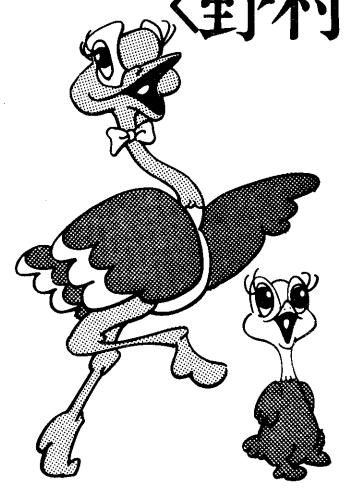

野村證券
〒103　東京都中央区日本橋1丁目
電話　(03) 211－3811

公認会計士も税理士も

東京・三輪三郎

あの人が悪いとか、あいつがいるから、彼がやらないから、と悪口や不満ばかりいっている人が結構多い。はては、権謀術数、百鬼夜行、遂には、浮世はままならぬどうせこの世は苦の娑婆か……などと、考え方を暗く悲観的にマイナス面にのみ考える人もいる――としたら、とんでもない間違いである。このような人は、すべてを人のせいにし、時勢の罪とし、政治も経済も、教育も文化も、ひいては人間そのものも悪と考えてしまうのではないだろうか。

一例を悪口にとって見よう。或る人が、大衆の面前で悪口をあびせられたといって大変憤慨した、「よし、いつか仇をとってやろう」とまで思いつめたりする、しかし大切なのはこの時である。こういう時、一歩立ち止って、自分の考えを心を、少しでも一寸でも、変えてみようとしてはどうであろうか。自分は、未だかって、人の悪口をいった覚えがないといえるだろうか。いや、全く心にも毛ほども人を悪いと思ったことさえないと断言できるだろうか。そういう人は先ずいないだろう。蔭ではノベツ幕なしに悪口の心で生活している筈であり、人を責め、人を排撃していることに、自分では気づかずにいるだけである。殆どの場合、その内容やいい廻しや場所などが少しく異なるだけであって、人を憎み、きらい、ケンカラン、と思っている点は全く同じであるといっても差支えない。

そこで、考えを冷静にして、自分を反省してみると、「待てよ、ああいわれたが、私は本当にいわれるようなことがないかどうか」となる。その結果もし、本当にいわれるとおりであれば、卒直に改めればよいのである。それが仲間多数の面前だとすればむしろ、PRにはこよなく得難い絶好のチャンスではないか。己れの素直さや好ましい人格の「宣伝効果満点」の時ということができる。その後君の信用と人気はいやが上にも上昇し、旧に倍して尊敬され、好意を持たれること請合いである。

またもし、いわれたことが、根も葉もないウソであったとしたらこれまた、とるに足らぬ冗談でありたわごとであると、忘れ去ったらよいのである。いつまでもそれにとらわれているとしたら、その人は余程のヒマ人である。余分の仕事か、趣味でも探し廻られたらよい。他人様は、そんなこといつまでも覚えておらぬし、覚えていても、それがウソだとわかる時が必ず来るのだから、その時まで信用がいや増すまで、少し待つのが得策である。「待てば海路の日和あり」ときめこむのが、健康上にも賢明なのである。

したがって、反省すべきときに反省して、その真実を、その本体をつきとめればそれは、大自然の恩恵であり、そう考えるとき、悪口もまた天の暖かいムチであってそれらのことをハッキリと教えてくれているのだ、と悟ることができよう。

そこで私は、誰が何といおうと勿論本人自信の口からたとえば私はバカでございますといおうと、その言葉だけでは信用しないことにしている。じいっと、その人のやっていることを見極めた上で、本当にバカかそうでないか、きめることにしている。その結果、いやどうしてどうして、すばらしい賢者だぞ、私は大変な誤まりを犯すところであった、と気づくことになる。

人間は、いろいろな人がいるからよいのである。大小、肥痩、賢愚、美醜、鋭鈍、喜苦、男女、黒白、公認会計士、税理士、弁護士鑑定士等がいるから、各々その所を得て、個性の違いが出て、世の中は発展する。世の中にえらい人ばかりであっても困るし、税理士ばかりであっても困るのである。

このように考えてくると、公認会計士と税理士の問題も、お互いに今一歩立ち止って、じっくり研究しあってみたら如何であろうか

世に二つとない個性を持った人たちが、互助互励し、統合融和してこそ、歓喜の世界が現出し、和やかな理想の世を築き得る。われら会計的文化人の神髄をそうした方向にも遺憾なく発揮しようではないか。

一万円ご寄金応募者ご芳名

昭和50年7月20日現在

このたび、すべての公認会計士の諸先生に、第一税理士協議会へ金一万円のご寄金をお願いしましたところ、さっそく二百名に及ぶ方々から続々お寄せ頂きまして誠に有難うございます。制度を守る第一税理士協議会の活動を評価し、ご支持下さる諸先生の高い識見に敬意と感激を覚えますとともに、ご厚情の程誠に有難く重ね重ね厚く御礼申し上げます次第であります。ここに諸先生のご芳名を掲載し、永くご意志の線に添ってまいります所存であります。

今後ともご声援下さい。なお、寄金は毎日ひきもきらず届いており、未だの方はどうかよろしくお願い申し上げます。（※印は通知公認会計士、○印は会員です。）

青木　矢市（東京）○
秋元　正光（東京）○
秋山　俊男（東京）○
秋山　隆吉（四国）
浅井　新平（東京）○
天野　紘志（東京）※
荒井　正（東京）○
有賀　徳寿（東京）○
新居　睦雄（東京）○
安藤　章（東京）
飯島　利蔵（東京）○
飯田　得方（近畿）
揖鼻　久夫（東京）
池田　謙二（東京）○
石島　吉造（東京）
石橋　慶道（東京）※
石原　光夫（東京）○
石渡　績（東京）○
市川　勝郎（東海）
市川　隆（東京）○
伊藤誠一郎（東京）○
伊藤　忠吉（東京）※
伊藤　秀雄（東京）○
稲村　覚（東海）
岩井　敏（東京）※
岩木　健次（北九州）
岩崎　守利（東京）○
岩村　譲一（東京）○
植田　弘（東京）○
上野　輝夫（東京）
鵜生川喜平（東京）○
歌代　一郎（東京）※
梅原　保（東京）※
大岩　昌彦（東京）※
大島　宗作（東京）
大沼田　伝（東京）○
大西　清見（四国）
大野　逸平（東京）
大堀　雅三（東京）○
大盛　広吉（東京）○
大森恒太郎（東京）○
岡崎　寿士（東京）○
岡田　一馬（東京）○
岡部　謙三（東京）○
岡部　忠雄（東京）※
岡本　太郎（兵庫）
小川　佐吉（東京）○
荻原　正富（東京）○
長田　邦稲（東京）○
尾沢　修治（東京）○
小田　博正（東京）
越智　敏通（四国）○
小野塚順蔵（東京）○
柿島　勝（東京）※
片山　庄二（東京）※
加藤　隆之（東京）○
兼山金刀圀（東京）○
加納　清（東京）
川合幸三郎（東京）※
川合　幹夫（東京）※
川島　正夫（東京）○
川田　浩之（東京）○
神田　和夫（北海道）
木村　久弥（東京）○
鯨井　正（東京）○
功刀　勇（東京）○
久保田一郎（京滋）
熊木　貞夫（東京）
倉田　由次（東京）○
桑原東洋士（東京）※
鯉渕　正男（東京）○
上瀧　洋三（東京）○
幸田　芳彦（東京）
河野　公明（東京）
小久保昭治（東京）※
小島　典春（東京）○
小塚埜武壽（東京）○
後藤千鶴子（東京）○
小林　憲（東京）○
小林　市郎（東京）
小松　徳造（東京）※
小松原英次郎（東京）
五領田元男（東京）○
近藤　義男（東海）
紺野勝三郎（東京）○
今野　秀一（東北）
斎藤　敏子（東京）
斎藤　正直（東京）※
坂田　信博（東京）
逆井保次郎（東京）○
阪本　寅蔵（南九州）
佐久間田鶴子（東京）○
佐藤　次男（東京）○
佐藤　信朗（東京）※
佐藤　正弥（東京）
沢井　達（東京）
塩崎　四郎（東京）○
品川　三郎（中国）
島津　武敏（東京）
嶋田　正司（南九州）※
清水多四郎（東京）○
下田　友吉（東京）○
杉浦　民治（東京）○
諏佐市之丞（東京）○
千正　清夫（東京）○
住田　金作（東京）○
関　弘（東京）○
関口　秀男（東京）○
鈴木　三男（東京）○
外村　初（東京）○
園原信次郎（東京）○
高橋　一郎（東京）○
高橋　栄吉（東京）○
高畑　長貞（東京）
高森　荒男（東京）○
滝本　義雅（東京）○
田嶋　赳夫（東京）○
田中　佐門（東京）
田中　二郎（東京）
田中竹二郎（東海）
田中鉄之助（東京）
玉家　義雄（東京）○
塚田　清勝（兵庫）※
土屋伝之助（東京）○
角田栄八郎（東京）○
出浦　万三（東京）
寺越　貢（中国）※
徳江　陞（東京）※
徳田　正（東京）
所　直夫（東海）
土師　正人（東京）
戸田安久利（東京）
戸張喜一郎（東京）※
戸張　道也（東京）
富島　一夫（東京）
永井豊三郎（東京）○
中尾　清治（東京）※
長坂　利正（東京）○
中西　旭（東京）
中野　英夫（東京）○
中村　保（東京）○
中矢　俊彦（東京）○
奈良　範雄（東京）○
楢崎　一孝（兵庫）
成利英之丞（東京）※
西尾　慎三（東京）○
西島　常祐（東京）○
西田　種治（東京）
西宮　憲（東京）○
二村　倍吉（東京）○
根岸春次郎（東京）○
野村　勝一（東京）○
橋本　一雄（東京）○
長谷川健一（東京）○
服部　定雄（東京）
服部　正吉（東京）○
浜田　建（東京）※
原　勘助（東京）
久松　金六（北九州）※
日高　頼爾（東京）※
藤井清五郎（東京）○
藤井　博（東京）※
藤井　幸彦（東京）
藤岡　大造（東京）○
藤田　克巳（東京）※
藤野　亮二（東京）○
船木　重光（東京）
船津　忠正（東京）※
布野　陽（東京）
古堅　良雄（東京）○
古村　太郎（東京）○
保坂　治雄（東京）○
本田都喜男（東海）
前川　和義（東京）○
前田　幸蔵（東京）
増子忠四郎（東京）
松尾　栄一（東京）○
松木　正輝（東京）○
松永　昭三（東京）※
松永　正（東京）
松本　康徳（東京）○
松本　萬蔵（中国）
丸山　貞三（東京）
三浦藤四郎（東京）○
御厨健次郎（東京）
水野　政則（東海）
南　寛（北九州）
宮坂　保清（東京）※
宮崎　一信（兵庫）
三吉　忠光（中国）
村上　正雄（東京）○
村田　栄男（東京）
本島　三郎（東京）
母屋　一郎（東京）○
森田　賢治（東京）○
森山　頼一（東京）○
八木貞太郎（東京）※
安田　義徳（東京）○
谷田部栄広（東京）○
柳谷　勇（兵庫）
山上　一夫（東京）※
山田福太郎（東京）※
山田　義和（東京）○
山名　正夫（東京）○
山中　静（近畿）
山本　敏郎（東京）○
山本日出麿（東京）○
吉川　修二（東京）
吉田　信雄（東京）○
吉野英一郎（東京）○
萬屋健次郎（兵庫）
和井内　清（東京）※
和沢　吉治（北陸）
和田　辰良（東京）○
渡辺　唯治（東海）○

訂正

前号本欄において、倉田由次氏のご芳名を印刷の手違いから脱漏いたしました。同氏からはいち早くご寄金を頂いており、謹んで同氏及び読者の皆様にお詫び申し上げます。

世界の人の手に Pentel
キャップのついた万年筆タイプのシャープ

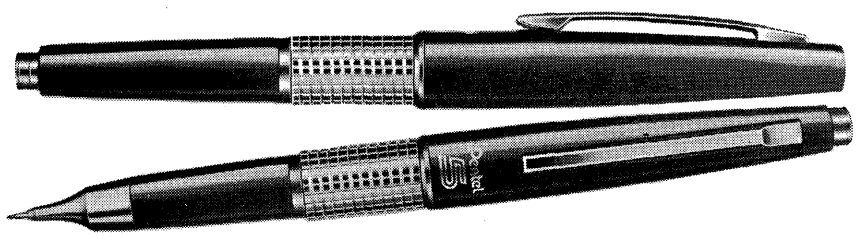

ぺんてるシャープ《ケリー》0.5mm ¥1,000

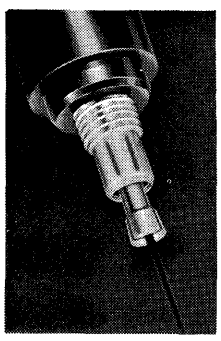

ぺんてるシャープは、くり返しくり返しのテストに耐えたメカニズムに凝ったシャープです。

■サキガネチャックリング――1/1000ミリの誤差もない心臓部
■10万回のノックテストに合格
■キャップを後軸につければそのまま使えるマグネット機構

ぺんてる® シャープ®

ぺんてる株式会社

ニッカ ウヰスキー
ニッカウヰスキー株式会社

ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然

G&G
ゴールドニッカ
2,200円 -(760mℓ)

浅井新平　目黒区中町二―二三―三　（七一一）八七四四
浅見孝　中野区上高田四―四一　（三八六）三六三六
荒井正　葛飾区東新小岩一―六―七　（六九二）五一二〇
新居睦雄　練馬区羽沢二―四　（九九三）〇四一一
有賀徳寿　台東区浅草六―三五―八　（八七三）七九八三
飯沼清夫　足立区梅田七―一五―二　（八八六）八二八二
池田洋次郎　北区王子二―一三―一　（九一一）八一一一
石井厳　足立区足立三―一二―一〇　（八八七）六三五一
石井操　千代田区飯田橋二―一二―三　（二六一）二一一〇
石田鉄三　墨田区八広三―一五―一〇　（六一一）五一四六

石原光夫　新宿区神楽坂二―一九　銀鈴会館　（二六七）八四九六
市川隆　国立市西一―一一―一〇　〇四二五（七二）三二三三
伊藤誠一郎　荒川区西日暮里一―一五―三　（八〇七）九六七一
伊藤秀雄　板橋区板橋二―五六―七　（九六二）一三四五
井上準一　千代田区神田駿河台三―五―一　（二九四）三〇二一
岩崎守利　新宿区原町一―七三　（二〇二）三二一三
岩村譲一　中野区中野一―五六―五　岩村ビル　（三六二）一六〇四
宇津木三郎　世田谷区桜一―一六―一六　（四二九）七一〇九
海老美与治　港区六本木四―八―八　アロハビル四階　（四〇四）〇八九一
大江晋也　渋谷区宇田川町二―二―二四―一〇　ニュー渋谷コーポラス　（四六三）六四四〇

大堀雅三　杉並区梅里一―二一―一五　（三一四）四一三一
大盛広吉　足立区千住柳町三―七　（八八一）六一二五
岡崎寿士　中野区本町四―一九―一二　（三八三）一五八一
岡田一馬　墨田区立花一―三二―六　（六一四）一八九〇
長田邦稲　港区新橋一―一六―一―二〇一　ニュー新橋ビル三一七号　（五八〇）七二二四
加藤隆之　台東区西浅草一―六―四　（八三三）〇〇六六一
兼山金刀圀　練馬区上石神井一―三〇八　（九二〇）八一三四
上山五郎吉　武蔵野市境二―一―一三　〇四二二（五一）一四三六
倉田由次　足立区梅島一―九―五　（八八七）八四五一
斎藤嘉三　杉並区下井草四―一三―二　（三九九）九四六一
三枝潮　世田谷区豪徳寺一―九―三　（四二九）五三八一
酒井浅男　中央区湊二―一―七　（五五一）〇六二四
諏佐市之亟　新宿区西大久保三―八五　（二〇〇）六二一一
須崎孝美津　北区西ケ原二―四〇―六　（九一〇）六二六六
鈴木三男　大田区池上四―二六―二　（七五三）七二四〇
関口秀男　中央区銀座四―一三―一　上原ビル　（五四二）七五六一
田中正盛　大田区多摩川二―一六―五　（七五〇）六一五二
玉家義雄　大田区久が原六―六―二　（七五二）〇四七一
綱島慶寿　品川区西五反田二―一三―九　（四九四）一二五六
土橋栄夫　渋谷区本町六―四〇―一四　（三七七）三七一〇
二村倍吉　港区西新橋一―一八―六　童宝ビル　（五〇二）〇八二〇
橋田光臣　八王子市元本郷町四―一〇―二　〇四二六（二二）六三〇二
橋本一雄　葛飾区柴又一―九―一七　（六〇七）一一六六
浜中忠礼　青梅市河辺町五―一三―一　〇四二八（二四）三一四八
丸山修司　北区赤羽西二―三四―三　（九〇〇）二三五五
丸山潤次　豊島区北大塚二―一二―一二　岡ビル　（九一七）五一〇一
水葉義一　秋川市小川八三六　〇四二五（五八）三六二一
峯木清　墨田区江東区三―一二―三　（六三三）九一七一
山本敏郎　港区西新橋二―二〇―三　（四三二）五五一四
山本日出麿　千代田区丸の内一―二　仲二八号館二〇六号　（二一一）四六五一
山名正夫　新宿区西五軒町三五　（二六〇）二七九一
矢尾斌男　板橋区弥生町七　（九五六）〇一一三

人見敦　文京区小石川二―一―二　11山京ビル七〇三号　（八一三）〇六八四
都沢美夫　江東区永代二―二二―四　（六四一）二九二二
吉田承治　目黒区上目黒四―四―一〇　（七一九）三六四一

暑中お見舞申し上げます

藤井邦保　江東区富岡一―一一―七　（六三二）二二四三
宮下昌久　中央区日本橋茅場町二―一　宮下ビル五階　（六六六）七四〇七
若林恒雄　中央区築地二―九―二　銀座大信ビル　（五四二）六六二二

古屋勝成　八王子市本町一五―二　〇四二六（二二）〇五〇九
三輪三郎　杉並区和田三―四八―一四　（三五一）三三三三
和田新之助　文京区本郷二―一六―一〇　三興ビル　（八一四）五八九五

内藤安巳　大田区蒲田二―七―一六　（七三一）五六二二
村上正雄　世田谷区下馬五―二―八　（四二一）四四八七
渡辺孝夫　小金井市中町三―九―一三　〇四二三（八一）六一六八

千正清夫　中央区日本橋茅場町一―二八　共同ビル八〇三号室　（六六八）〇〇五一
高橋一郎　荒川区町屋二―七―六　（八九五）六七三八
高橋栄吉　渋谷区代々木三―五六　（三七〇）二四七六
高森利正　江東区亀戸二―二四―九　（六八二）五六三一

長坂利正　練馬区中村北四―二四　（九九〇）一一三一
前田実　千代田区神田鍛冶町三―三　共同ビル九三号室　（二五二）八九四九
中島育広　世田谷区玉川瀬田町五一九　（七〇〇）三三三一
松木正輝　荒川区西日暮里一―二九―四
永島徳造　豊島区目白四―二四―五　（九五四）〇二三五
的場輝夫　台東区台東一―三〇―一三　（八三一）三四九五
森山頼一　杉並区清水一―一五―二四　（三九九）〇六〇一
村松良市　国分寺市内藤一―一〇―四一　〇四二五（七二）三〇三七
渡部正広　文京区目白台二―九―八　（九四一）一七七七

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年8月15日　（金曜日）　第４８号

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　対談　税理士会の当面する焦点
第二頁

対談　税理士会の当面する焦点

山本義雄　日本税理士会連合会会長
岡崎寿士　第一税理士協議会会長

第二次商法改正の胎動がはじまり、税理士法改正問題や、所謂臨時税理士問題などの当面する大焦点を抱えて苦悩のつきない税理士会を山本義雄日税連会長が率いることになった。そこで岡崎寿士第一税理士協議会々長が山本会長にインタビューし種々抱負等を伺った。

左　山本氏　　右　岡崎氏

はじめに

岡崎　このたび、先生には日本税理士会連合会の会長にご当選なされまして、まことにおめでとうございます。

実は、東京税理士会の現状から見て、大阪の先生がご当選になられましたことは必然的結果でございまして、結構なことだと考えている次第です。

しかし、もう一面、東京税理士会の会員である私どもとしましては、これはひとつの考え方ですけれども、東京税理士会が今のような状態でなしに、ほんとうに一本化して、換言すると東京税理士会の全会員のために執行部が真剣に団結の方向で努力してきたものならば、おそらく東京会から連合会々長が出ていたのではなかろうかと思われるのです。それが、大阪の先生と限らず、他の会から出るということは、考えようによっては非常に残念だと思うのですがね。

しかし、先ほど申し上げましたように、東京会内部或いは税理士会の現状からみれば、先生が選出されたことは、まことに結構だと思っております。大いに私どもとしても期待申し上げているわけです。極めて多数の会員を擁する東京会のその会長が連合会々長になれなかったという例は前にもございまして、やはりその時も、東京会が、完全に一本化していなかった結果ではなかったかと思っているのですが、その意味では現在の東京会の現状を憂えている一人ですけれども、ご承知のように第一税理士協議会は、そのため東京税理士会の正常化ということを早くから唱えていろいろの運動をしてまいりました。したがいまして、第一税理士協議会を、何でも税理士会の方針に反対する〝かたき〟のように受け取られては困るわけでして、税理士会が正常な発展をしてくださいますことを誰よりも望んでいるわけでございます。またその意味から、その方向にご努力くださる方であればどなたが日税連会長になられましても結構なことで、私どもはこれを応援することにやぶさかではございません。重ねて今回の先生のご当選を心から喜ばしいこととお祝い申し上げるものでございます。

山本　どうもありがとうございます。私はひたすら全体の団結の方向で今後とも努力してまいりたく存じております。

商法の再改正問題における一部の反対運動について

岡崎　さて本題といたしまして最初に、法務省法制審議会商法部会が法務省参事官室名で各界に発している「会社法改正に関する問題点」のアンケート――すなわち商法の再改正問題に関して、先生のご意見を承りたいのですが、ご承知のように、昨年成立の商法改正はいわば部分的な改正といいますか、一部の改正でございましたわけで、今度こそ抜本的に商法を改正しようというものの動きのようでございます。また要綱なり試案なりができますまでに何年かを要するかと思いますが、これは昨年改正のときに附帯決議その他で当然予想されてもおり、附帯決議にも税理士会執行部としては反対していたわけではなかったと存じます。例えば、資本金五万円程度の小さな会社から、何百億円という大会社まで、一本の法律で規制することは、税法上も非常に難点があるわけであります。そういう意味で、今度のように商法――株式会社法を総合的・合理的に根本的に改正しようとすることは、私たち税理士にとりましても賛成すべきことではなかろうかと思われるわけでございます。

しかし、税理士会の一部では、前回同様、反対すべしとして猛運動を展開しはじめたやに聞いております。これらについて、先生のお考えなり、ご意見がありましたらお聞かせ願いたいと存じます。

山本　いまこの場で私の考え方を端的に申し上げることは、ご遠慮したいと思いますが、概念的にいいますと、税理士に対して有利な改正なら、これは大いに歓迎いたします。それに対していささかでも不利益なものなら、私どもは反対せざるを得ないと思います。

社会的に大きく見た場合に、それはぜひそのように改正しなければ、社会の正常な発展を期する上でさしつかえがあるということならば、忍ばねばならない場合もございましょうけれども、大綱においてはやっぱり自分の利害関係が主体ですから、場合によっては反対運動が起ることもありえよう、しかも自己に不利益だと感ずる人たちは猛烈に反対運動を展開するのではなかろうか、ということは予想しております。

岡崎　私どもが考えた場合、前の商法改正では、何ら税理士に不利益点があったとは思われず、したがってあの折の猛烈な反対運動は無意味だったし、事実大局的にみて失敗だったと思っています。多額の会費も使っている割には効果がなかったわけでして、私は例の税理士会一部の政治運動は決して成功したとは思えないのです。ことに国会筋には相当に信用を落しています。何でもかんでも反対とがむしゃらな運動を起すのが税理士だというような悪評も聞いておりますのでね。

山本　運動の方法につきましては、私たちも、反省しなければならない点が少くなかったと思います。ですから、今後の運動というものは前回の例にかんがみましてよほど慎重に考えてやらなければならない。これは一般的にも当然のことであります。

しかし、前回の運動を全体として見た場合、運動の成果が失敗であったという見方もありますけれども、或る程度は税理士としての権益擁護の面が確保できたのは、成功ではなかったかというような解釈を私は致しております。

岡崎　やはり運動の成否については、立場によって考え方が違うということでしょうかね。

山本　まあ、全面的な勝利ではなかった、ということは確かです。

税理士法改正問題について

岡崎　次に税理士法改正の問題ですが、これも税理士会内部の複雑な事情から種々問題があるように感じております。日税連として多年にわたりご研究のようでありますが、しかし情勢は刻々と変化しているとも思いますので、現在でも例の基本要綱そのままで改正を推進しようとする強い要求に対する先生のご見解をお伺いしたいと存じます。

と申しますのは、この基本要綱の中には、私たちがいつも問題にしているのですが、例えば公認会計士に非常に影響がある問題や、或いは試験制度の問題については税界出身者に影響があり、それぞれ関係団体との利害が錯綜するというふうな重要な問題を含んでおります。

したがいまして私たちは、これも従来のような運動でなくて、例えば、問題の所在について公認会計士協会と充分話し合いをするとか、或いは桜友会あたりとそういうふうな問題について常時話し合いを重ねていくとかの努力をすれば、自ずからそこに妥協点が見出されると思うのです。それをしないで、例えば一回会話したきりでもう話してもだめだというように投げ出したりしないでほしいと思うのです。なかなか税理士法改正などという大きな法改正は一ぺんに通るものではないと思うんですよ。だから根気よくお互いに連絡し、話し合いをして進めて行ったらどうかと思うんです。

山本　私のほうでも一部では、非常に単純に国会で議員提案で、挙に現在の基本要綱を実現させようと考える向きもあるのですけれども、それを有力な国会議員が取り上げて、提案者になって頂いたにしましても、途中で大変な反対があって、実現が甚しく難しくなるのではないかという考え方を致しております。

本年の四月二十二日の日税連正副会長会議で大体話し合いました事柄はやはり公認会計士協会さんなり或いは弁護士会さんそのほか国税労組の方々に対しても、ひとつ手分けをしてよく話し合いをして、了解を得た上でないと結論を得るまでの運びがつかないのではないか。こういうふうなことの話し合いがほぼできましたが、まだその着手には至っておりません。

岡崎　それは非常に結構なことで、私たち公認会計士は弁護士と違いまして、昔は同じ計理士の仲間で税理士をやってきたというような、いわば同じ釜のめしを食った連中が多うございますから、話し合いをすれば或る程度の理解はいくのではないか。もちろん相当譲歩して頂くところは頂かなければならないと思いますが。

山本　税理士法に関連のある利害関係者は非常に多方面にわたりますが、それらの方々とよくお話し合いを申し上げまして、了解を得て共感を得た方法でないと実現が難しいと考えております。

岡崎　政府も、この基本要綱に基づく改正運動に対しては消極的ではないでしょうか。

山本　何もご存じない国会議員さんに突然行って話しましてもね、それはいいとか、それはまずいなどというようなご判断があるかも知れませんけれども、さてしかしそれをしっかりのみ込んで頂きまして、実際に具体化して行こうと思ったらなかなか容易なことではないであろう。その点はよく承知しております。

岡崎　私たちも税理士法ができてかなり長年月を経過しておりますので、時代の進歩とともに税理士法も改正しなければならない点は多々あると思っております。ただ、先ほども申しましたような個個の具体的な問題については利害関係者と協議する必要があることは当然ですし、また試験制度の問題についても、われわれは今のような流れこみ式特別試験の特例については必ずしもこれを好ましいことだと思っているわけではありません。しかし、そうかといってこれを一挙に廃止するということには、ちょっと問題があるのではないか。税理士試験制度を全般的に合理的にするということの一環としてこの特例を改正するのであれば誰もが納得するのではないか。つまり合理的な方法があればいいのじゃないかという考えです。

山本　確かに、税理士試験制度全般につきましても、試験そのものにしましても、さらに研究しなければならないという考え方の問題はありましょうね。

岡崎　とくに税理士の資格を高める点においては、試験制度は重要なものですから、慎重な配慮がなされる必要があると思います。

山本　まずもって税理士制度の基本的なあり方から改めていかなければならないでしょうね。この税理士法改正問題に対しては、更に慎重に取組むべきだと考えております。

臨税問題等における税理士会の方針について

岡崎　重要な問題のひとつとしては臨税問題があります。これも今までのいきさつから見ますと、まだはっきりしないような点が相当あると思います。臨税問題の場合も税理士会内部のいろいろな立場で意見が違ってくるのだと思われますので、日税連執行部で統一的見解を樹立しなければならないと思いますがいかがでしょうか。つまり、税理士の職業的な安定の問題と無関係ではあり得ず、現在の段階でそういうものをやる場合、税理士業務をおびやかさぬよう税理士会を通じるという話し合いは、関係諸団体との間に進展しているのでしょうか。

山本　それも程度問題でして、或る程度は行われておりますけれど、やはり一面では通じないで行われている場合も相当あるようですね。

岡崎　依頼者のほうで事前に特定の税理士を指名してくるというようなことをされても困るんでしょうね。

山本　現在研究しておりますのは、ご承知でもございましょうけれども、日税連では小企業納税者対策の一元化構想というものを考えております。これのヒントは現行の医療保険制度です。それに副いましてなるべくこの制度に合うような方法を考えていったらということで研究中でございますけれども理想に走り過ぎるのではないかという懸念もございますので実現まではまだ時を要すかと存じます。いずれにしましても、相当国

（三ページへ続く）

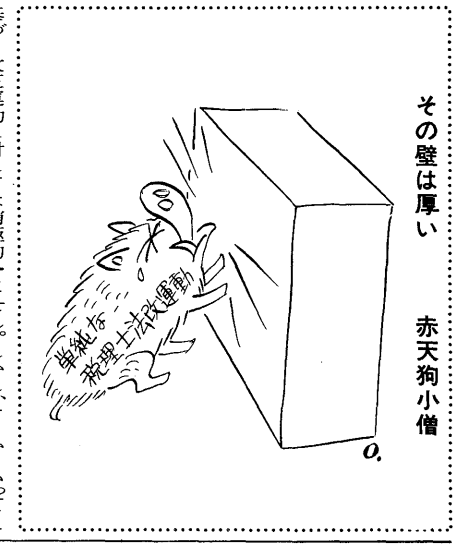

その壁は厚い　赤天狗小僧

ピリリ一言

▼大阪合同会長山本義雄氏の日税連会長は、大方の予想どおりの当選であった。立候補した他の二人のうちの、織本東京地方会長の落選はともかく、波多野東京会長が出られなかったことは、予め危惧されていたとはいうものの、現実となってみるとわれわれ東京会々員にとっては手痛い失望である。

▼日税連会長の座に、わが東京税理士会の会長をぜひ据えたいというわれわれの切なる願いは、決して〝わが田に水を引く〟エゴからではなく、客観的な必然と、それなりの大義名分があってのことである。つまり、全国会員の約三十％近くを擁し、したがって日税連の中枢的役員の大半を占めるなど物理的にも会の指導的立場をとらざるを得ない東京税理士会の会長が、全会のリーダーとなるのは原則論として当然なことで、これを果たし得なかった今回の結果については、やはりその素因について波多野会長も謙虚に反省していただきたい。

▼かって、日税連会長の椅子が、遠く九州の木村会長に移るという事態を招いたことがあった。その間、事務局自体の不便さと会務の渋滞もさることながら、木村老会長の心身両面のご苦労は大変なもので、その苦い経験を思い返しても、日税連会長の席は、やはり東京税理士会会長にあてるべきだと痛感するのである。そのための税理士会館の設置でもあった筈である。

▼しかしながら、ことは決定したのである。この上は、山本新会長に対してとやかくの批判や排斥をするような否定的態度はとらず、新会長に注文すべきことはどしどし注文し協力すべきところは惜しまず協力して、これからのわが税理士業の確立と前進のために全力投球していただくように支援・激励をしてゆこうではないか。

（倉田）

（一ページから続く）

家予算を張り込んで頂かないとできない問題ですね。

岡崎 それから税理士会を通じて税理士を派遣するとしても、誰を派遣するかというような、一種の推薦基準がはっきりしていないと不公平が生ずることにもなると考えられますね。

山本 そんな点では、確かに各単位会で非常に苦心するところです。まったくこの問題は、現行税理士法上、税理士が非常に社会公共性に富んだ職業であるにもかかわらずはっきりしない面が多多ありますので、ほとほと苦心致しております。

岡崎 政府予算の要求は、今のような不況時代ではなかなか出ないかも知れませんが、しかし要求はしなければなりませんね。

山本 そのとおりです。

岡崎 日本税務協会という外廓団体がありますね。あれなんか相当資金が出ているのじゃないですか。

山本 ほとんど本会の協力のもとにやって頂くような段取りにはなっておりますがね。

岡崎 とにかく、早晩はっきりした線を打ち出さなければならないということですね。

山本 そうです。ですから本会のかかえる当面の問題は、小規模事業者援助対策の問題と、さきほどの税理士法改正の問題が、やはり大きな焦点となるわけです。

一局複数会制問題について

岡崎 次に一局複数会制に対する日税連会長としての山本先生のご見解をお伺いしたいと存じます。ご承知のことと思いますが、私のほうの考え方をまず申し上げてみます。私どもは、先ほど申し上げましたように税理士会の正常化という運動を推進してきたわけですが、少なくとも東京税理士会では会員が八千人以上です。こういう厖大な会員数では、いかに有能な執行者がおっても、全会員の希望を一定の方向にまとめるということはなかなかむずかしいのではないかと思うのです。そして会員の意見を一定方向に集約することができないとなると、どうしても執行部の一方的な独断専行になりがちでございます。それでは非常に困るので、一局複数会制ということを私どもでは五年越し主張しているわけなのです。

一時、日税連でも、税理士法改正に関する基本要綱案などの中に一局複数会制の項が最初の頃は入っていました。その複数会制は地域別のそれであったわけですが、この考え方にはたいへん無理があります。先ず地域のわけ方に困難がありますし、それができたとしても、その結果は、支部がふえるようなもので複数会制にした意味がないことになります。私どもの考えているのは同志的な人的結合による一局複数会制です。このような性格の会が一国税局管内に複数できれば、お互いに切磋琢磨して各税理士会は共に正常な発展を遂げるものと確信しています。この点についてはいかがでしょうか。

山本 現在としては一局一会ということに法的にしばられておりますから、この問題は何とも方法がないように思うのですが。

岡崎 やはり、この問題は法改正運動の問題ですね。

山本 そうだと思いますね。

岡崎 それと私どもは、将来できれば公認会計士の資格で、当然に税務ができるようにしたいという希望も持っています。もちろんそれには相当の抵抗があると思います。例えば、公認会計士が監査をする場合には被監査会社の税務をやってはいけないというような利害関係の問題もその一つかと思いますけれども、これにつきましては将来商法監査が徹底して行けば、相当そちらにウェイトがかかると思いますので、そうなると税務はやっていられないということになると思います。ですからそうなれば、税理士の職場は拡大しこそすれ、縮少することはないのではないかと考えるんですけれども、税理士さんのほうから見ますとそういうことではないのですね。監査がふえても公認会計士は税務を当然やれるのだから税務も一緒にやるだろう。とくに関係会社の税務についても担当者の移動が行われるのではないか等のご懸念があるわけです。なるほど公認会計士も税務ができるわけですから、この問題の焦点は同一人が同一会社の監査を税務を同時に行うことの可否に帰着すると思います。事実問題として公認会計士の監査は、法定監査も任意監査もその領域が漸次拡大しており、やがては税務まで手がまわらない状況になりつつあります。したがって今後とも税理士の職域が侵されるという心配はこの面ではないであろうと思うのですがね。

山本 しかし、その問題に対する税理士会の従来の考え方としては、まったく反対の方向ですね。

岡崎 そのようでありますけれども、私の場合もおずかの監査をしていますが、税務は税理士さんに依頼し一緒にやっていますので全然摩擦がありません。逆に税務をやっている税理士さんから監査があるたびにやってくれないかとくることがあるんですよ。お互いに職域を尊重することが大切です。ところが税理士会とか公認会計士協会とかいう全体の問題になりますと、そうはいかないで、ややともすれば感情的な摩擦が生じやすいのは残念ですね。

どうも、税理士の諸先生の全部ではありませんけれども、税理士の職域侵害論をとなえる先生方のなかには職業上の劣等感をいだいている方がいられるのではないでしょうか。税理士という職業は立派な職業でして、公認会計士や弁護士と同列であり、決して卑下する必要はないと思うのです。ところが従来のいろいろの反対運動を見ますと悉く公認会計士を対象としております。そのような点から見ますと自らを卑下しているような点が多々あるような気がするのですが。

山本 卑下するというよりか、非常に数の点でも多うございますのでね。ご指摘のような面では、だいぶ変った考え方の人もあるようですね。

岡崎 何とか考えなければならない問題でして、お話のように数が多くなると、変った考えの方がでるのは、また当然のことと思いますが、それが内部的に一定の方向に調整できないとすれば、やはり一局複数会制の必要が生ずるわけです。

山本 先ほども申しましたが、税理士は極めて重要な社会公共性のある職業なものですから、そのために苦しみもありますけれどもできれば現在のような複雑な資格構成ではなく、はっきりしたもので統一し、税理士会としてのスッキリとした運営ができれば、と私も考えています。

ですから現在のところは、公認会計士さん方のお考えとは非常にかけ離れた反対の考え方が多いですね。基本要綱などでも全然相いれないような面のあるのを承知致しております。

岡崎 その点はやはり、お互いに話し合いを深めますと、だんだんその距離が縮まってくるところなんですが。

山本 そうなければならないと思います。

税理士会の今後の運営について

岡崎 最後に、先生がご就任なされてまだ日も浅いのでお答え頂けるかどうかわかりませんが、税理士会の今後の運営方針とか、或いは会長としての先生の抱負なりを聞かせて頂ければ幸いです。

山本 別に難しくは考えておりませず、やはりすべて相手方があり社会がありますから、それとの間においてなるべく摩擦のない運営をということを今後の基本方針として考えているわけです。

したがって、税理士法改正の問題にしましても、そんなに一気に改正にもって行くというわけではなく、行うべき方法というものを充分検討して間違いなく目的の達成の出来るよう行いたいと思っています。とくに、関係の深い友誼団体の方々を、よくご説得申し上げまして、ご理解を得た上で実現をはかって行きませんと、とてもじゃないが目的の達成は難しいのではないかという考え方でございます。

何ぶん私も日税連会長は初めてでございますし、はっきりいうともう老年でございますので考え方が古うございます。新しい方々との間では少し考え方の違った点があると思いますけれども、なるべくは、お互いに理解し合って融和をはかって行きたいと考えているわけでございます。未熟な者ですけれども、将来共にどうぞよろしくご指導をお願い致します。

岡崎 私どもも新会長に期待しておりますので、何ぶんひとつよろしくご協力をお願いします。私どもも微力ですけれども、できるだけご後援申し上げたいと思います。

第一税理士協議会会員一挙にふえる

八月十六日荒川監査団研修会の席上で

第一税理士協議会荒川支部の会員は十一名でしたが、たまたま、八月十六日の公認会計士協会荒川監査団の研修会の席上で、第一税理士協議会の運動の意義を訴え、加入促進をお願いしましたところ、これで第一税理士協議会荒川支部会員は一挙に十七名に増加いたしました。荒川支部においては、税務のみならず監査にも旺盛な関心を示しており、荒川監査団の実務研修会も六月、七月、八月と三回にわたって開催され、会員の資質向上をめざして意気軒昂たるものがあります。因みに荒川の公認会計士協会々員は二十四名、その内荒川監査団所属は二十一名で今後も毎月一回の研修会が予定されています。

（伊藤誠一郎記）

第一税理士協議会に期待する

通知公認会計士会々員　岡部忠雄

公認会計士である税理士は、第一税理士協議会か通知公認会計士会かのいずれかに入会すべきであろう。

少なくとも公認会計士の名称を使用しての下、利害関係は一致している筈であり、直接間接を問わず、組織を通して共同の利害を調整して行くことが大切である。

税理士業務を行うことのみからすれば、いずれにも入会しないでも税理士会に入会していればよいのであるが、近時の税理士会の動向からすれば、公認会計士たる税理士と専業税理士との利害関係は複雑多様化の様相を呈している点からも、公認会計士の資格を有する税理士は、仮りに税理士業のみを行っているとしても、公認会計士の名称を使用する以上は、利害一致する団体のいずれかに入会すべきである。

自由の原則、選択の原則があるとしても、法治国家に居住する以上は、陰に陽にその恩恵を受けていることは事実であり、直接に活動をしないまでも、その団体に所属することは、人数的、経済的に強固な団体となり稗益するところは大である。

いずれの会にも属されておられない方たち総てが、いずれかに入会されて、その団結が強固なものとなり、活動が活発に行われることを期待したい。

さて、公認会計士制度ができて約二十六年になるが、理念としては公認会計士全員が通知公認会計士となるべきであるが、漸進的発展と、歴史的事情から、当分は第一税理士協議会の存在も必要である現況から、大いなる目的のもとに、第一税理士協議会の活発な活動を期待するものである、

第一税理士協議会の活動については、大いなる熱意の下、活発に活動されておられる様子であるが、今後共、会員のためになる会であることに努力をされて、会員のために「何か」を常に実行されて、会員が「何か」を感じ取られることを心掛けることにより、一層の発展を遂げることができるのではないか。

種々の会が多数あるが、会員に基本的な存在の事情を周知徹底させ、かつ、その存在の有意義さ、有難さを感じさせるように努力を常に心掛けている会が如何程あることか。少なくとも、第一税理士協議会は、その基本原則を忠実に実行されて、魅力のある会として発展することに努力する労をいとわないでほしいものである。

公認会計士制度並びに税理士制度のそれぞれの存在事情を再度根本的に認識を新たにして、各所属団体の下に理念とするところに向って努力をして、斯界の発展に寄与すべきではないか。

最後に、第一税理士協議会の益益のご発展を切に願う。

新製品紹介

クスダ卓上オフセット印刷機

クスダ事務機㈱では、ビジネスショウにも出品した新製品〝A・B・ディック新型卓上オフセット印刷機三一〇〟を発売した。

この印刷機は、小型オフセット機の世界的メーカーであるA・B・ディック社製の新鋭機で、やさしい操作、自動インクローラークリーニング装置などがついており、インク皿も使い捨てなので手が汚れないばかりか、コピーの生産性が一段と向上したもの。オペレーターの安全性も考慮した安全カバー付き。

価格　百三十万円。

六月一日　発売開始

発売元　クスダ事務機株式会社

東京都港区西新橋一―五―一一

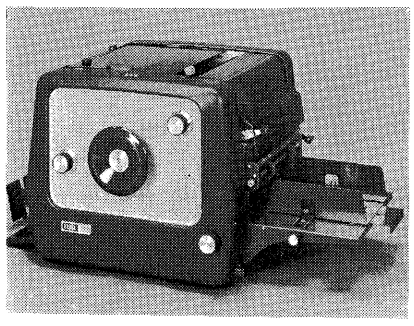

ツバメマークは信頼と躍進のシンボルです！

産業エネルギーの安定供給と石油化学分野に丸善石油は限りない前進をつづけています――――

石油から未来をひらく

丸善石油

病気やケガで休んでももう安心です。

いまの収入をそのまま補償

所得補償保険

所得補償保険の特長――――

●病気やケガで休まれた場合に保険金をお支払いします。

●最長５年の長期補償ができます。

●ご加入の際、特別な健康診断はありません。

●事故のない場合、保険料の20％をお返しします。

●保険金は毎月お支払いすることもできます。

（便利な保険料月払制度（12回）があります。

銀行の自動振替サービスをご利用ください。）

きょうを支えあすを築く

大正海上火災

本店　東京都中央区京橋1-5　TEL 03(561)9111(大代表)

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年９月15日　（月曜日）　第４９号

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　座談会　最近の情勢
第二頁　第一税理士議会の進路

座談会

最近の情勢と第一税理士協議会の進路

会社法改正の意見照会問題や税理士法改正問題など税理士会の当面する焦点をかかえ、業界の苦悩はつきず、本紙前号で山本日税連会長と岡崎第一税理士協議会々長が対談しているが、第一税理士協議会としても、それらの問題点に対して見解を統一する必要があり、さっそく関連する責任者の方々を招いて座談会を開催した。

はじめに

倉田　本日は諸先生方には、第一税理士協議会の座談会にご出席下さいまして誠に有難うございます。

最初に岡崎会長のご挨拶をいただきたいと思います。

岡崎　第一税理士協議会のことしの総会において本年の活動方針がきまっております。いよいよ秋になりましたので実行に移して行きたいと思っています。

先般、本紙既報のように、大阪の山本さんが税理士会連合会の会長に当選されましたので、当面する税理士会の諸問題につきまして種々お伺いしてまいりました。山本会長は慎重な構えのように見受けられますが、特に会社法改正に関する意見照会問題などに対しては再び反対の気運などが税理士会の中に醸成されつつあり、第一税理士協議会としてもできるだけ早い機会に態度を決定する必要があります。そこで本日は第一税理士協議会としてかかえている諸問題と合わせまして、まず基本的にいかなる考え方を持つべきか、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

会社法改正問題に対する税理士会の現状

倉田　会社法改正の意見照会問題は、法務省のほうから裁判所、弁護士会連合会、大学、各種経済団体等に「改正について検討してくれ、回答をもらいたい」という文書がまいりまして、それが税理士会にもかなりの刺激を与えているというのが実情です。

会社法改正問題に対して、第一税理士協議会はどういうふうに受取るべきかということで、先生方にご意見を開陳していただきたいわけです。まず久保村先生、法務省のほうからの意見照会につきましては、税理士会はかなりエキサイトしておるようですけれども、現状はどんなふうに税理士会では受け取っておられますか。

久保村　今のお話の会社法問題ですが、連合会の人事も最近決まりましたのでこれからの検討問題になると思います。

現在のところ法務省の民事局参事官からの問い合わせに対して、十四単位会の各単位会ごとの意見を、至急連合会へ出してもらいたい、という文書が連合会長名で出ているわけです。

それは十月に出すわけですが、少なくとも九月の半ばごろまでには欲しいということで、東京会の場合は、各部長あてに問題について、法対委員会の委員長名で、「商法改正（第二次の問題点）法対策委員会の討論のまとめ」という文章を出し各支部の意見の取りまとめ方をお願いしてあります。

したがって、予定では九月十五日までの間に、それが東京会の法対委員会に集まることになっています。

ですから、まだ現時点においては、これがどういうふうな東京会の意見になるかは、まだはっきりとわからないわけです。

倉田　特に内容的に絞って、七項目のうちどの辺がいちばん問題になるというようなところはございませんか。

久保村　七つのうち、今お話したようにまだ各支部からの意見が来ないのに私がこういうことをいうのは早計かも知れませんが、一に「企業の社会的責任についての問題」が出ておりますが、こういう問題よりは、まず二の「株式総会制度」の問題、そして「取締役および取締役会の制度の改善策」と、六の問題、あとは七にある、「最低資本金の制度および大資本会社の区分についての問題」で、株式会社の最低資本金を五千万円等でもって決めるかどうか、というような問題です。

そして今後は、有限会社の最低資本金を大幅に引き上げて、それ以外はみなし法人以下の扱いをしていこう、という考え方です。ですからそういう点について、各支部長あてには全項目について意見をとりまとめてもらいたいという文書を出したわけです。

会社法改正問題の意義と展望

倉田　久保村先生のご説明はまだ統一見解とか、そこまではいってないようですけれども、やはり論議の的となるのは第七あたりが中心で、職域問題としてとられているような感じがいたしますけれども、その是非はともかくとして一応久保村先生のお話を受けて、それ以前の問題でも結構ですけど松木先生この問題はどういうふうに受け取るべきか、ご意見をお願いしたいと思います。

松木　ご指名ですので、一応私の考えを述べてみたいと思いますこの問題は、今久保村先生もおっしゃっていましたけれども、各会社の区分についての問題」で、

われわれとしては、やはりこの問題に関し、筋道を通して意見をはっきり打ち出していかなければならないと思います。

もちろん、職域の問題にも若干はからむかも知れませんけれどもそういう低い次元でこの問題をとらえては、いけないのではないかと思うわけです。

更に、具体的に分析しますと、最初の「企業の社会的責任」という問題につきましては、やはり今からの経済の変ぼうの中に対処していく場合に、株式会社は将来どうあるべきか、ということは、監査の問題とも関連してくると思います。

ですから、この問題は十分な検討をして、われわれの監査が将来経済の中でどういう地位にあって経済発展に寄与していくかを意見を述べなければならないと思います。

あと全部の項目についていろいろ言うと長くなりますので、特に関連項目に限定して言いますと、第三の「株主総会制度の改善策」という中に「会計監査人の監査が強制される監査にあっては、計算書類の確定は取締役の権限として、総会への報告事項とするのが合理的であるとする意見がある

（二ページへ続く）

出席者

第一税理士協議会会長　岡崎寿士
同副会長　岩崎守利
同副会長　加藤隆之
同副会長　下田友吉
同副会長　千正清夫
同副会長　松木正輝
同顧問　久保村得治郎
同理事　浅井新平
同理事　兼山金刀圀
同理事　倉田田次
（司会）

写真説明、上段右上より岡崎、岩崎、加藤、下田、千正、松木、久保村、浅井、兼山、倉田の各氏

主流

第一税理士協議会の強化を計ろう

昨年春に成立した商法改正に附帯して、更に商法の全面的な改正が行われようとしている。

すなわち、前向の商法改正に際し衆参両院がつけた附帯決議の主旨にそって法務省法制審議会商法部会において引き続いて次の改正に着手しようとしているのであるが、その第一段階として法務省より各界に発せられた「会社法改正の問題点」と称する意見照会の内容は、多岐にわたっており、会社法――株式会社法の全面改正に等しい法案となる可能性を見せている。

そのためにも法務省としてはまず各界に意見照会をするなどの慎重な構えを見せており、まさに商法の抜本的改正が近い将来に実現するであろうと推測される。公認会計士協会としてはこの改正主旨に基本的に賛成して立派な改正の行われることを期待している。公認会計士政治連盟においても、去る六月の総会で昭和五十年度の運動方針を決定して、今後の商法改正については専門的見地から建設的意見を公表してその実現を期するための運動を活発に展開しようとしている。

ところが、税理士会筋は相変ず反対の姿勢を強めており、去る七月十五日全国専業税理士協議会が同じく昭和五十年度の定時総会を開催して、税理士は著しい差別的取扱を受けている等と称し専業税理士の失地回復、権益擁護運動を展開することを決定し、法務省の商法再改正の動きに全面的に反対することを宣言している。

商法改正は、昭和四十四年から法務省案が作成されて以来その実現を見るまでに五年の歳月を要しているが、その間税理士会の激しい反対運動があり、それかあらぬか野党攻勢を伴い、商法改正案が継続審議になる等の事態があって、昭和四十九年三月一部修正で国会を通過し監査制度の改正が行われたのである。そして「株主総会制度」「取締役監査役の制度」「最低資本金制度及び大小会社の区分」等を中心とした今回の法務省の改正着手となったわけであり、意見照会のアンケートも発しているのである。しかし、税理士会筋の反対的態度を見ると、再び対立が生じないとは断言できない。もし、再び対立となったら、第一税理士協議会の会員は税理士であるとともに公認会計士であるから甚だ困るのである。従来は税理士会員として税理士の立場に立って、税理士会の執拗な反対運動を批判し、多くの面で税理士会の狂奔する独走をチェックしてかなりの成績をあげてきた。しかし、今後の税理士会の運動態度を今から予測することは困難ではあるけれども少なくとも税理士会として会社法改正に対し反対の運動方針をきめたならば、第一税理士協議会は社会正義のためにも今までのような活動の域を出ないようであっていいかどうか疑問である。

そこで、第一税理士協議会として重要なことは会員の増強と活動方針の明定である。

会員は、第一税理士協議会の体質とその活動指針が積極的に明確にされ、その運動が具体的に進められることを期待しており、会員の増加もまた充分にその目的を達し得ると思われるので、その点についての配慮と強力な施策を行う必要があるのではないかと考える。

ピリリ一言

▼ことしは猛暑にネをあげ、むし暑い残暑が幾日も続いていい加減にうんざりしたが、漸く峠を越したような感がある。

商法の抜本的改正の一といわれる会社法改正問題についての税理士会の動きは各方面から注目されているが、実務面では、九月に入ってから税務調査も一層激しくなり、税理士の諸先生方は、整理やら、その立会いで奔走されていることと推察し、同情している次第である。赤字財政はひっきょう租税面にはね返ってくるので、それだけに、税務調査もいささかゆき過ぎの感もないではない。

▼ゆき過ぎ調査というと、当局を刺激するような表現となるであろうが、調査官は調査権があるのだからどんな調査方法をとってもいいということではない。そこに良識ある思考と高度の技術を必要とするので、より正確な調査は、きびしい調査とは比例しないし、場合によっては逆比例的結果となる場合もある。とくにそこには感情的な問題が働くので出来る限り科学的に事象をとらえて、そのファンクションにおいて適正価を見出すべきである。ちょっとした勉強と配慮が、税政にひびく時代に入ったことを認識すべきであろう。

▼抜本的商法改正の着手といわれる会社法改正に関し、その第一段階として問題点の意見照会が各社各団体に発せられて、法務当局より職業会計人にも協力方が要請されており、その内容が各紙に報道された。意見照会の内容には、かなり気をくばっている点が見受けられて、わが意を得たように好感を感ずるが、ただ現論的事務的な匂いが強く、現実に動いている会社自体とその社会関係についてふれる面は弱い。それだからこそ、各界の回答意見を求めているのであろうから、高い観点で各界は意見を出すべきであろう。

▼そして、今日の不況が世界的なものであると逃げ、現状分析もせず、金融引締めがインフレに対する唯一の対策と考えているかの如き為政者の反省もうながす必要がある。その意味では会社法改正は若干の時間をかけてもよいと思われる。

（一ページから続く）

が、どうか。この場合に会計監査人の選任は、総会で行うよう改めめる必要はないか」ということが問われているわけです。

それで、取締役会の権限で計算書類の確定をするということは、少なくとも会計監査人が、株主総会で選任されて、株主の代わりに監査をするんだ、株主の代わりに監査をする以上、その計算書類については、間違いがないとするならば、取締役会で確定しても合理的ではないか、というような理解を私としてはしているわけです。

ここでもう一つ考えなければいけないのは、もちろん株主総会の中における選任という問題と同時に、解任の問題も考えなければいけないと思います。

というのは、解任は少なくとも現状では取締役会で監査役の同意を得て、勝手にできる。まさに思うようにできるという状況であるわけです。

少なくとも監査の途中でそういう解任問題が起きるということは非常に問題がありますので、むしろ正当な理由がない限りにおいては監査は続けていかなくてはならない、という姿勢をここで打ち出していく必要があるのではないか、という感じを私としては持っております。

それから、もう一つ関係のある項目として第五の「株式会社の計算の公開」という問題ですが、前国会においてもいわゆる継続性の原則と、それから商法の特定引当金について、激しい議論が展開されたわけです。

継続性の原則については、計算書類を作成する場合に、これがなければ、計算書類の真実性は保持できないのではないか、ということもあります。もう一つ継続性の原則は、商法の規定の中で、ある程度明確にすることが必要だと思われますのは、相当有力な意見として、継続性の原則が必ずしも法になじんでいない、ということが若干論議されているわけです。

大部分の意見は、最近においては継続性の原則は商法の中にあるんだ、ということですが、そういう誤解があるとするならばこの際はっきりさせることがいいんじゃないかと思います。また、特定引当金についても、租税特別措置法などによるところの準備金が、はたして特定引当金としての性格を持っているのかどうか、ということをこの辺で再検討をすることも必要だし、また、期間損益をある意味では保持していく、という面から、この特定引当金の問題を明確な形で、世間に誤解のないようにすることも必要ではないか、と思うわけです。

そのほか、連結財務諸表制度をこの中に入れてはどうか、という問題もありますし、更には先ほども言われましたが、大小会社の問題もあるわけです。

職域論にとらわれぬこと

倉田　第一税理士協議会が、法務省のほうから正式な回答を求められているというようなことではないですけれども、確かに税理士会の一グループでございまして今松本先生がおっしゃったように第一税理士協議会なりの格式の高いといいますか、職域だけにとらわれない次元の高い見識の意見を皆さんにお出しいただきたいと思います。

今、松本先生がおっしゃった中に、今度の改正の着想は、端的に言えばとくに中小企業まで含めての企業組織の洗い直しだと言われているわけです。そういう意味で、職域がどうしてもからんではきますけれども、それはそれとして、改正の出てきた意図・要因を、われわれはどう受け取るべきかということについて、兼山先生お願いします。

兼山　まず職域論でこれは討議されるべきではないということを、第一に強調したいわけです。

そして、この会社法改正に関するアンケートが出た背景というのは、この間の商法改正の附帯決議の中に、非常に重要な、問題提起があるわけです。すなわち将来のわが国の株式会社の現状にかんがみる時に、商法等に改正を要する問題が少なくなく、今回の改正をもってしても、その十分な実効をあげることが困難である。よって政府は次の点について早期に検討すべきである。第一に「会社の社会的責任、それから大小会社の区別、株主総会のあり方取締役会の構成および一株の額面金額等について所要の改正を行うこと」とあります。そのほかにもありますが、そのような附帯決議が、国会における要望ということで、これを含めて今回のアンケートになったのであろうと推察されます。

そうであるから、第一税理士協議会の会員といたしましても、こういう事実をこのアンケートを通じて深く認識しなければいけないという点を、強くお願いしたいと思います。

ですから、いいとか悪いとか言う前に、松本先生も言われましたが、これはそういうアンケートだから、その趣旨に従って、無関心ではいけない、少なくとも会員各位におかれては、十分な認識のもとにこのアンケートをよく理解する。あるいはアンケートに盛られていない部分も多々あると思いますから、それについてどうだろうということで、認識する必要があるのではないか、というように感じております。

これは、会社そのものの性格が今後における監査制度の問題に、非常に大きな影響を与えますので今までどちらかというと、われわれは、理論的にはいろいろな問題を討議していながら、世間に対してアピールをあまりしていなかった、という面があります。

そこで、第一税理士協議会を中心にしながら、東京税理士会なり日税連に対して各会員が支部を通じ、また第一税理士協議会を通じて、この問題について十分に検討をして、意見のＰＲをしていただきたい、というのが希望です。

そして、このアンケートの中のものというのは、アンケートが出てからいろいろ交通整理をされると思いますけれども、非常に今後の株式会社制度、あるいは日本の企業会計にまつわる制度につきまして、大きな問題を投げかけている事実を、この際十分にご認識いただきたいということです。

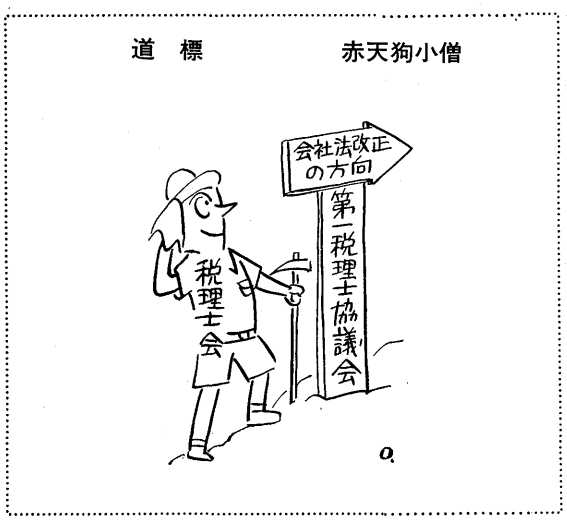

道　標　　赤天狗小僧

税理士の立場から主張を

倉田　職域論に持っていくことは考えなければいけない、ということと、今おっしゃられたように、内容を素直にかみしめて専門家集団らしい意見をやはり出さなくてはいけない、というようなご意見のように承りましたけれども、加藤先生この点についてお願いします。

加藤　両先生のご意見に全く同感でございますが、表面に表れている問題を素直に見ていくというものの解釈のしかたと、もう一つはその中に含まれている問題を、静かに検討し対処していくというありかたとがあるように実は私も考えているわけです。

ですから、そういう意味では両先生のご意見には全く同感で、認識をまずしっかり持つということが、この際、われわれにとっては必要ではないかと思います。簡単に言えばそういう結論ですね。

ですから、あわてふためいてどうのこうのじゃなくて、本質をしっかりつかもうというようなことで進みたいと思っております。

倉田　千正先生ひとつ……。

千正　大体私もそういう皆さんのご意見と同じような考え方を持っていますが、法務省が多くの団体に対して照会をした。

これは立場立場によって商法の見方がある税度違う、学者は学者としての見方があるし、実務家は実務家としての見方があるわけです。したがって、われわれは学問的におれをどうこう言うような意見を出すということは、あんまりプラスにはならないと思います。

ということは、これは各大学に対してもそういうアンケートを出しておりますし、また中小企業の団体であるとか、あるいは税理士会であるとか公認会計士協会であるとか、そういういろんな企業団体、あるいは経団連あたりに対してもこういう照会を出しているわけです。

ですからこの回答は、あらゆる階層の意見を総合して、現在の日本の株式会社の制度をどう改めるべきか、ということにねらいがあるのだろうと思います。

したがって、われわれは税理士という立場で、あるいは公認会計士という立場で考えていろいろあると思いますが、第一税理士協議会は税理士の団体でございますから、税理士的な立場でこの商法をどうしたほうが一番日本の経済を発展させ、国民経済を豊かにするためのプラスになるか、ということを考える必要があるのではないかと私は思います。

そういう意味におきまして、結局学問的にも、理論的にもどうあるべきかということは一般的に前提になりますけれども、しかし、それは立場立場でいろいろ考え方が違いますから、私はむしろそういった専門的なこと、あるいは学問的なことではなくて、むしろ税理士として将来日本の株式会社はこうあるべきである。あるいは有限会社はこうあるべきであるというような意見を出すのが、法務省でも非常に参考になるのではないか、と考えます、ただ税理士としてはどう考えたらいいのかということになりますと、これはなかなか難しい問題であり、そう簡単には結論は出ないと思います。

しかも税理士の一部の方は、税理士制度を破壊するのではないかというような、強硬な意見を出している。まだこれはまとまったものではないと思いますけれども、そういう意見を出している方もあり、それへの対処の問題もあります。

われわれとしては、会社法がどういうふうに改正されるか、これは将来にかかる問題ですが、少なくてもアンケートを要請したその項目によって判断いたしますと、株式会社の現在の状態では、やはり不備な点が非常にたくさんあるからどうしてもこれはある程度訂正していかなければならない、そして理想的な形態のものに直していく必要があるということを、皆さんが考えておられるということがわかります。

どういうことが理想的な形態であるかということは難しい問題ですが、とにかくわれわれは税理士の立場として今後株式会社というものがこうあるべきだ、という意見を出す必要がある。先ほど次元の低いような話になると困るというご意見もありましたけれども、私も同感で、もちろん税理士制度がこの商法の再改正によってもし圧迫を受けるというようなことがあるとしたら賛成できませんが、といっても、どういうふうな主張が果たして税理士としてプラスになるのか、というようなことについては、いろいろ意見も分かれると思います。そういう意味におきまして、今後は十分検討して、そしてわれわれの職域にもプラスになり、しかもそれは大きな意味においても日本経済の発展につながる、という理想的な形態にするにはどうしたらいいかという、りっぱな具体的な意見をここでまとめて、法務省のアンケートに答えるという姿勢が、必要ではないかと思います。

税理士会へ反映させよう

倉田　浅井先生は、現在わが第一税理士協議会の理事でもあり、又同時に東京税理士会の執行部の一員として研修部長さんでもあられるわけですが、そのお立場でひとつ、この問題についてのご意見をお願いします。

浅井　私は基本的には、先ほど諸先生がおっしゃったとおりに考えは同じです。

ただ、私が税理士会執行部にいるものですから、久保村先生も同じですけれども、先ほど久保村先生のお話の中にありました通り、東京税理士会においては、このアンケートについては、九月の中ごろまでに各支部のほうからご意見があればひとつ持ち上げてくださいというお話をしてあるわけですので、第一税理士協議会のほうでも積極的に申し出していただいて、われわれも重大な関心を持っているんだ、アンケートについては、これこれこういうわけだということで、第一税理士協議会の意見が十分に反映するように税理士会執行部のほうに申し出ていただければ幸いだと考えております。

ですから、先ほどから先生方がおっしゃっているようなことが、他の仲間からも出てくるでしょうけれども、それをこの第一税理士協議会の内部だけでなくて、東京税理士会の執行部のほうに伝わるように、各支部のほうからそういう意見が出てくるように、努力していただければと考えているわけです。

そこで、第一から第七の問題については、先ほど皆さま方がおっしゃった通り、私も同意見でございます。

そのようなことで、私は執行部の一員として、皆さま方のご意見が第一税理士協議会を通じてだけでなく、各税理士会の支部のほうから出てきていただくようにしていただければ、ありがたいことだと考えております。（以下次号）

多彩な機種が揃っています。業種・業務に合わせて最適のシステムが自由につくれ、導入のその日から即、戦力となります。

在庫管理のキレ者。

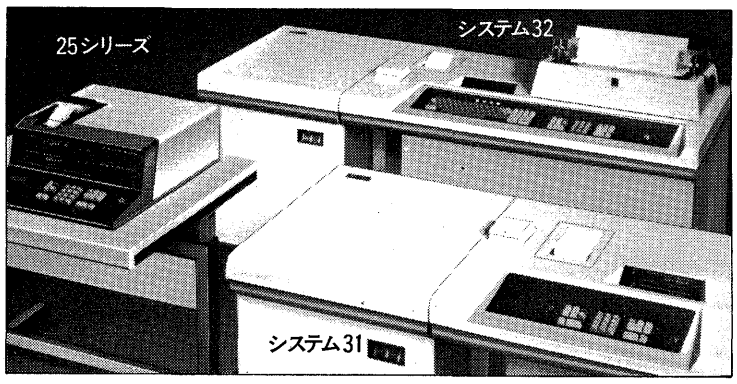

ウチダ 在庫管理機 エルコス

エルコスシリーズのユニークな特長
●普及型の卓上在庫管理機エルコス25から、ジャンボな記憶容量を誇る30型、31型、32型と豊富でバラエティにとんだ商品群●スピーディなリアルタイム処理方式で、コード番号・管理データなど在庫ファイルのデザインが自由●コード番号の新規登録や抹消が自在で分類も自動的●加・減・乗算、分類、集計機能があり、単品ごとの数量、端材、金額管理などが可能●電卓なみのやさしい操作
■カタログのご請求はハガキに商品名を明記の上、右記にお申し込み下さい。

ウチダ
株式会社 内田洋行
事務機器事業部
本社・〒104東京都中央区新川2 4 7☎03(553)3111
札幌・仙台・名古屋・大阪・神戸・広島・福岡

ワンタッチの操作で開閉

税務事務にピッタリ！
伝票用から一般文書用まで
サイズの種類が豊富な

キングスポットファイル

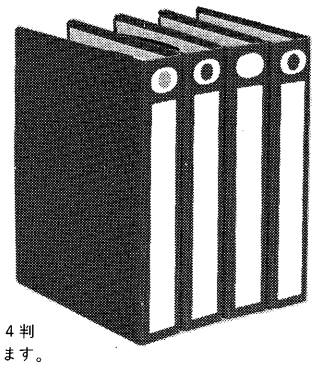

特長
■スピーディーにファイル
■明るく見やすいサークルカラーの背見出しが評判です。
■セクション罫付の背見出し紙はタイトル記入がらくに出来ます
差し替えも自由です。

B６判からＡ４判まで揃っています。
●Ｂ５判・Ａ４判は項目別記入に便利な扉目次つき（一部を
●背見出し紙の裏面には従来の背見出し紙があります。

株式会社 キングジム
本社 〒101 東京都千代田区東神田２－10－18
支店 大阪・名古屋・福岡・広島・仙台・札幌
●カタログさしあげます。ＤＺ係へどうぞ。

★税理士会の正常化をはかる
★中小企業をようこする
右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年10月15日　（水曜日）　第５０号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　第一税理士協議会会社法改正意見照会の意見書発表
第二頁　座談会、最近の情勢と第一税理士協議会の進路

第一税理士協議会、会社法改正意見照会の意見書発表

意見照会「会社法改正に関する問題点」に対する第一税理士協議会の意見書

法務省から発せられた各界への意見照会「会社法改正に関する問題点」に対しては、今月末に回答の締切が予定されているところから、現在各界各団体において鋭意回答を検討中の模様である。第一税理士協議会としては、税理士・公認会計士としての意見が今後の改正作業に反映するよう、また、関連諸団体のその回答の参考となるよう、十月九日、緊急に理事・支部長会議を開催し、第一税理士協議会の意見書を索定した。左にその全文を掲載する。なお、この意見書は法務省および関連諸団体に送付してある。

（前　文）

昨年三月の商法改正成立の際に会社法の抜本的改正に関連する附帯決議がつけられたことは周知のとおりである。それによって、商法改正はそれで終わったわけではなく、大小会社の区分とか、株式会社における本質的な諸問題及び監査制度の将来の方向につき改正の要のあることが示唆されていた。したがって、今回、法務省から各界に発せられた意見照会「会社法改正に関する問題点」は、誠に時宜に適している。

ここに、重要と思われる問題点に絞って、第一税理士協議会の意見を表明する次第である。

株主総会制度の改善策

●株主総会の形骸化の問題

近年、社会経済の発展に伴う株式会社の対応関係が未熟なために必然的に株主総会が形骸化している。しかし、この対応策としては株主総会は拡充すべきではなく、現行のたてまえを維持するか、縮少すべきである。対策として、計算書類の確定は会計監査人の適正と認めた監査報告書を待って取締役会で確定するものとし、利益処分は株主総会において行うものとする。

（理由）総資本に対する自己資本比率並びに個人株主の割合が特に大会社において過少なわが国においては、株主総会の権限拡充はあまり意味がない。株主総会の法定決議事項については、現行のたてまえを維持するとして、株主の質問権等財務内容公開に重点を置く必要がある。

●計算書類の確定と会計監査人の選任

会計監査人の監査が強制される会社にあっては、計算書類の確定を取締役会の権限とし、株主総会への報告事項とすることが合理的である。そしてそれには、株主総会において会計監査人を選任することが条件である。ただし、利益処分の確定については株主総会の権限とすべきである。

（理由）会計監査人が、株主総会において選任されるならば、株主総会に代わって取締役の行為を会計上チェックできるというたてまえとなるから、ひっきょう、株主総会の形骸化に対して活を入れるものとなる。

●会計監査人の解任

会計監査人の退任又は解任は、契約期限の満了又は契約解除だが退任の場合は問題がないとしても解任の場合は株主総会の議決事項とし、あくまでも監査終了時点までとし、中途契約解除は正当な理由がない限り解任できないこととすべきである。なお、会計監査人の時効についても、商法第二八四条の規定を準用すべきである。

（理由）現行法における会計監査人は、独立不き の第三者として会計監査に従事している。しかも、企業と会計監査人の間は自由契約の原則にもとづいて契約している。したがって、企業に都合がわるくなったからといって、取締役会において監査役の過半数の同意を得て監査の途中であっても一方的に会計監査人との契約を解除できるようになっていることは、甚だしく会計監査人の独立性を阻害する。それはただにその企業内部にとどまらず社会的影響も大きい。

●監査役の一人は公認会計士とすべきである

大会社に限り、監査役のうち一人は公認会計士を入れるべきである。

（理由）公認会計士は、企業会計に対する監査の専門家として企業の実体を熟知している。したがって経営業務に関しても十分な知識を有している。監査役制度のなかに、監査の専門家を加えることはいうまでもなく有効であり、株主総会の形骸化をチェックするきめ手である。

取締役及び取締役会制度の改善策

●社外重役の必要性

株主総会の形骸化を防ぎ、会社の業務執行の適正を期するために取締役及び取締役会制度に改善を加える必要があり、そのためには、取締役に相当数の社外重役を加えることが望ましい。

（理由）現在の取締役の実情をみると、会社内部の取締役が、業務執行と業務執行の意思決定とを行っており、同時に取締役会に参加し業務監査を行っている。いわば、自分できめて自分で監査しているわけであり、これでは業務監査の機能が果たされず、ワンマン体制の確立に貢献することとなる。したがって、国民経済的見地から社会的利害関係者及び会社と直接利害関係のない専門家が社外重役として加わることによって、株主総会の形骸化を防ぐ一助となるし、企業の社会的責任も果たせることとなるのである。

株式制度の改善策

●自己株式取得制度の問題

子会社が親会社の株式を取得することは原則として禁止すべきである。

（理由）株式の〝持ち合い〟が行き過ぎると、株式会社制度の本質をゆるがす問題として危険な状態を醸し出す。これは自己株の取得と同じこととなる。したがって、子会社が親会社の株式を取得する場合は一定条件を備えたときに限定し、原則として禁止すべきである。

●株式の単位と〝総会屋〟

額面株式一株の金額を五十円に統一し、そのかわり定款をもって千株未満の株式を排除することができる旨規定すべきであり、いわゆる総会屋が、株主総会の運営の障害となっている事実に鑑み、これを法律的に排除する規定を設けるべきである。

（理由）株式の流通段階の実情に鑑み、一株の最低金額を引下げ、単位株制度を導入する必要がある。〝総会屋〟が株式会社制度に果たしている役割を、企業も〝必要悪〟として利用する向きもある。これまた、株主総会の形骸化をもたらす一因であり、企業の健全なる発展を著しく阻害している。総会屋の悪弊をとりのぞかなければ企業の健全なる発展はない。

株式会社の計算・公開

●継続性の原則の問題

継続性の原則の規定は商法に明定すべきである。

（理由）継続性の原則は、企業の相対的真実性を保持するための重要な柱として必要な原則であってそれがないと企業は恣意的な利益操作を行う危険性が生じてくる。したがって、新企業会計原則の注解三において、正当な理由による以外は継続性の変更は認めない旨が明記されたのである。

しかし、商法においては、その配当可能利益限度額算定という計算目的の性格及びこれが法に明定されていないという理由で、継続性の原則が存在していない旨一部において依然として根強く主張されていることを思うとき、是非とも継続性の原則の規定設置が望ましい。

●商法第二八七条の二の引当金の問題

商法第二八七条の二の引当金については、具体的な範囲に疑義があるので、負債性引当金に限定し、正確な期間損益算定を行うべきである。

（理由）現在の商法第二八七条の二の、いわゆる特定引当金については、昨年の商法改正審議においても衆参法務委員会等で相当論議された。商法改正後においても、新企業会計原則注解十四の、負債性引当金以外の引当金についての説明における「法令」の解釈をめぐって議論がなされている。しかも、実務の面では、なお混乱が続いているように見える。すなわち「法令」の解釈に狭義から広義まであり、税法上の準備金等については特定引当金の範疇に入るかどうかは甚だ疑問のものもある。

したがって、この際、会社法においても、商法第二八七条の二の引当金の範囲を明定することは、企業の期間損益算定の見地から必要である。

●連結決算制度の問題

一定規模以上の会社については連結決算制度を導入すべきである。もちろん各企業の個別決算制度も従来どおり維持すべきである。

（理由）連結決算制度は、企業の正当な利益の算定という見地から親会社・子会社及び関係会社につき計算書類の連結を行うことによって、正しい財産及び損益の状態を明らかにし、正当な利益を算定することができるものである。したがって、押込み販売その他の粉飾を防ぐためにも有効な制度である。

この連結決算制度は、必ずしも税法との関連において論ずべきではない。税法における所得算定上連結決算制度を導入するかどうかと、商法上の連結決算制度導入とは次元の違う問題である。現在、国際的にも連結決算制度の採用が必要となって来ているのである。

●計算公開の推進と公認会計士制度の活用

株式会社の計算・公開は、今後一層推進されるべきである。そのためには、公認会計士制度を更に活用すべきである。

（理由）周知のように、公認会計士制度は、わが国唯一の会計監査における職業専門家としての制度である。

したがって、その監査組織の整備、人的配置が今後国の施策として行われ、また公認会計士自体として行われた段階においては、株式会社の或る一定規模以上のものにつき計算書類の公開を推進することによって、なお一層、自由主義経済を発展させる基盤を強化することになる。

企業は、社会から信頼される公正な公開、という観点でディスクロージャーのあり方をとらえるべきであり、それを側面から推進するのが公認会計士制度であることを思えば、公認会計士の社会的地位の確立をはかることもさらに必要である。

（結　語）

株式会社は、自由主義経済のなかにおける経済中核体であるべきであり、したがって、会社法改正は国民経済の観点から考えられなければならない。

第一税理士協議会は、税理士・公認会計士という団体の立場からその観点を十分に踏まえ、以上の結論に達した。各界の意見具申においても、当局及び国の改正作業におかれても、会社法改正を低次元で論じることなく国民経済的観点からこの結論を参考にしていただきたいものである。

目のつけどころ

ピリリ一言

▼例の法務省から出された商法再改正――会社法改正に関する意見照会に対して現在各会で活発に回答を取り纏め中の模様であるが、最近出された東京税理士会の回答案を見ると、やはり、その殆どが質問に対して反対を称えている。

▼とくに、第七の大小会社の区分については、法人の殆どを占める中小会社が株式会社から排除される、又多くの有限会社が法人企業から締出される、として「それは無謀も甚だしい」と反発している。

▼確かに、資本額による単純な区分ということには問題はあろうがさればといってただ真向から反対ばかりする相変らずの税理士会の態度には賛成できない。株式会社制度が安易に濫用されている弊害については巷間でもとかく問題視されてきたことで、法秩序の是正という意味でも、法務省の着想には一応耳を傾けるべきであろう。

▼税理士会が称える大小会社区分への反対論旨の矛盾の一つをあえてあげておきたい。昨年、商法監査制度の改正の際、是非大小会社を区分して欲しいと強硬に主張したのは実は当の税理士会であり、その結果、対象会社の資本金が十億円以上、それ以下が中会社、そして資本金一億円以下の会社については監査強化制度を殆ど適用外としたことは周知の通りである。それが、こんどは企業の大小区分は反対だという。首尾一貫しないこと甚だしい。

▼このほど、第一税理士協議会の理事・支部長会議が開かれ、この会社法改正意見照会の件について真剣に討議され、別掲のような第一税理士協議会の意見書が索定された。そこには、是は是、非は非とする極めて穏当な意見が出されさすが良識の団体であることを知らされ意を強くした。第一税理士協議会の意見書の場合は、第七の項について意見の表明をしていないが、これも、税理士・公認会計士としての良識が働いたせいである。第七の項については税理士会が最も力を入れて反対しているから、第一税理士協議会の意見書は税理士としては物足りないかも知れないが反対するよりはいい。

（倉田）

座談会

最近の情勢と第一税理士協議会の進路(二)

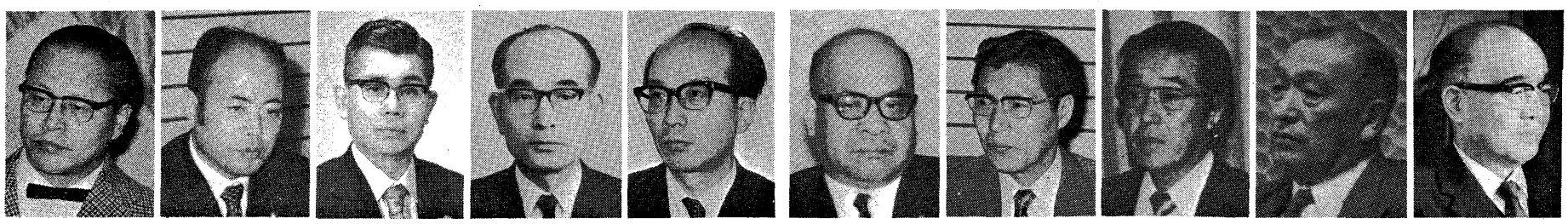

期待される税理士会の態度

（岩崎守利氏、下田友吉氏出席）

倉田　それではさっそくですが下田先生、会社法改正の意見照会について一言お願いしたいと思います。

下田　大体私の考えていることは皆さんがおっしゃったと思います。

税理士会では法務省からこういうアンケートを受けたということをいろいろな意味において宣伝しているようですが、もちろん公認会計士協会にもきております。第一税理士協議会は税理士会の中の一つの会ですから、正式にはきておりませんけれど、やはり積極的な意見をまとめて公表したいと私自身は考えております。

久保村　私は最初司会者から税理士会のほうはどうなっているかというだけのご質問だったから、現状を説明したわけですが、今、諸先生のご意見を伺って一応私はもっともだと思いますけれども、各税理士会の単位会が、今これを取り上げておる状態と思います。

これから、例えば先ほど申しあげたように、東京の場合は各支部へ皆出しておりますから、それによって各支部で、支部の月例なり何なりで意見を求める、ということになろうと思います。それから東京会の態度が出るわけですから先ほどからのみなさまのお考えはぜひ各支部の会合でこのアンケートについて、その時に大いにそのご意見を述べていただいて、そして東京会に回答がくるようにご尽力願いたいと思います。

それともう一つ、専業税理士協議会がこれを取上げておるようですがこれはこれとしてやっているのであって、東京会全体がこのためにどうなってしまうということでもなし、各単位会がそれに、動かされるというわけでもないんです。これからが、各支部、あるいは地方では各単位会ということで前向きに活発になるのです。そういうことで、ひとつ誤解のないように。一から七について全体の批判がこれから出てくる状態です。

大きく人類社会の観点で

倉田　岩崎先生、同じく会社法改正の意見照会に関してご発言ください。

岩崎　私の申上げたいことも、すでに皆さんがおっしゃっていると思いますが、とにかく、公認会計士であれ、税理士であれ、自分たちの職域にとらわれてこの会社法改正問題を論じると間違いを起すということを、私も強調したいと思います。自らの職域問題として把握したら間違いを起すということが大前提ですね。

ですから、第一の企業の社会的責任の問題も、果たして税理士や公認会計士の立場で論ずべき性質のものであるかどうかということを考えなければならないと思います。会社法は、たとえば八百屋さんや魚屋さんの会社を想定して作られているわけではない。投資を通じ、社会の利害関係を調整して一定の株式でできている。ところが法律的な形式さえととのえば誰でも法人成りできるものですから現在のような同族会社的な株式会社が多く、これにとやかくはいえませんけれども、株式会社は本来社会的機関であるという認識が大切です。そういう把え方をすれば公認会計士も弁護士も税理士も、職域としてとらえてはならないことがわかります。大企業の社会的責任というとき、大企業は販売にしても、製品を作る点においてもちょっとした後進国を動かすほどの力がありますからね。こんなに力があるものですから、得てして糯米まで買い占めるなどということとができるのですが、これにどうブレーキをかけるかが問題なのです。この問題は、前国会の附帯決議でも、株主総会の形骸化、取締役会制度の改善問題等と並んで今後の会社法の根本的改正における三本柱ともいえるものですが、ここまで大きな問題になると、税理士や公認会計士が職域のサイドからこの問題を論じたりしたら、鼎の軽重を問われますよ。われわれはわれわれの職業の社会的責任こそいわねばならないわけです。

株主総会の形骸化問題に関連しては、〝総会屋〟の問題がありますが、これは法の欠陥です。法をもって律するというのならば、株主総会に達するまでに、各種の経営委員会で十分に議論が尽されてそれを株主総会で認めるという国会における委員会制度のような形をもちこむことが望ましい。そうすれば各種の経営委員会が実質的な株主総会となるわけです。私はここまで日本の企業は成長していると思う。その意味では、現在の株主総会のあり方は有害であり、もとより生きるためには儲けなければなりませんが、行き過ぎは押えなければなりませんから、私は委員会形式の株主総会という制約の仕方をしなければならないと思っているわけです。

取締役会制度も形骸化していますね。モーレツ社員によって、徹底した商業資本主義が露骨に発揮され、私はこのままでは資本主義が遂には崩壊してしまうと憂えています。そうみると、企業の結合や分割は域る程度自由にさせるべきです。これは税法とも関連しています。今の税法は、実際の経済の動きから徴収するのでなく、固定的な法律によって徴収している。これでは経済の成長を阻害してしまうことになります。したがって現在の税法にも改善すべき余地があると思います。社会的責任を全うする企業であるべきであり、投資者も異常な形で企業が発展することがいけないといっても、それを邪魔しているのが現在の税法であるように思えてならない。その観点から現在の税法を改正しなければ、そういった理想を阻害すると私は思っています。

株式会社の計算は、企業は社会のものですから、当然、堂々と開示することを徹底的に貫ぬくことが大切です。会計的にみれば、継続性の原則は利益を判定する尺度であり、これも当然守らなければならない。特定引当金も、税法規制がありますから無制限にはできませんが、ハッキリさせるべきです。いずれにしても、私が先ほど述べた経営委員会制度を採用すると、こうした問題もきまりがついてゆくと私は思っています。

したがって、継続性の原則や特定引当金は、現在斟酌規定で一応維持されていますけれども、商法のなかに明記されることが望ましく、ここにおいて公認会計士の第三者監査の必要も大きく浮かび上ってきます。

大小会社の区分の問題も、前国会で税理士会が職域としてとらえすぎたために、今回これが提示されるようになったのです。監査制度を通じて社会的責任を果たそうとすることに反対するなら、法の精神に戻すために区分しましょうということになったわけですが、職域論的見方をすれば、これにもまた税理士会は反対するでしょうね。しかし無理が通って道理がひっこんではならない。税の問題は専門家の判断によらねばならないのですから税理士の活躍分野は大きく、税法を大小に区分するわけではないのですから、税理士の職域はおかされないわけです。

倉田　経営委員会という発想は外国ではどうなっていますか。

岩崎　アメリカあたりも採用しているようです。公害委員会とか会計委員会というようにわかれ、会計委員会には公認会計士も入っており、最終的にまた公認会計士が監査している。要するに私は、資本主義の悪弊にブレーキをかけなければならないと思います。生きる上において自由な社会はいいが、限界がある。その点を商法の上にガッチリ入れていかなければならない。その意味で会社法改正問題は職域でとらえるのでなく、大きく人類社会の観点からとらえるべきだと思うのです。二十一世紀に人類はいかに生くべきかを、これを機会に論議しなければならないと痛切に思います。

各界十分な話しあいが必要

倉田　どうもありがとうございました。結論がでたようでありますが、岡崎先生、補足がありますか。

岡崎　さきほども触れましたように、山本連合会々長と私との対談でも、特に商法改正問題については、税理士会で反対の態度のように見受けるけれども私たちも税理士の一員として、商法の再改正ということはいいじゃないか、税理士の職域を何ら侵害しないではないか。公認会計士のほうは監査一本になってもらって、税務の仕事は全部税理士にしていただくというようになるならこの商法の再改正は大いに推進してもらっていいのではないかというふうに考えているけれども、会長いかがですか、といいましたら、山本会長は就任間がないのと、まだ一般の人からの意見も聞いていないので、確たる返事は頂けなかったのですが、税理士会に不利な点があればもちろん反対であり、利益の点があれば賛成すると前置きして、社会的にどうしても商法改正が必要なんだ、これがないと経済の発展を阻害するというような、重要な問題については、税理士会といえどもこれを忍ばざるを得ないでしょう、というような回答でしたね。

久保村　今年度は非常に難しい年です。というのは、この商法再改正問題、税理士法の問題、もう一つは小規模納税者の指導対策の問題、この大きな三つに取組まなければならないわけです。この前の商法改正が一段落していたところへ今度のアンケート、そこへ税理士法が燃え出してきた、また小規模対策が今まで通りに、というようなわけでこの一年間ないし二年間というのは大変な時期だと思います。

ですから、山本会長の労苦も大変なものだと思います。

岡崎　もうちょっと補足させていただきますと、山本連合会長に私は「今までのようなみっともない政治運動はやめてください、少なくとも商法改正にしろ税理士法改正にしろ、利害関係団体、特に公認会計士協会とか弁護士会とかという団体とは、特に話し合いをしてくれ、もちろん平行線で行く面が多いだろうけれども、十分話し合いを重ねてやってもらいたい」といいましたら、山本会長は「それは連合会で一応そういう決定をしています。ただ実行はこれからですが、今後とも十分話し合いをして進みたい」という意向でした。

倉田　久保村先生、各単位会は現状では会社法改正問題をまだ静かに検討中というようなお話ですが、私のほうの支部あたりを見ますと、かなり積極的に受けとめているようです。これは浅井先生あたりもきっとそういうお感じを持っていらっしゃると思います。とくに若い税理士などはこれを相当重大な問題として取り上げていることは事実です。この点、一応首脳部の方も十分におくみ取りいただいて、今後ご検討いただきたいと思います。

久保村　私が言うのは、執行部の一員としていっておるのであって各支部からの公式の意見としてはまだ出ていないということを、申しあげているのです。

倉田　はい、わかりました。

久保村　ですから、ぜひ各支部の月例会等でそういうご意見を十分述べていただいて、まとめていただきたいと思います。

税理士会の税理士法改正要望の現状

倉田　では、時間の関係もございますので税理士法改正の問題に入りたいと存じます。これは大変息の長い問題だと思います。税理士会としては大きな問題なので、とらえようがないという感じもいたしますけれども、これも久保村先生にひとつ、この税理士法の改正をどんなふうに税理士会のほうで進行しているというか、展開しているというか、その辺の現状をお願いします。

久保村　私の意見というより連合会の態度ですね。連合会としてはあくまで税理士法改正に対する基本要綱を推し進めていく。ただし、その中に訴訟代理権とか、そういう箇所は出廷陳述権というような名前に取り替えていく。

そして、これの運動の段階においてはあくまで基本要綱で押していって、それに対する修正的な考え方としては、税理士法の改正要望書というもので、国会等に配っているわけですから、本筋はどこまでも基本要綱でいく方針でありますが、しかし要望書を加えてそこで中和していく。

あくまでも表面はそうしていくが、しかし相手のあることであり、国会対策としてもいろいろの意見が出るでしょうから、それによって伸縮自在に対応していこうという考え方のようですね。

倉田　その基本的な姿勢はわかりますけれども、たしか九つか何か基本要綱を出していますね。あれは是が非でも急ぐということではないでしょうけれども、会のほうでどのように推し進めるのかというような、具体的な方針のようなものをご披露いただければ…。

久保村　そうですね。これは非常に難しいご質問で、その点を突っ込まれると私として困る立場にありますけどね。（笑）

ご承知のとおり要綱は結局九つの要点に絞っておりますね。ですからその中で税理士の使命とか、税理士の倫理規程とか、税理士の業務とか、あるいは税理士の資格の問題、税理士の試験制度、税理士の登録制度、登録制度は現在こちらに移っておりますが、あと税理士の権利および義務、そして次が税理士の懲戒と税理士会の自主性、いわゆる税理士会に懲戒権を移す、それからあとは税理士業務の制限ということで、これが九つなんですが、これに対して今言う要望書というのが別にできています。第一、税理士の使命については例の中正という立場です。

これに対しては中正という立場をやめて、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適切な実現を図ることを使命とするとか、あるいはそれとまた変わったようなニュアンスの要望としているわけです。

そこで税理士の倫理については「税理士はその使命にかんがみて、常に深い教養の保持と高い品性の陶冶に務め、租税に関する法令と実務に精通しなければならない」とか、こういうふうにそれぞれの先ほど申しあげた九つの中で、書いてあるわけです。

ですから、一は会計業務、二は訴訟代理権、その訴訟代理権が、要望書としては出廷陳述権というものに今度は変わってきているわけです。

そんなような問題で、あとは税理士の資格取得の問題です。そしてまた税理士の試験制度に対しては、いろいろと考えているわけです。

現在の要望書の中では、特別試験制度は廃止されたい、そしてあと一般試験制度については、特別試験の制度の廃止後に抜本的に改正を希望しているという考え方です。

そこで、いろいろと比較数字を並べていわゆる特別試験の廃止を一応主張しているわけです。

あとは税理士の登録制度に対して、登録と入会が今は別個になっておりますけれども、これはあくまで登録と入会を別にしないで、登録した場合は当然入会すべきだというような考え方です。

大体そんなような状態で、あとは細かいことがいっぱいありますけれども、専門的になりますから、以上ぐらいのところです。

（以下次号）

出席者

第一税理士協議会
会長　岡崎寿士
同　副会長　岩崎守利
同　副会長　加藤隆之
同　副会長　下田友吉
同　副会長　千正清夫
同　副会長　松木正輝
同　顧問　久保村得治郎
同　理事　浅井新平
同　理事　兼山金刀圀
同　理事　倉田由次
（司会）

写真説明　右より岡崎、岩崎、加藤、下田、千正、松木、久保村、浅井、兼山、倉田の各氏。

★税理士会の
正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年11月15日　（土曜日）　第51号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　座談会／最近の情勢と第一税理士協議会の進路
第二頁　税理士協議会の進路

座談会　最近の情勢と第一税理士協議会の進路(三)

他の職域団体と抵触しない改正に

倉田　ただ今、久保村先生から税理士会の税理士法改正要望の概略を伺いました。どうもありがとうございました。ただ司会としてお伺いしたかったのは、内容は私どもも大体わかっておりまして、しかしそれがどの程度にまでアピールして見通しをつけているかということを、ちょっと触れていただきたかったわけです。

私の想像するには、そういう一つの大きな方向だけを出しているということで、まだ具体的にそれが立法面に反映してくるとか、そこまで具体的な進行までには行っていないとわれわれは考えているわけです。

第一税理士協議会としては、すでに最近の本紙「第一税協」でご覧頂いている通り、大体私どもの考えているような税理士法改正要望書に対する見解を、岩崎先生に数次に亘って詳細に見解を書いて頂いていますね。

岩崎先生の見解は方向としては大体第一税理士協議会の皆さんの考え方とやや似ているんじゃないかと思います。問題点はやはり税理士会のいう試験制度の平等性とか、あるいは税理士業の独立性とか、あるいは中正な立場ではなくて税理士はあくまで税務弁護士的でなければいけないという考え方。それから、公認会計士の業務とのずれですが、このあたりが気になるわけです。

とくに、第一税理士協議会の基本方針の三のところに「税理士会の税理士法改正に関する基本要綱にある、会計業務に関する規程並びに公認会計士に関する部分の改悪をする、税理士法改正には断固反対する」という、つまり、公認会計士の仕事にまでマイナスしていくようなこの税理士の法改正主張は、ちょっと行き過ぎだという統一見解を出しているわけです。

このあたりを一応足場にして、各先生方の、ご意見をお願いいたしたいと思います。

千正　この税理士法改正に対して、第一税理士協議会としては基本計画を決めておりまして、この線で進もうという方針は決まっておりますから、今改めて申しあげるようなことはないと思います。

第一税理士協議会というのは、税理士会のなかの一団体でありますが、公認会計士兼業者の集りですから、税理士会に対してそういう要望なり意見を出すわけでして税理士会としてはいろいろな問題について税理士法を改正しようとすることは当然の要求であると考えられますが、弁護士であるとか公認会計士であるとかいう立場を勘案してこれを見た場合、そこにいろいろ職域上抵触する問題が起こってくるわけです。

そういう意味において、第一税理士協議会は「税理士法の業務の中に会計業務を入れるということに対しては反対である」あるいは、「通知制度を廃止するという意見についても反対である」というようなことを言っているわけです。

そういった点に抵触しない限りは、少なくとも今の税理士法改正の基本要綱というものは、税理士として考えた場合には当然の要求ではないかと思います。

そういう当然の要求ではありますけれども、社会はいろいろ職域なり、あるいは業種の人がたくさんいるわけですから、そういう人たちの権利を侵害してまでも、これを遂行するということは非常に無理もありますし、いろいろ問題も起こしますし、同時にまた法案としてそれが成立する可能性も少なくなってくるわけです。

そういう点から考えて、われわれ第一税理士協議会としては、基本計画の方針を税理士会に十分に申し出まして、そしてあまり他の職域団体と抵触しないように、ひとつやっていただきたいと要望するのが筋ではないかと考えております。

もう一度全会員の意見を

倉田　千正先生は第一税理士協議会としてはもともとこのことに対しては統一見解も出ているし、今更議論の余地もないではないかというようにおっしゃって、他の職域団体と抵触しなければ改正もやむなしと受けとれるのですが、実は税理士会が非常に強く出しているのはその点です。さしずめ今税理士会がやらなければならない課題の中にとくに大きくこの問題をねりあげているわけですね。

ですから、ここで再びハッキリこの税理士法改正に対するご意見を伺う必要があります。松木先生ひとつ……。

松木　最初の税理士会の基本要

（三頁へ続く）

会社法改正に関する問題点の株主総会に関する一考察

岡田一馬

法務省民事局参事官室より「会社法改正に関する問題点」と題し各団体に意見照会がなされ、日本公認会計士協会や日本税理士会連合会からもそれぞれ回答書が提出される。その内容については、それぞれの立場から異った統一意見が表明されているが、そのなかの株主総会制度の改革等について、私見を述べてみたい。

公認会計士協会の立場では、計算書類の確定は取締役の権限とし株主総会への報告事項とすべきであり、また利益処分については総会において株主の意思を問う必要があるとあり、更に会計監査の強化も併せて強調している。しかし日税連の意見では、計算書類の確定は株主総会の権限とすべき意見であって、概していえば、日税連は法務省の質問例示に対しては、すべて反対意見を表明している。一般的には形骸化した株主総会はこれ以上権限を与えることなく、むしろ取締役会を強化すべきとする意見が強いようであるが、株式会社の現状からいえば、その主旨も当然といえよう。

しかし、企業の社会的責任問題一つ取り上げても会社の社会に刃なす影響は決して小さくないし、資本主義経済下において、株式会社制度の役割は非常に大きい。

そもそも株式会社の基本的な考え方は、資本投資家と経営管理者の分離で、資本投資家（株主）は株式会社がより多くの利益を上げることにより投下資本の配当を期待する立場であり、経営者はその資本を運用して、より効率の高い経営をすることにあるので、この二者の接点は株主総会以外になにも存在しない。そこで株主総会そのものをより一層充実させることが急務であるように考えられる。

会社の役員は、株主から委ねられた資本をどのように運用し、どのような利益を上げたかは当然株主総会で表明しなければならないし、その表明された財務諸表は当然、会計監査人の証明したものでなければならない。

そして、その利潤は株主によってどのように分配するかを決すべきである。

以上のような基本的な物の考え方から会社法改正における株主総会のあり方を打出すべきである。

また、監査も内部監査だけではなく、外部監査制度をあらゆる株式会社に適用して、必ず、会計監査人を株主総会に出席せしめて、会計監査の概要を説明させ、株主の質問権に応えるようにすべきではなかろうか。

ことに、現在のように経済が落ちこんでくると、株式会社の信用取引はますます増加するものと考えられるが、一たん株式会社がつまずくと、その社会的影響は非常に大きくなるので、会社の規模の大小を問わず、もっと規制を厳にすべきであろう。

出席者

第一税理士協議会会長	岡崎寿士
同　副会長	岩崎守利
同　副会長	加藤隆之
同　副会長	下田友吉
同　副会長	千正清夫
同　副会長	松木正輝
同　顧問	久保村得治郎
同　理事	浅井新平
同　理事	兼山金刀圀
同　理事	倉田由次（司会）

今　海　は・・・・・・

太平洋を渡るには40日もかかります。

沖縄海洋博を記念して
太平洋横断ヨットレース
が行われました。
風だけを頼りに走るヨ
ットは最も速い船で約
40日かかりました。
ゆっくりですね——

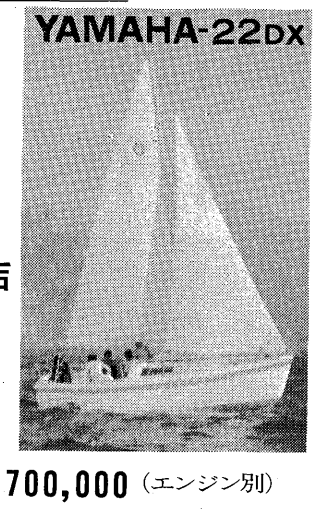

ヤマハボート新橋店
港区東新橋1—1—21
03（572）2020
お問い合せ　佐野　茂

ヨット教室・免許教室開催中　価格3,700,000（エンジン別）

（一頁より続く）

綱が出された当時と、最近における税理士会の状況を見てみますとかなり変化してきていると私は理解しています。

と申しますのは、先ほど基本要綱と更にその実行する計画について久保村先生からお話がありましたけれども、例えば資格取得の問題とか、そのほか具体的ないろいろな活動の問題については、かなり問題点を抽象的な表現にしたりまた、場合によってはわれわれの通知制度の問題とか、それから弁護士さんと同じような訴訟代理権の問題とか、そういうものはかなり後退した形で表現されていると思います。

ところが、たまたまこういう問題について、実は前に税理士会の方とちょっとお話をした時に、一応全体の理想的な基本要綱はここに掲げて、それは外さない。そして一つ一つ実行できるものから実行していくんだ、ということをおっしゃったと記憶しております。

それで私としては、この際全体のもう一度合意を得直す意味で、会員の意見を聞き直したらどうかという話をしましたら、いや、あくまでもすべて今までの合意を得る手続きをとってきたもので基本要綱をつくっている以上、それを取り下げる必要は更にないんだ。そして一つ一つ実行した後の段階で今度理想的な問題について、更に前進させていくんだ、という説明を受けたと思います。

すなわち、具体的には公認会計士試験合格者も更に試験を受けろとか、通知公認会計士制度はなくしてしまって、登録即入会といういろいろな問題も、これは決して最後までやるんだ、というような話です。そういう話をされるとどうしてもこの問題に関して賛成できないし、一歩も前進がないという理解があるわけです。

やはり税理士法の改正というものが、公認会計士が実際に監査に従事している場合に、税務の問題が当然包含されて起こってくるのです。

そうしたときに、公認会計士の資格で税理士業務をやるということが、むしろ推進していかなければならないこととして登場してくる、というふうに理解をしているわけです。

だから、このことに関しては、やはり税理士会もわれわれも、もっとよく本質的なものを見きわめながら、将来の展望をしないと、きわめて不幸な事態に陥るのではないかと考えております。

基本要綱を洗い直すこと

倉田　各論というか、内容の検討に入ったら際限もなくなってしまうような感じもしますし、そこで非常に象徴的な内容の総論といいますか、一番最初の前提の「中正な立場」というところが、基本的に論じられているところですので、この問題だけに絞ってということでもありませんけれども、とくにこのことについて先生方にどういうふうにお考えになっているか、一言ずつお伺いしたいと思います。

下田　この基本要綱ですけど、あれは「税理士法改正調査会」からでしたか、最初の名前は……。

久保村　委員会です。

下田　これはどういう構成でやったのかというと、税理士会の方たちとその好きな学者が入ってやっていますね。それを大変に権威のある政府の調査会みたいなものであるかのごとく、波多野氏の就任のあいさつにも書いてありました。それほど金科玉条とすべきものかどうか疑問であり、現時点においては基本要綱そのものを洗い直すべきではないでしょうか。

この中正問題ですが、文章はどうでもいいんで、今の税理士会のように政治ばかりやっていて、ひとつも勉強のことは言わないのはどうか。研修会は税法改正についてはやっているようですけれどもその他についても活発にやるべきです。全体の資質を上げることが税理士制度の確立につながるのであって法律の条文だけにとらわれて会を運営するという今までのやり方は、少し勢いを緩めてもらいたいとつくづく感じます。新しい執行部に対して、税理士全体がもっと学識を深め、品位を高めるような施策も併せ行いながら、この税理士法の改正に進んでもらいたいことを強く要望します。どうも前後のほうは忘れているんじゃないんでしょうか。

倉田　兼山さんいかがでしょうか。中正にこだわるわけではありませんが、若い者と話してみると、中正はてんから否定しますね。中正なんてばかなことはないんだと言います。私はちょっと異論があるけど、司会者ですから意見は差し控えますけどね。

兼山　私は税理士法のことは歴史的経緯を知らないから発言する資格はないのかも知れませんが、かねがね考えたことですけれどもやはり税理士の立場が国家社会のなかにおいて、確固としたものがあるのではないか、そういう意味で中正の立場というのをお出しになったのではないかと解釈していたわけです。

そうすると一部の先生方は「そうじゃないんだ、国民の権利として国民の納税者の権利の側に立って、ためにやること、そういうことを含めた意味の中正の立場なんだ」ということなので、中正の立場という意味が非常にいろいろにとられているようですね。

要するに、税理士としての社会的地位というか、その職域、自分の職業倫理というものの中立性というか、そういうものを示しているんじゃないかということと、それからそうじゃないんだ、中正の立場というのはそういうことではなくて、納税者の権利の擁護のためなんだ、では税理士の立場はどうなんだ、と言った場合に、どうもその辺のことはよくわからない。

中正の立場というのは、私の個人的な見解では、税理士の立場、税理士の社会的な地位とか、そういう意味において、やはり税務当局と納税者の間に立った中正の立場というのは、ある意味において確固たるものがあるのではないかと解釈しているのですけれども、意外にその辺は、どうもそうでもないようですね。

岡崎　佐藤総理が国会で答弁していたのは、中正な立場というのは、税理士は納税者の立場でもないし、政府の立場でもない、両方の考えもあるでしょうけれども、税理士独自の考えを出してもいいんだ、ということを言っていますね。

兼山　同感ですね。

下田　ただ若い人が言っているのは、中正ほどあいまいなものはないんだ、税理士は納税者の権利擁護だけだと言っているわけです。その納税者の権利だけを主張して義務をみないというのはおかしなものですね。

倉田　若い人に言わせると、中正というのは、中正という名において、あいまいにしておいて役所べったりのことをやるんだ、といいますが、これはちょっと私はおかしいと思いますけれどもね。

加藤先生　その中正ということばの使い場所がぼくは違うんじゃないかと思います。

だから、例えていえば意見が分かれた場合に中正な意見ということばがあり得るので、争いもないのに中正ということばがあり得るかどうか。私はですから、もっと平たくそれを考えれば、国民が不合理な権力の圧迫を受けてはいけないわけで、かりに間違って国が不当な圧迫を納税者に与えた場合は、これは敢然として納税者の立場に立って擁護してやらなければいけないわけです。

また納税者側が、不当に法を曲げようという考えを持っている場合は「それはいけませんよ」と言って、法を守る立場でそれを理解せしめていくというのが、ぼくは税理士の仕事だと思います。

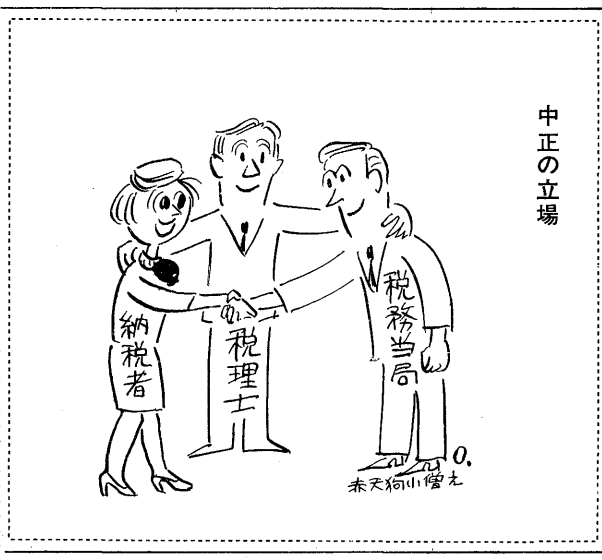

中正の立場

中正―この正しい立場

倉田　表現するには「中正」ということばしかなかったんでしょうね。適切なことばというのがね。

久保村　これはさっき下田先生からお話があったように、当時の税理士法の時に、学者の意見を聞いて、その時忠佐市さんが「中正の立場というのがいいんじゃないか」というような意見で中正の立場というのが採用されたようです。今になってそれだけの議論になるとは考えていなかったのです。

倉田　その時はね。

久保村　それでさっきも倉田先生がおっしゃったけれども、若い人たちはそういうふうな立場で、納税者のほうでなくて役所のほうの味方と、そういう考え方を持っている人もありますけれど、問題は税理士と弁護士とそれぞれの立場のちがいとまたその業務を一緒に考えてしまっているんですね。

だから、弁護士の場合は依頼人のためにやるんだということですが、税理士の場合は税務行政の一端を担っている税理士なんです。だから、この場合は税務署対納税者の間において、いわゆる中正な意見を持って接するんだ、という意見でもってできたことばなんです。

ですから、考えようによってはこれほど「中正」という強いことばはないんです。税務署にも遠慮しない、納税者にも遠慮しない、まん中で裁決する立場だ、という考え方で当時はつくったわけです。

ところが今言うように、弁護士と税理士と同じように考えてしまって、納税者のために考えるべきだ、というふうに考える人が多くなってきたということですね。

倉田　このことばの適、不適はどうかわからないけれども、宿命的にそういう二面性があるということは現実ですね。だから、こういう表現をとらざるを得ないわけですが、浅井先生何かございましたら一言……。

浅井　今皆さんがおっしゃったとおりで、中正ということがあるということは、税理士の地位が高く国家財政のために評価されているんだというような、いい面も考えられるんですね。

倉田　岩崎先生いかがですか。

岩崎　私の場合は、先ほど倉田先生もおっしゃったように、税理士法改正要望書に対する「私の見解」を四回にもわたって本紙上に述べましたので、それをお読みいただきたいのです。私は基本的に納税の申告の援助をするという税務行政の範囲内を通じて行くのが税理士の仕事だと確信していますから、中正がどうのこうのという議論などは、観念的、損益的、末梢的で、現実的に必要な議論ではないと思いますね。その意味では私は、税理士法改正の必要はないと思っています。税理士業務はあくまでも税務申告援助の事務なのですから、それ以上の業務を望むなら、弁護士試験や公認会計士試験を受けてくださいと望みます。

（以下次号）

座談会／最近の情勢と第一税理士協議会の進路（三）

写真説明　右より岡崎、岩崎、加藤、下田、千正、松木、久保村、浅井、兼山、倉田の各氏。

一局複数会制の推進を

東京　安藤　章

学生用語を以てすれば、私はいわゆるノンポリに属します。いまの税理士会が、どういう人たちにより、いかなる理念の下に運営されているか詳かに知りません。

しかし、ここ数年来展開された施策のなかに、心ある人士の眉をひそめさせるようなものはなかったか、反省を迫るべきものがあるような感じを否定できません。今後も予想される法改正で、世の物笑いとなるような様相の出現しないことを切望するものです。

この時に当り、第一税理士協議会の主張される一局複数会制は、現実を踏まえた政策と思います。

願わくば、集団エゴに陥ることなく、相手の立場にも思いやりを持ったグループとして、結実発展されることを期待します。

味の素KK

くらしに
役立つ贈りもの。
味の素®

お歳暮は日ごろのおつきあいに感謝するチャンス。その気持を奥さまに、しぼってみませんか。「味の素」バラエティギフトは、おなじみの調味料から「サラダ油」「かつおぶし（削り）」「焼のり」「コーヒー」まで種類も豊富。ご家族みんなに喜ばれ、お届けした日からお役に立つものばかりです。お値段も選びやすく1,000円からデラックスな1万円まで20品種そろいました。

味の素 バラエティ ギフト

★税理士会の正常化をはかる
★中小企業をようごする
右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和50年12月15日（月曜日）　第52号

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　ニュース、会社法改正の意見照会に対する日税連の意見書確定
第二頁　公認会計士協会・第一税理士協議会の意見書の解説
第三頁
第四頁　座談会　（完）

会社法改正の意見照会に対する日税連意見書確定

散見される種々の問題点

さきごろ、法務省民事局参事官室から発せられ、各界に意見照会されていた「会社法改正に関する問題点」については、わが第一税理士協議会としても重大な関心を寄せ、とりわけ税理士会や公認会計士協会の回答意見に反映するように、いち早く第一税理士協議会の意見を発表していた。さて、各単位会の意見等を探り入れたとする日本税理士会連合会の同意見照会に対する確定意見書がこのほど発表されたが、そこには種々の問題点が散見されるという声も聞く。税理士として最も関心度の高い日税連の意見書だけにここに若干の解説を加えつつ、掲載し、会員の参考に供することにした。

以下『』部分が日税連の同意見書本文である。

『Ⅰ　会社法改正に関する基本的視点について

現存するわが国株式会社の大部分が中小規模の会社であり、これらが現行株式会社法に準拠してこの制度を活用している現実を踏まえて、現行株式会社法の体系は原則としてこれを維持すべきであり大規模の会社についての規制は、別途に特別法の制定ないしは証券取引法、独占禁止法等の改正によることが適当と認められる。

このような見地から、まず「第7の問題点」についての意見を開陳し、つぎに「第1から第6までの問題点」については、その大部分が大規模会社に特有のものと考えられるので、とくに必要と認められる点について意見を述べ、これら以外については意見を留保することとした。』

《解説》まず、税理士会の今回の意見照会に対する基本的な態度は現行の株式会社法の体系を維持しようとするもののようである。そして、たとえば企業の社会的責任のような大規模会社における規制については、証券取引法や独占禁止法等の改正によるのが適当であるといっている。したがって、大小会社を区分するようなことは、現実に中小会社が多いということで社会的混乱が起きるおそれがあるから、そういう区分はしないほうがいい、というのが次の主張となっている。

『Ⅱ　第７　最低資本金制度及び大小会社の区分について

一の(一)、(二)　最低資本金制度の創設等

【意見】

1、株式会社について最低資本金制度は設けるべきでない。

2、したがって、「最低資本金の額」及び「最低資本金に満たない現存株式会社の取扱い」は検討する必要がない。』

《解説》いわば「わが国において多数の中小規模の株式会社を生みだしたのは、この制度が企業活動にとって適合性、合理性を有していたから」（理由）最低資本金制度を設ける必要はないといっている。最低資本金制度を設けると、そうした中小企業の経済活動が阻害され、たとえば有限会社への組織変更など、社会的に経済的に無用の混乱を招来するから、そういう区分の必要なしといっている。

『二の(一)、(二)　株式会社の規制のあり方等（会社の規模に応じた規制の分化）

【意見】

1、大規模の株式会社については、その運営の厳正を図り、小規模の株式会社については運営の簡素化を図る必要は認められるが、その規制のあり方について、商法（株式会社法）のなかに大小会社の区分（ランクづけ）を導入すべきでない。

2、株式会社の規制のあり方（規制分化の基準）については証券市場への上場、非上場のみの基準によることとすべきであり、資本金または総資産の額、株主数等の基準によるべきでない。

3、上場会社である大規模の株式会社については、別途に特別法の制定ないしは証券取引法、独占禁止法等の改正により、その運営の厳正化を図るべきである。』

《解説》すなわち、株式会社の規制の方式は、大会社の場合は厳正な運営をすべとし、小会社の場合は運営の簡素化を図るべしといって、しかし商法のなかで大小会社のランクづけはしてはならない。株式会社の規制として、資本金や総資産、株主数で区別しないでいいといっているのである。

『三　有限会社の最低資本の額の引上げ等

(一)最低資本の額の引上げ

【意見】

有限会社の最低資本の額は引上げる必要はない。

(二)　有限会社のその他の規定の改善

【意見】

準用規定等整備して解り易い合理的なものに改善すべきである。』

《解説》有限会社の最低資本金を引上げる必要はないという見解であるが、現行十万円の額を引上げる必要はないのであろうか。

『Ⅲ　１　第１　企業の社会的責任について

【意見】

1、株式会社法中に、企業の社会的責任に関する一般的規定を設ける必要はない。

2、企業の社会的責任が問題となるのは、その殆んどが大企業である実態にかんがみ、現在の株式会社法の個々の制度の改善を図ることよりも、むしろ別途に大企業に対する規制措置を講ずべきである。』

《解説》企業の社会的責任については、要するに、たとえば粉飾とか独占、買占め、公害などは別途規制すべく、商法本法に一般的に盛込むことはないといっている。

『Ⅲ　２　第２　株主総会制度の改善策について

一　株主総会の権限等

(二)　計算書類の確定及び(三)利益処分

【意見】

1、計算書類の確定は、取締役会の権限へ移行させるべきでない。

2、利益処分については、株主総会の権限に属する現行の建前を改めるべきでない。』

《解説》計算書類の確定の取締役会への権限移行に反対し、利益処分についても同じだとしている。ということは株主総会の権限のままでいいということであり、時代の趨勢に逆行するものであるとの見解もある。

『Ⅲ３　第３　取締役及び取締役会制度の改善策について

五　取締役の会社及び第三者に対する責任

【意見】

大規模会社における取締役の会社及び第三者に対する責任については、これを一層強化する必要があるが、これは証券取引法等において規制するのが適当である。』

《解説》大会社の取締役の会社及び第三者に対する責任については証券取引法などの特別立法でおこなうべきであって、本法の必要はないといっている。そして、その責任は別途規制法のなかで規制しなければならないとしている。

『Ⅲ　４　第５　株式会社の計算公開について

一　会社の計算規定に関する整備等

(一)いわゆる継続性の原則の明定

【意見】

会計原則のうち継続性の原則のみを採りあげて商法に明定することには現段階では疑義があり適当でない。』

《解説》いわば、商法第三二条二項によって公正なる会計慣行を斟酌することになり、その援用によって企業会計原則の継続性の原則が商法に盛り込まれるので、現段階では商法に採り込れることは適当でないといっている。今まで税理士会は、継続性の原則がないから商法は後退したといっていたのではなかったろうか。

『(二)商法第二八七条の二の引当金

【意見】

いわゆる特定引当金を商法のなかに存置することは適当でない』

《解説》商法第二八七条の二の特定引当金については、利益操作の手段に悪用される弊害が起きる危険性があるので、曖昧なままで商法のなかに入れるべきでないとしている。

『四　連結決算制度の導入

【意見】

商法に連結決算制度を導入すべきでない。』

《解説》連結財務諸表制度は、証券取引法上の制度で十分に投資家保護の役割が果たされるから、商法に入れる必要はないといっている。そして、商法に連結決算制度を導入することは、大企業に減税効果をもたらし、租税負担の公平が害されるおそれがある旨、この項の（理由）に記している。

『Ⅳ　監査制度の見直しについて

【意見】

株式会社法の改正にともない、監査制度（とくに大規模会社における）全般の見通しを図るべきである。』

《解説》要するに、会計監査人制度の適用を上場会社に限定し税理士業務との利害関係を排除することの見直しを行うべきであるとの見解を監査制度の見直しという表現でいわんとするものようである。これは、注目すべきくだりであるといわなければならないであろう。

以上、つとめて批判をまじえずに日税連の意見書を紹介し解説してきたが、まとめとして、税理士会員の多数の方々から聞き及んでいる疑問や問題点のいくつかを挙げておきたい。

全般的に見て、各界の現段階における進んだ意見を徴し、前向きに改正しようとしている今回の会社法改正――商法再改正に対する税理士会の基本的態度は頑なに現行の改善さるべき制度を維持しようとしているもののようである。

大小会社の区分にしても、前回の商法改正の際に、衆参両院法務委員会の附帯決議で、次回には抜本的改正を図ることが決議されていたものである。それをしも「必要がない」ときめつけることは、まさに時流に逆行するものではなかろうか。

計算書類の確定では取締役会へ移行させるべきでないといい、利益処分については株主総会の権限を維持すべきだとしているにおいては、現在誰しも口にする株主総会の形骸化ということに目をつむろうとしているやに見える。

継続性の原則についても、前回商法改正の折に税理士会は、継続性の原則がなくなって商法は後退したと主張したのに、今回は継続性の原則の明定には消極的で、むしろ入れなくてもいいような印象なのは、前回の行動と矛盾するように思われる。

商法二八七条の特定引当金においても「存置することは適当でない」といい、この項の（理由）に一応「かりに存置するとした場合は、負債性引当金に限定するようその範囲を明確化すべきである」といっているけれども、債務たる引当金以外の期間損益算定のための負債性引当金については明らかに規制しなければならないのであるから、「かりに存置するとすれば」というのはいかにも歯切れがわるい。利益操作の手段に悪用されるおそれがある曖昧なものであればこそ明定すべきであろう。

連結財務諸表制度についても、証券取引法上の制度によって十分投資家保護ができるとしているがしかし、商法における親会社など証券取引法以外の会社においても債券債務の関係や利害関係を関係会社との間に有していて、それは社会的に影響を及ぼすものであり連結決算制の必要ありと考えられるがいかがなものであろうか。連結即大企業減税というが、所得の算定と期間損益は一致させるべきにもかかわらず、企業集団の損益が通算されるから大企業に減税効果があるときめてかかるのはどうというものであろうか。

監査制度の見直しの問題にしても、会計監査人は上場会社だけに限定すべしといっていることは、同会がかつて主張した会計監査人の独立性確保ということと矛盾する、会計監査人制度も、もっと前向きで取組むべきである（M）

久保村得治郎氏藍綬褒章祝賀会盛会

久保村氏祝賀会風景

本会々員の久保村得治郎氏の藍綬褒章祝賀会が、十二月三日午後五時三〇分から目白の椿山荘（藤の間）にて開催された。当日は八日間に渡った公労協ストの渦中でストの影響による集まりが懸念されたが、多数の関係者、友人、知人が駆けつけ、さしもの広い会場を埋め尽し氏の人柄を思わせた。

来賓の祝辞も磯辺律男東京国税局長をはじめ宮坂保清日本公認会計士協会々長、山本義雄日税連会長、茂木誠陸日本公認会計士協会東京会長、波多野重男東京税理士会長等多数に及び、いずれも氏の業界における永い功績を讃えた。三宅則義氏の乾杯の音頭で祝宴に入ったが、当日氏を賞讃する言葉のなかに〝内助の功〟とか〝賢妻〟等、奥さまに対する言葉が多数含まれていたのが氏の傍らに寄り添う容姿と共に印象的だった。

なお、菅納達雄氏も税理士業界の功績により藍綬褒章を受けた。

久保村得治郎氏の略歴

一、昭和二六年税理士登録
一、昭和四一年公認会計士開業
一、元日税連専務理事
一、現東京税理士会副会長
一、板橋部会所属

ピリリ一言

▼歳末の商戦がたけなわである。しかし、不況の影は濃く客は財布の紐を締めていて、鳴物入りのジングルベルも悲鳴に聞える。

今年の「おとりさま」は二のとりまでで、火事こそ少ないかも知れないが、急に寒さも身にしみるきょうこの頃、あと余日で新春を迎えることとなる。不況とはいえ歳末のあわただしさは、例年とかわりはない。

▼一般の景気は、政府があらゆる対策であおってはいるものの、なかなか浮上せず、低迷状態をつづけている。年が明けて春か夏か何時景気が回復するか見通しは立っていない。

税による歳入も、この現状ではかなりむずかしく、むしろ還付金のほうが多いという税務署もあると聞いている。それだけに税務調査もきびしくなり、われわれ税理士はその立会と、苦しい企業の資金繰りの相談やら、経営診断等で全く忙しい日々である。

▼最近、中小企業にもコンピュータ・システムが何らかの形で導入されてきた。これは企業が事務の合理化をねらって必然的に生じた方法であるが、税務調査員は、このコンピュータ財務諸表はにが手のようで、本来コンピュータは品評性が高いわけであるが、毛ぎらいされる傾向がある。

一般的に、公認会計士、税理士で簿記を知らなければ恥であるがコンピュータに関する知識がなくとも恥ではないという考え方がつよい。

税理士の業務は、複雑な税法の解釈と、税務会計という社会ニーズに従って成り立っているもので社会ニーズに逆って職域が成り立つものではない。その点からも、これからの職業会計人はもっと積極的にコンピュータに取り組むべきである。

▼人間でも、職業でも、物でも必然性を無視して社会性は成り立たない。そして必然性は、経済、社会環境の推移によって大きく変化するもので、需要を考えながら供給を決定するところに職域は存在する。

税理士は、もっと視野を大きくして、すべての点で時流に逆行しないように研鑽すべきであろう。

会社法改正に関する意見照会の

公認会計士協会 第一税理士協議会 意見書の解説

協会並びに第一税理士協議会の回答について

岸本勝次

法務省民事局参事官室からの会社法改正に関する意見照会については、日本公認会計士協会も第一税理士協議会もすでに意見書を作成して回答済みである。

昭和四十九年に商法を改正して直ぐにまた次の商法改正と考えたのは、なんといっても衆参両院の法務委員会における附帯決議があってのことである。そして附帯決議は会社の社会的責任、大小会社の区別、形骸化した株主総会及び取締役会制度の改革、一株の額面金額等について、株主、従業員、債権者の一層の保護を図り、併せて会社の社会的責任を全うするよう所要の改正を行うことを目指したものであったが、意見照会は、この問題点のほかに、現在の会社法中改正を要する点あるいは検討を要する問題点があれば、これに関する意見、提案を寄せるよう求めていた。

日本公認会計士協会としては、会長と在京の副会長と関係常務理事をもって商法改正問題懇談会を作り、数次にわたって会合し、その間各地域会の意見を徴したり、全国四か所で公聴会を開いたりして草案を作成し、常務理事会、理事会の議決を経て回答した。私も当初より懇談会のメンバーに加わって参画していたが、この間回答書にはもられなかったけれども貴重な意見、面白い意見として紹介しておきたい意見もあった。

第一税理士協議会の意見書作成にも岡崎会長、松木副会長等と共に参画したが、この二つの意見書形成の過程において感じたこと、紹介したい意見などを記しながら再度意見書について振り返って眺めてみよう。

・企業の社会的責任の問題

まず、会社の社会的責任についてである。これは一般的規定として設けることが望ましいという意見と、設けることは却って弊害があるという意見と、一般的規定をおくとの見解は採用しないという程度の意見とがあった。結局、最後の意見になったわけであるが、勿論会社が社会的責任を感じなくても良いというのではなく、会社を律する法律は商法だけではなくいろいろな法律がある。商法についてだけいえば、現行第一条の民法等適用の規定のままにして個々の条文の整備によってその趣旨を生かせば良いではないかという意見である。

計算書類の確定と利益処分の権限の問題

次に、計算書類の確定と利益処分の権限の問題について述べてみる。これについては、近畿会から次のような思いきった提案がなされた。

当期の配当可能利益の五十％以上を配当すべき最少限度額として法定する。但し、株主総会の特別決議をもって、五十％未満の配当を行うことを認める。以上の制限の下に利益処分の決定権は取締役会に委ねる。というのである。

たしかに社債ではないのであるから、もうかった時には沢山の配当を、もうからない時には我慢して、ということを今以上におし進める必要があるかも知れない。しかし、五十％以上と法定することもかなり問題があり、結局会計監査人の監査が強制される会社にあっては計算書類の確定は取締役会で、利益処分の決定は株主総会で、という西ドイツと同じような方式が採択された。そのいずれをも取締役会でというアメリカと同じような方式を主張する声もはじめはかなりあったが、討議して行くにつれてその声は小さくなって行った。利益処分の決定まで取締役会でやってしまうと株主総会の審議事項が毎年開くほどは無くなってしまうし、もし取締役に対する賞与の支給が含まれている時はお手盛りともなるし、やはりそれは持主である株主が直接決定すべきである等の意見があって、公認会計士協会並びに第一税理士協議会の意見書では前述のように決定したのである。

また、このようにすると会計監査人が今以上に株主総会の総意を直接的に受けて仕事をする、つまり代行することになるので、会計監査人の選任および解任は株主総会で行うよう改めることを協会意見書では求めている。さらに同意見書では監査についての整理を行い、会計監査についてはもっぱら会計監査人の職掌とし、監査役は業務監査のみに専念し、業務監査においては取締役会でも行うことになっているので、両者の責任の範囲の明確化を求めている。第一税理士協議会の意見書では、大会社に限り監査役のうち一人は公認会計士を入れるべきであるとし、会計監査人の責任の時効についても商法第二八四条の規定を準用すべきことを求めている。

取締役会制度の確立の問題

次に、株主総会の形骸化と共に取締役会もまた合議体としての実をあげていないのではないかという批判があるが、これについて広島で行われた協会公聴会では、取締役会規則を作らなければならないということを法定すべきであるという意見が出された。協会意見書にはもられなかったが傾聴すべき意見と思う。常務会の規定をもうけるべきかどうかについては、大方の意見がその必要なしということであった。いたずらに屋上屋を重ねることをさけようという趣旨である。協会意見書では取締役のうち一定数は社外重役とすることが望ましいとしている。使用人から昇進した取締役が比較的多いわが国では、会社内部の取締役だけで業務執行の意思決定をしていたのではワンマン体制になりやすい。こうして、形骸化するのを防ぐために社外重役を加えるようにという主張であるが、社外重役の人選について、協会意見書では経営経験の豊富な人材あるいは学識経験者などを招聘するように想定し、第一税理士協議会の意見書では国民経済的見地から社会的利害関係者及び会社と直接利害関係のない専門家を加えることを想定しているので、微妙な差異があるが目指しているところは一致しているといっても良いのではないかと思う。協会意見書では一定の資本金を超える会社では、取締役は使用人を兼ねることができないものとすること、取締役と会社間の取引等を規制する規定を設けることを提唱している。

株式制度の改善策の問題

次に、株式制度の改善策について、子会社が親会社の株式を取得することは、自己株式を取得するのと同様なので禁止すべきことを主張している。第一税理士協議会意見書では額面株式一株の金額を現行の五百円から五十円に下げて統一し、そのかわり定款をもって千株未満の株式を排除することができる旨を規定するよう提案している。これは、商法で一株五百円以上になってから出来た会社が上場する時、一株五十円の会社をみつけてきて、それに吸収合併された形で、無理に一株五十円にしている不自然な現状をなんとかしたいということからの改善の提案である。協会でも、近畿会、中国会

協会の意見書について

上瀧洋三

法務省民事局から出された会社法改正に関する意見照会については、各方面から意見が提出され、いろいろな雑法にも紹介されている。

われわれ公認会計士の業務は、極く大雑把には、大会社については会計監査人としての監査業務、中小会社については財務書類の調整等の財務に関する業務との二つに分けられるものと思われる。

このほか、税理士を兼業して税務に関する業務も営んでいるのが一般である。

昨年の商法改正は、本年その実践期に入り、大会社については続々改正法に基づく決算、監査の実践例が公開されている。しかしながら中小会社については、もともと一年決算の会社が多いため、改正法に基づく結果が表われてくるのはこれからである。

大会社については、現在までのところ、改正法は正当に実践されてきたものと考えられる。会計監査人監査、監査役監査、新法による財務書類の公開、そのいずれも順調である。

一方、中小会社においては果たしてどうであろうか。中小会社といってもさまざまである。商法に基づく会計監査人監査は要らないが証券取引法に基づく公認会計士監査の対象とはなる会社、あるいは監査役監査のみの会社であっても監査役が業務監査権を有する会社会計監査権のみの会社、といった具合に極めて多様である。

改正商法を会計実務の面で把えると、中小会社にとっての問題点は、監査制度と附属明細書であろうと私は考える。中小会社といっても、資本金一億円を超える会社ともなれば、外部株主がいる会社が多いものと考えられ、また、監査役も業務監査権を有しているので、監査制度、附属明細書制度ともに、相当程度法の期待するところに落ちつくものと考えられる。

問題は、資本金一億円以下の小会社である。小会社は、株主数も少なく、外部株主もいない閉鎖的会社が多いものと考えられるからである。

商法の実践については、証券取引法の場合などと異なり、法務省が行政的に監督あるいは関与するなどということがない。したがって、監査あるいは附属明細書の作成などがどの程度忠実に実行されているかどうか伺い知ることはできない。私としては、これらの会社に関与する公認会計士の適切な指導のもとに、良い慣行の定着が図らるべきものと考えるものであるが、小会社における監査、附属明細書制度の実践については若干懸念を感じているところである。

前置きが長くなってしまったが今般の会社法改正に関する意見照会のなかで、筆者が、実務面から最も強く関心を持ったのが、第七の最低資本金制度及び大小会社の区分の問題である。その理由が右に述べてきたとおりなのである。

日本公認会計士協会は、公認会計士法によれば、監査業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡、監督に当る団体である。

したがって、このような団体の意見としては、「一定規模以上の会社については、計算書類開示制度の強化充実を図るべきである」とし、外部監査人による監査の導入を具申すること（本年十一月の協会意見第七）は至極もっともなことである。しかし、他面、一定規模以下の会社についても、職業会計人の団体として、例えば附属明細書制度の若干の簡素化等、手を差しのべるべきではなかったのであろうか。これが、会社法改正に関する協会意見に対する私の感想である。

所属の所員等からそうしてもらいたいという意見が出ていた。

株式会社の計算と公開の問題

次に、株式会社の計算と公開についてであるが、これについては次のような意見が記載された。

(一)、継続性の原則はこれを商法中に明定すべきである。

商法第三十二条二項の規定に当然含まれるから改めて規定する必要がないという意見もあった。規定すると法律上の解釈が強く入ってくるので問題であるという意見もあった。しかし、現在でも継続性の原則が存在していないという意見も一部にあり、他に詳しくきめられているところがあって、ここが明確にきめられてないと、きめてないところは弱いおそれもあるので正当な理由がなくて変更することは出来ない旨求めることにした。ちなみに協会の理事会では入れろという意見四十七に対し、入れる必要はないという意見が二七あった。協会意見書はこの外

(二)、特定引当金については負債性引当金に性格を変えて計上を強制すること。

(三)、営業報告書の記載事項の法定化。

(四)、計算書類等の閲覧場所についての提案。

(五)、連結決算制度の導入、その際従来の個別のものもそのまま義務づける。

ということを提案している。

最後に、協会の意見書は会社の分割についての規定の新設を求めていること。第一税理士協議会の意見書も一定規模以上の会社については、計算書類の開示を強化し公認会計士制度をなお一層活用するように求めていることを記しておく。以上が公認会計士協会並びに第一税理士協議会の意見書の中味である。

両者の意見が採用され国民経済の健全な発展に寄与出来ることを願っている。

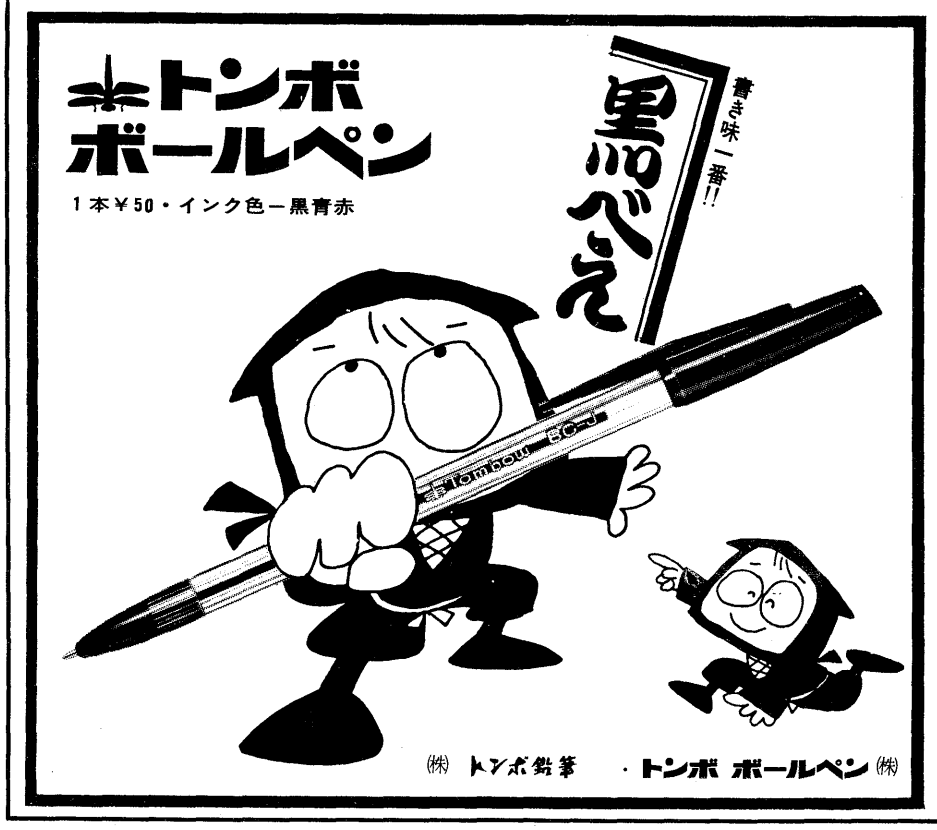

今海は・・・・・・

冬の海の必需品

「冬の釣にいちばん大切なものは何だと思う？」

「サオですか」

「ウイスキーのポケットビンさ…」

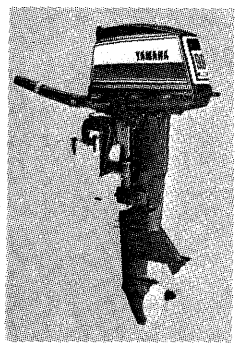

ヤマハボート新橋店

港区東新橋1—1—21

03（572）2020

釣情報等お問い合せ　佐野茂

価格 ￥150.000

座談会　最近の情勢と第一税理士協議会の進路（完）

出席者

第一税理士協議会長　岡崎寿士
同　副会長　岩崎守利
同　副会長　加藤隆之
同　副会長　下田友吉
同　副会長　千正清夫
同　副会長　松木正輝
同　顧問　久保村得治郎
同　理事　浅井新平
同　理事　兼山金刀圀
同　理事　倉田由次
（司会）

一局複数会制運動の現状

倉田　この座談会は、会社法改正の意見照会問題、税理士法改正問題と進めてまいりまして、いろいろご意見を頂き、まことにありがとうございました。まだご意見があろうかと思いますが、次に移らせて頂きます。

第一税理士協議会は、ご承知の通り「基本計画」を策定しそのなかの「基本方針」において、「税理士会の一局複数会制の実現のために関係団体と協調して、そのための礎を築くことを目標とする」とはっきりトップに掲げてございます。これは第一税理士協議会の最も特徴的な発想ですが、現実にはやや日時を要すると思いますけれども、一応この問題は、岡崎会長に、現状なり、あるいはみんなで集めた署名など、どんなふうになっていますか、その辺をちょっとご説明頂きたいと思います。

岡崎　第一税理士協議会の一局複数会制は唱えてから長いんですけれども、ご指摘のとおりまだ実際に実現の段階にいっていませんけれども、その前提条件として第一税理士協議会を全国会にしようという運動を始めたわけです。今のところ大阪と提携しているだけで、その他の公認会計士を中心とした各支部へはまだ働きかけていませんがこの次の段階としては、名古屋へいっぺん働きかけをして東京・名古屋・近畿の三つを柱にして、全国会に発展させようと思っています。これもなかなか難しい問題で、また一局複数会制にするための署名運動も、現在七百名ぐらい集っているんですが、これは一千名を突破したいと考えております。

岩崎さんあたりも、公認会計士のみならず、一般の税理士からも署名を頂戴して、一千名以上の署名を官側に提出しようと提案されています。特に岩崎さんは、四谷あたりでそのテストケースを行いたいご意向のようであり、私のいる中野あたりでも、第一税理士協議会に入りたいという希望の税理士さんが相当いらっしゃるようであります。青年税理士会の一部の人が案外専税にあきたらなくて、第一税理士協議会に入会したいという希望の人もいらっしゃるように聞いています。

しかし、今すぐにそうした方々に入会して頂いてよいかどうかという結論にまでは至っておりませんが、そういう方々にも入会して頂かないと一局複数会制の実現は困難ではないかということも考えられ、今それを研究中です。

この点では第一税理士協議会の組織の中で、組織部というのがあるので、大いに活動して頂きたいと思っており、それに会長・副会長がバックアップしたいと考えています。そういうことも今考えています。

一局複数会制運動に関する諸問題

倉田　ただ今、岡崎会長から一局複数会制における現状についてのご説明を伺いましたが、私ども会員にしてみれば、これこそ第一税理士協議会の目玉だと実は認識しているのですが。

岡崎　そのとおりです。

倉田　いわば、税理士肌あいの合った者が一つのグループをつくって、そしてすっきりとした会活動をやりたいものだというのが会員の切望するところだと思いますね。

ところが、岡崎会長がおっしゃったように、現実はやや厳しく一局複数会組織の正式発足というのはもう少し先と思われるわけですが、しかし「基本方針」にうたった目玉である、ではこの体制をどうしたら実現というか、もうちょっと促進させる手だてはないものか。下田先生、どうでしょうね。

下田　確かに一局複数会制実現の旗だけ掲げていささか進まないようですが、役所その他のほうでは時期が熟すれば、というお考えのようだとはいろいろ聞いております。しかし、現税理士会執行部のご理解が必要であり、現税理士会の執行部のお考えがどういうふうに変わっていってくれるのかが一つのポイントであります。あるいはその動向如何では今まで以上にわれわれはこの目玉商品を大いに活用して争わなければならない事態になるかも知れないし、その意味では難しい問題ということがいえます。

一局複数会を促進しはじめると、税理士法改正という問題にもちろん抵触してくるということも考えますと、その辺の兼ね合いで運動を進めなければならないという問題もあります。いわば産みたての卵のようなもので、かえるかどうかというのは、まだちょっと時間がかかり慎重も要すると思います。第一税理士協議会の幹部としては、一局複数会達成を常に念頭において行動して行かなければならないのが現時点では大事なことと考えています。

岡崎　もう一つ補足したいんですが、こういう運動を展開するには、ある程度の資金が要るわけです。現在では実際にこの新聞を発行するのが精一杯という状態です。その意味では本会を全国組織にするとか、あるいは一般の税理士さんに入会して頂くとかして会が拡大すれば、この新聞も相当部数が増えますし、資金的にも余裕ができるのではないかと思います。

一局複数会制の税理士会内審議経過

倉田　一局複数会制運動に関連する諸問題を伺いましたが、税理士会のなかの一、二のグループが独立しようなどという場合、内部の役職者と外部の人の考え方に立場の違いということがありましょうね。

一つは、現に税理士会執行部のしかもトップクラスで活躍していらっしゃる久保村先生のようなお立場、あるいは執行部の一員としての浅井先生のお立場、それから一面、通知公認会計士という組織がありますね。こういう二面から考えると、この独立というのはそれぞれの立場から見るといろいろなとらえ方が出てくるんですね。

ですから、さしあたり、久保村先生、現執行部の責任者の一人というお立場では、独立の組織に分化してゆくということに対してはどんなふうにお考えですか。

久保村　現執行部の立場というより、一局複数会制の提唱は先ほど岡崎会長のお話のように、もう既に十年を経ているんですよ。

それで税理士会の「基本要綱」ができる時丁度溝田日税連会長から木村日税連会長に移る時ですから、今から六年ぐらい前ですが、その時に「基本要綱」を再確認するために、木村会長に事務引き継ぎをしたわけです。

その時に、各単位会の意見を全部、一局複数会制の賛否についてとったわけですが、各単位会は東京会とは異なり、支部の数が少ないですから、ただ一局複数会制は時期尚早であるというのが大部分でした。

東京の場合は、当時はまだ四十三支部でしたかと思いますが、そのうち二支部だけが一局複数会制に賛成という回答が出たわけです。

その時私は日税連の専務理事でしたから、この問題の最後の案を決定する時に、あくまで一局複数会制にするべきだと主張したのです。しかし当時正副会長会は十三単位会、沖縄が入りませんので、その十三人と専務が二人で十五人の議決でいったわけですが、この一局複数会制にもいろいろの意見が出ました。

いわゆる地方の単位会での一局複数に賛成だという論拠は、例えば関信だとすると、埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・そして長野県・新潟県と入るわけです。そうするとこれが一つのところに集まると非常に費用ばかりかかってしようがないから、各県単位の会にしろという考え方の一局複数なら賛成だ、という意見がだいぶありました。

しかし東京の場合は、各支部ごとにという意見もあったけれどもそうなると四十幾つもつくったら大変なことで、そういう考え方より、むしろ第一税理士協議会にしても、あるいはほかの友好団体にしても、そういう地域別の行き方ではなくて、考え方を同じくするグループ別のいわゆる一局複数会制に行くべきだ、ということで正副会長会でも私は最後までねばったんですが、ほかの賛成論はそういう地域別だということで、私の主張は通らなかったわけです。したがって一局複数会制というのは否決されました。

しかし、それも今回の会社法改正のアンケートの場合と同じように、各支部にはおそらく、少なく見ても七対三の三ぐらいは、一局複数会制に賛成の人はいると思います。ところが支部の多数決でいくと、やはり反対になってしまう。こういう状態で通っていないということですね。

ですから、今後においても一局複数会制ということは、当然いろいろと議論されていくと思いますが、そういうことで、まだ望みのないことではないけれども、そう早急にすぐ実現するとは考えられないと思いますね。

一局複数会制の大いなる意義

倉田　ただ今東京税理士会の副会長をやっていらっしゃる立場と複数会制に対する各単位会の種々のとらえ方を、久保村先生に伺いましたけれども、先ほども申しましたように、別の意味での、いわば第一税理士協議会の提唱する複数会制は現実に間に合わないということで、税理士会に入会しないで税理士業務をするという、つまり通知公認会計士という組織があるわけです。

これは税理士会ではないんですが、通知公認会計士会としての報酬規程までお決めになっていますから、やはり一つの関連団体だと思います。そのあたりのことで加藤先生、いかがでしょうか。

加藤　その問題は、第一税理士協議会の「基本計画―基本方針」の第二項「公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税理士業務ができるように法改正に努力する」ということと関連があると思われ、通知公認会計士会の究極の目的もここにあるということのようですが、これは、第一項の一局複数会の標榜とはちょっとニュアンスが違うと思いますね。

すなわち第一項は、いわば公認会計士たる税理士の立場で税理士制度や税理士会の運営を論じているようなものであり、第二項はいわば税理士たる公認会計士の立場でモノをいっているように思うのです。そうすると、第一税理士協議会の旗印は二面性を持っているわけであり、ここに第一税理士協議会の運動のそもそもの複雑性、困難性というものがあるわけですね。ですから、われわれは、税理士として真に税理士制度の発展を願っているが故に、一局複数会制を実現させる法改正の必要を強調しており、同時に弁護士なみに税理士という称号を用いなくても公認会計士という称号だけで税理士業務ができるようにという法改正の意義について述べておきたいと思いますが、税理士会の場合は特に刻一刻と会員数がふえている。東京税理士会は遠からずして二万名の会員になると思われますが、これは、つとめて全体の意見を反映しなければならない独立の団体としてはふさわしくないわけです。団体は決して肥大でなければならないことはない。大機構になると会員の負担も大変です。それが嫌なら脱会したらいいわけですが、強制加入の特殊法人ですから脱会すれば業務ができなくなります。極論すれば会なんて会報を発行してくれればそれでいいものです。肥大な職員を擁することはない。国家もそうですよ。アダム・スミスだったか「経費のかからぬ安い政府を」といいましたが、行政機構が大きくなるだけで税金は上り、人はふえ、役人給与だけの予算審議になりかねません。役人が国民三人に一人というような弊を改め、その分の人材を生産の面にふり向けられるべきですね。仲がわるくなるから分けるのではないのです。公認会計士協会だって機構が肥大になれば誰が支えるか。自分の幸せのためがかえって負担となり自治の精神に反します。法律万能の傾向を反省し経費のかからない安い政府がいいという原点に還るべきです。ですから、肥大な機構の歯止めが複数会の考え方であり、意志の共通する者が会をそれぞれ作り、お互いに競争しながら税理士会の全体を進歩発展させるためにはどうしても複数会にしなければならないわけです。

岩崎　おっしゃる通り、確かに二つの面を持っているわけですから、二つを併せやらなければならないわけです。現実に生きてゆく社会そのものが画然と割り切れるものではなく、そんな社会はあり得ませんね。ですから二面の性格があるが故に、第一税理士協議会の存在の必要性があるわけであり税理士会の正常化ばかりでなく、第一税理士協議会を通じて一局複数会制のことなどを主張するのです。

そしてまた、公認会計士の称号のままで税理士業務ができるように、とする主張もしているのですが、ただし、難易からいえば、後者の法改正はかなり至難です。したがって二つのうちどちらにウエイトを置くべきかという点では一局複数会制ですね。この機会に、一局複数会制の意義について述べておきたいと思いますが、税理士会の場合は特に刻一刻と会員数がふえている。東京税理士会は遠からずして二万名の会員になると思われますが、これは、つとめて全体の意見を反映しなければならない独立の団体としてはふさわしくないわけです。団体は決して肥大でなければならないことはない。大機構になると会員の負担も大変です。それが嫌なら脱会したらいいわけですが、強制加入の特殊法人ですから脱会すれば業務ができなくなります。極論すれば会なんて会報を発行してくれればそれでいいものです。肥大な職員を擁することはない。国家もそうですよ。アダム・スミスだったか「経費のかからぬ安い政府を」といいましたが、行政機構が大きくなるだけで税金は上り、人はふえ、役人給与だけの予算審議になりかねません。役人が国民三人に一人というような弊を改め、その分の人材を生産の面にふり向けられるべきですね。仲がわるくなるから分けるのではないのです。公認会計士協会だって機構が肥大になれば誰が支えるか。自分の幸せのためがかえって負担となり自治の精神に反します。法律万能の傾向を反省し経費のかからない安い政府がいいという原点に還るべきです。ですから、肥大な機構の歯止めが複数会の考え方であり、意志の共通する者が会をそれぞれ作り、お互いに競争しながら税理士会の全体を進歩発展させるためにはどうしても複数会にしなければならないわけです。

究極は公認会計士の資格で税理士業務

倉田　では、一局複数会制の問題に触れつつ、第一税理士協議会はどういうふうに行くべきか、どういうふうな問題があるのか、という最後のテーマ「税理士会執行部への要望と第一税理士協議会の進路」に自然に入っていくという形で、先生方に一言ずつお願いしたいと思います。

岡崎　私は究極のわれわれの目標は、公認会計士の称号のままで当然税理士業務ができるというところまで行くことだと思います。その暁には、第一税理士協議会を解散してもいいわけですが、その過程までは第一税理士協議会が必要です。公認会計士の称号のままで当然税理士業務ができるという法改正の実現は、なかなか難しいと思います。そういう意味ではまずその過程として、第一税理士協議会が一局複数会制を実現する。

それを実現すれば、もうそれだけで公認会計士は当然税理士業務ができるというような形が、それは法律的には本質的には違うけれども、そういう形がまずできるのではないかと思います。

加藤　公認会計士協会本部の重点施策では、「公認会計士の資格をもって税理士業務が営めるよう法改正を期し、その方途として通知云々」とあり、公認会計士協会本部としては、公認会計士の名称だけで税理士業務ができるようにという方向を、全面的に推し進めようとしているようですね。

岡崎　それは当然です。

加藤　そうすると、一番いいことは公認会計士という称号だけで税理士業務ができることであり、そしてその前段階として一局複数会の必要があるとすれば、税理士会に堂々と会長を送ったらいいですし、副会長にも三人も四人も出

（四ページへ続く）

切磋琢磨

（三ページより続く）

て、理事も多数が出て堂々一局複数制の必要性を税理士会の理事会の席で論議していかなければ、ぼくは事は成らないと思いますよ。

岡崎　そのとおりですが、公認会計士の資格・称号のままで税理士業務が営めるようにするためには公認会計士法と税理士法の二つを改正しなければなりませんが、一局複数会制は税理士法改正だけで事が成ります。

そういう意味でおっしゃるようにわれわれは、税理士会で主張している税理士法改正運動を、ある程度ブレーキをかけるというか、方向を転換させる必要があります。

加藤　なるほど。

岡崎　ただ、公認会計士協会と税理士会がいつまでたっても平行線ということではぐあいが悪いのではないか。だからわれわれは税理士会の内部にあって税理士会を説得するなり、そういう運動を展開して、結局は公認会計士はその称号のままで当然税理士業務ができるという方向まで行こうではないか、ということですよ。

公認会計士資格で税理士業務を営む暁は

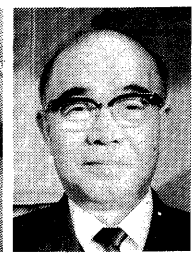

下田　協会本部で公認会計士は当然、その称号を用いて税理士業務ができるということを旗印にしているわけです。しかし、もしそれができても、私は税理士業務というのはなくならないと思う。

公認会計士は今こそ五千人ですが、これは二万人になり得ることもある。その時にはやはり、今やっている監査ばかりが公認会計士の仕事ではない、税理士業務もやらなければならないという公認会計士はいると思うんです。

そういう時に一局複数会制というものがあれば、税理士会に残って公認会計士会よりも税理士会に力を入れるという公認会計士もあるものと考えます。そういう意味で私は矛盾を感じていないんです。まあ、公認会計士の資格で税務ができればいいじゃないか、税理士会に入らなくても公認会計士をやっていれば、というものではなくて、やはり税理士会が強くなって、しっかりとその足場を社会につければ、おのずから公認会計士だって、税理士会で一生懸命にやって、公認会計士会のことより税理士会のことを一生懸命にやるということも、当然あっていいんじゃないかという感じがしますね。

加藤　そうすると、例えていえば公認会計士の名称を用いて、弁護士並みに税理士業務ができることになった暁においても、進んで税理士会に入ることもあっていいということですか。

下田　今の弁護士の中にもそういう方がいらっしゃいますね。登録して税理士会に入っている方が。

加藤　そうですか、なるほどね。

下田　その時になれば通知制度というものは逆に要らなくなりますね。通知の人は当然公認会計士としてできるんですから要らなくなると思います。ぼくは世の中はそういうものだと思います。協会本部ではこのような旗印を掲げながら、第一税理士協議会では一見矛盾したような複数会制を旗印としているけれども、根本的には矛盾がないのではないかと思うわけです。

倉田　兼山先生何か……。

兼山　私は、これは広い意味で申しあげるわけですが、一応自由職業人として関連のある業務をやっているということは、税理士であっても公認会計士であっても同じだろうと思います。

その意味で、その公認会計士の中にあって第一税理士協議会に理解を示さない人はどういうことなのだろうか、それから税理士の中にあって、第一税理士協議会にご理解を戴いてない方はどういうことなのだろうか、という面を指摘したいんです。

第一税理士協議会の存在理由というのは、私は自由職業人の中のいろいろ錯そうした問題を討議しあえる、非常に貴重な場ではないか、というふうに評価しているわけです。

第一税理士協議会よ永遠なれ

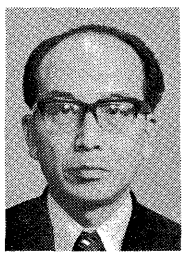

倉田　浅井先生、ご感想なりどうぞ。

浅井　先ほどの下田先生のお話のように、公認会計士協会の執行部が考えておられるというようなことで、結構だと思います。

結局、われわれ公認会計士だけの資格で税理士業務ができるということになっても、われわれのところの事務所には、税理士の資格のある人がたくさんいるわけですね。

そういう場合に所長先生がやはり税理士会に入って、税理士会の空気もよくわかっている、若い税理士さんも同じだということであれば事務所の中が円滑にいくというようなことがあると思います。

そこで、税務にたくさんウエイトをかけておられる先生方は、税理士会入会が必要なんじゃないかと思います。

大体計理士から税務代理士というようなものにだんだんなってきて、同じような土壌から育ってきたような人が多いですから、そういう意味で公認会計士が弁護士と対等という立場で、公認会計士の資格でそのまま税理士業務ができるということが望ましいけれども

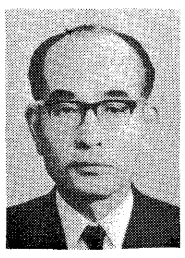

あえて全部税理士会を抜けて、公認会計士だけで一本でやるというのではなくて、もっと大きな気持ちで自分の事務所の経営とか何かも考えた場合には、その人の考えによって公認会計士であっても税理士会に入ってやって行っていい。

そういう人たちの集まりである第一税理士協議会というものがどんどん発展していく、そういうことが望ましいと私は考えております。

倉田　千正先生、何か第一税理士協議会について……。

千正　あまり申しあげることもないんですが、公認会計士は監査をやり、税理士は税務をやります。一応そうなっているわけですが、しかし実際は税理士業務をやっている公認会計士が多いので税理士会に入ったほうがいろいろ便利はあるわけです。税理士全体の空気もわかりますしね。もしも監査をやっていない公認会計士は公認会計士協会に行っても何も用事がないわけです。（笑）

そういう意味において、やはり公認会計士協会自体も体質改善する必要があると思います。

下田　現在の状態が若い人の時代になればなるくなというふうには考えられないんですよ。若い人が全部監査だけで飯を十分満足して食べていけるという時代は、やはりこないんじゃないか。その腕と環境に応じて税理士業務、あるいは中小企業の育成、その他の分野で、向き向きによってこれで行こうというふうに、だんだん分かれてくると思います。そういうことも公認会計士協会は考えておかなければならない。

公認会計士協会も税理士会と同じで、東京で八千人だ二万人だとなれば、やはり二つに分ようつに分けようということになるかも知れません。ですから、今の税理士会を公認会計士協会も他山の石にしなければならない時代が来ると思います。最後は税理士と公認会計士というものの統合さえできれば何も問題はないんですが、これはあと三十年位先のことで今言うべきことではありません。こういうことをいう理由は、税理士法の最初の出発が間違っていたのですから、将来、税理士法の誤りを訂正することが大きな問題になっていくものと思われるからです。そこを第一税理士協議会は見通しをたて、公認会計士にも税理士にもマッチした施策を講じていかなければならないと考えます。

今は、久保村先生が税理士会で一生懸命やっておられるけれども久保村先生の後からもそういう方が必ず出てくると思いますよ。

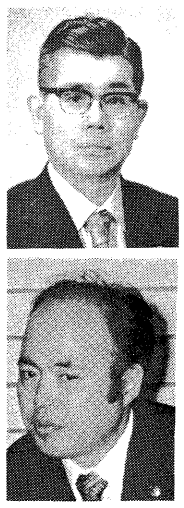

共白髪まで

終わりに

倉田　この辺で副会長の松木先生に今日の座談会の総まとめ的なお話をお願いしたいと思います。

松木　先ほどから皆さんお話しになっていることは、全くごもっともなことだと思いますが、大体公認会計士の業務の中に、私は税理士の業務も入っている、という理解をしなければならないと思いますね。

それで、理論的に考えますと、何も第一税理士協議会がなくても通知公認会計士になれば、それで充分業務ができるわけだし、更に税理士法、及び公認会計士法が改正されれば、公認会計士協会に入ればそれで税理士業務もできるわけです。

ただ、まことに今の現状は、先ほど千正先生も浅井先生も皆さんおっしゃったと思うけれども、なかなか現実というのは泥にまみれているんじゃないか、という感じがするんです。

というのは、例えばわれわれがやはり税理士業務をやり、税理士としての立場に立って税務署に行き、またいろんな仕事をした場合に、仲間の関係もありますし、それから具体的なことでは細い話かも知れませんけれども、税務署の入口の看板に名前が出ているということも、また一つの問題だし、更に東京税理士会からいろんな資料はくる。その資料を見ながらやっていくということもあります。その他いろんな情報を得ながら税理士業務を推進していかなくてはならない、というような、現実の問題は、まさに今の第一税理士協議会なり、われわれの立っている立場というのは、きわめて現実的な存在ではないかと思いますね。

ですから、理論的に押してこられると、非常にその辺の説明というのはなかなかできないと思います。しかし、やはり第一税理士協議会に所属している会員は、東京税理士会の中で、何とかわれわれの立場を主張しながら前進していかなければならない。そういう立場に立っているような気がしてならないわけです。

それともう一つ、東京税理士会の執行部に望みたいことがあるわけです。それは今回の選挙で波多野会長が実現した。その波多野会長と添田前会長との票差は僅か百数十票であったという、この票差の重さを新しい会長は十分に認識した上で、現実を見通して税理士法の改正なり、また今後の商法再改正問題に関しても、やって行って頂かないと、税理士は不幸に陥るのではないかということを、十分に注意を喚起して、私の話を終わりたいと思います。

倉田　どうもありがとうございました。これで座談会を終わりたいと思いますが、最後に岡崎会長から、一言ごあいさつを頂きたいと思います。

岡崎　今日は皆さんお忙しいところをご出席いただきまして、貴重なご意見をたくさん頂き、有意義に終わったことを感謝いたします。ありがとうございました。

写真説明　右上より加藤、岡崎、岩崎、下田、千正、浅井、松木、久保村、倉田、兼山、各氏

ペン先の差。
●外観はあくまで流麗。ゴールドとブラックストライプの２種。
●ステンレスボール使用だから、先が太くならず書き味繊細。
●ボテ・カスレなし。
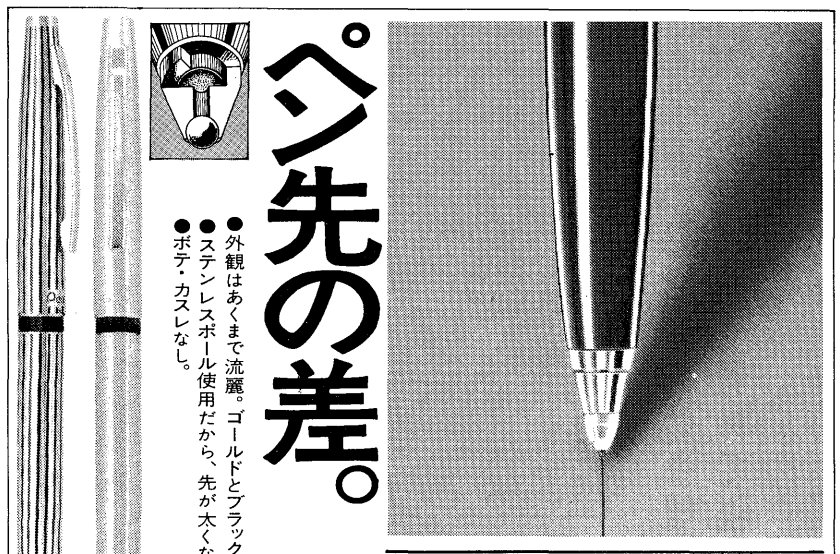
べんてる®
ローリングライターAM
●ストライプ――¥2,000　●ゴールド――¥1,000
●専用カートリッジ(黒・赤・青・緑)――各¥150
べんてる株式会社

株式・公社債
投資信託・財形貯蓄は
〈野村〉の窓口へ
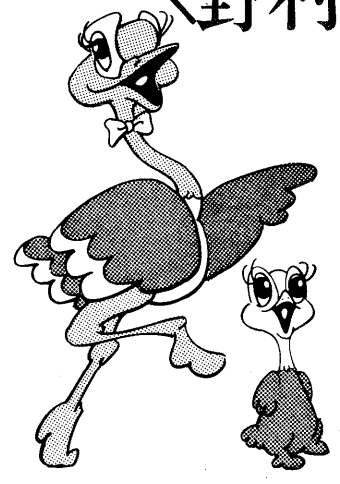
野村證券
〒103　東京都中央区日本橋1丁目
電話　(03) 211－3811

★税理士会の
正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和51年1月15日　（木曜日）　第53号

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　年頭の挨拶
第二頁　主流
第三頁　新春随想
第四頁　年賀交換

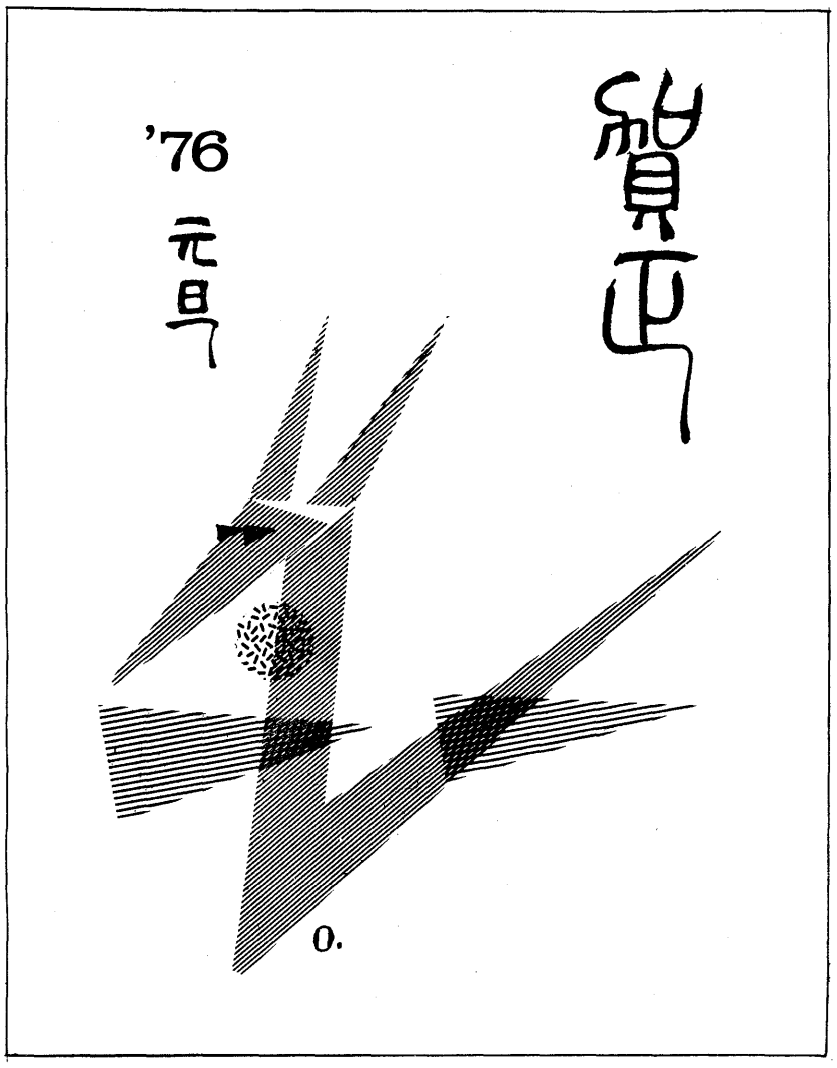

新春所感

第一税理士協議会会長
岡崎寿士

明けましておめでとうございます。年頭に際し会員の皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

昨昭和五十年は、政治の貧困、経済不況の深刻化、さらに思想の混迷等悪条件下に、企業の倒産、失業者の増加、物価の高騰等国民生活の困窮は誠に憂慮すべき状態にありました。とくに顕著な風潮は、民主々義の未成熟のためかエゴによる権利の行使は法秩序を乱し国民に犠牲を強いる結果となったことであります。このことはさらに今年においても尾を引く傾向にあります。

したがって今年は、官民一体となってこのような困難な状況を克服すべく、忍耐と創造的精神をもって、経済の安定成長のために全的努力をなすべきものと考えます。

昨年はこのような環境のなかにあって、わが税理士会においては役員選挙が行われ、東京税理士会会長に波多野氏が当選し、副会長には熾烈な選挙戦の果てに久保村氏らが当選しました。また、日本税理士会連合会会長には大阪の山本氏が当選したのであります。

このことによって税理士会の今後の動向が著しく変化するとは考えられませんが、尠くともわれわれの理想とする正常化にはなお程遠い感なきにしもあらずというところです。とくに、税理士会の今年の運動の重点が昨年に引続き、税理士法の改正、商法再改正問題への対応策、顧問税理士問題の再検討等をあげることができると思いますが、これらの諸運動が、どのように展開されるかが懸念されるからです。

すべからく、一部に蔓延しつつあるエゴの風潮に犯されることなく、会員の陰の声に耳を傾け、さらに友誼団体との協調をはかるところの円滑な会運営が行われることを切に希うものであります。

そのためには、わが第一税理士協議会は、兄弟である近畿税研と相携え、さらに税理士桜友会並びに清流の会等志を同じくする朋友と協力して、税理士会の運営並びに対外的諸活動が社会的に認容されますよう、税理士の品位を高めるような姿勢で会運営が行われますよう、常に監視態勢を整える一方、税理士会内部に存在する利害関係の異なる他の諸グループとの対話を続け、相互理解をはかることに先ず努力したいと考えます。不幸にして常軌を逸した行動が再燃した場合は、朋友団体と協同して、その歯止めの役割を果たしたい存念であります。

いずれにしても、第一税理士協議会独自の今年の活動方針は、既に発表している「基本計画」に添ってこれを具現することでありまして、過去の業績を踏み台とし、一段の飛躍を遂げる年とするため最善の努力をいたす覚悟であります。それらの努力によって、税理士が税理士本来の業務を安心して適正に遂行できるとするならば、その努力こそが税理士がわが国の経済の発展に寄与する唯一の道であると確信するものであります。

終わりに臨み、会員各位におかれましては今後とも相変らずご協力とご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

年頭のごあいさつ

近畿税務研究会々長
稲田政治

昭和五十一年の新春を迎え、貴会ならびに貴会々員皆様の益々のご隆盛をお祈り申し上げます。

未曾有の大不況もどうやら無事越年して、一陽来福、新年から大いに活躍したいもの、龍年にあやかる上昇機運に、お互いうまく乗りましょう。

貴会のご活躍は、つねづね志を同じうするものとして、その成果に大きな期待を抱いておりますがとりわけ東京税理士会の正常化に尽されるご熱意と施策は、私達にとっても大きな教訓として、拠るべき行動規範とさせて頂いております。数ある実績の中でも、特に昨年、貴会の岡崎会長が試みられた日本税理士会連合会山本会長との対談は、まことに有意義な企画として（私自身、その必要性を痛感し、地元会員としてアプローチする意図をもっておりましただけに）、その実行力に敬服した次第であります。

対談の記録によりますと、税理士会内部における公認会計士の立場と処遇、今後の在り方など、われわれが関心を寄せる事業について、問題点を浮き彫りにし、法改正や会の運営等について、まことに適切な主張を余すところなく尽されたことは、近来の快哉事でした。山本日税連会長も、岡崎貴会長の意見や主張によく理解を示された模様で、今後の税理士会運営に明るい希望を持てるように感じた次第です。

昨年は、わが近畿税務研究会においても、急進的と定評のある大阪合同税理士会の正常化を図ることが、私達の責務であると考え、そのための好機として、税理士会の役員選挙対策に全力を傾注しました。われわれの正当な主張を反映させるため、相当数の理事、監事を送りこむことができたのも、会員の一致協力と、当時の高田会長の奮闘の賜でしたが、さらに、税理士会運営の鍵を握る会長選については、私達公認会計士の立場をよく理解され、話し合いにも期待の持てる山本義雄候補を強力に推せんし、圧倒的な勝利に大いに寄与しました。その後山本氏は、日税連会長にも選ばれ、今や税理士業界の正常化に大きな夢を抱かせるに至っております。

貴会と、わが会は、東西相呼応して、税理士会の内部にあって、公認会計士の利益擁護のため団結の力により、公認会計士たる税理士の正常な主張を実現することを目的として日夜努力を続けておりますが、貴会が成功された日税連会長との対談の成果を無にしないよう、地元においてさらにフォローアップすることを、今年の第一目標とし、より一層税理士会との相互理解を深めることに力を尽すことをお約束して、新年のごあいさつに代える次第でございます。

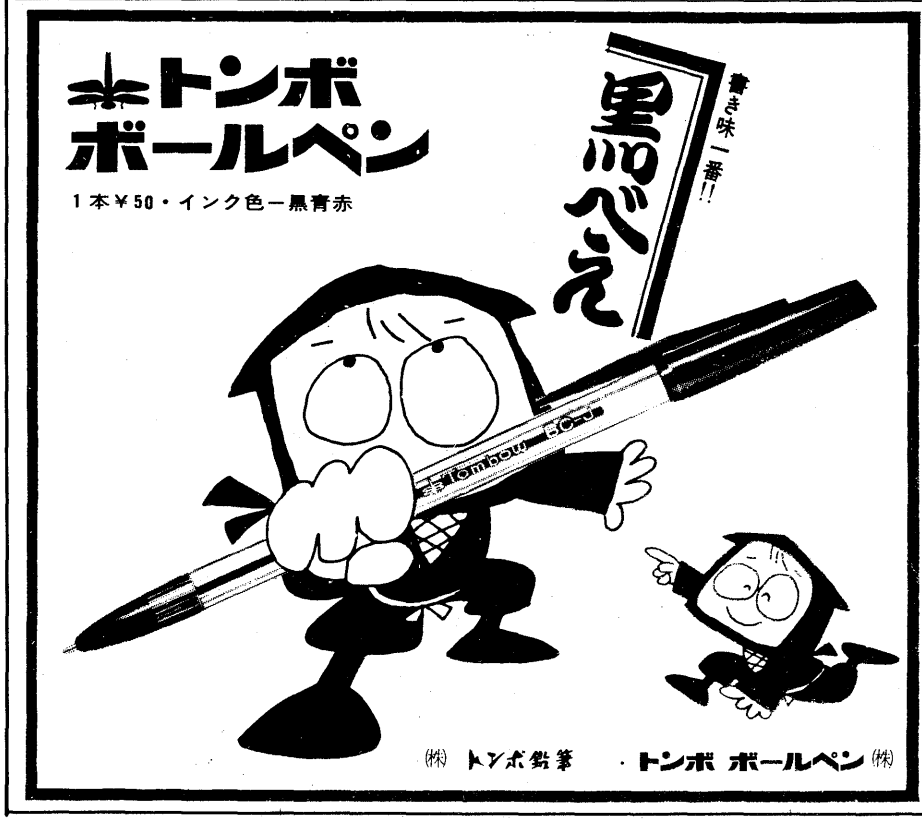

今海は・・・・・・
冬の海の必需品
「冬の釣にいちばん大切なものは何だと思う？」
「サオですか」
「ウイスキーのポケットビンさ…」
ヤマハボート新橋店
港区東新橋1—1—21
03（572）2020
釣情報等お問い合せ　佐野茂

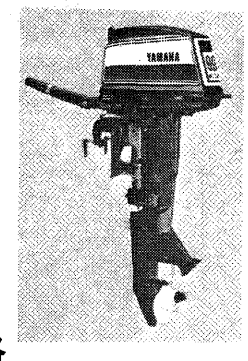

価格
¥150.000

主流

「会社法改正」の日税連意見書について

先般、法務省民事局参事官室に提出された日本税理士会連合会の『「会社法改正に関する問題点」照会に対する意見』書が明らかにされたが、その内容を検討してみると、若干の疑問を感じざるを得ない面がある。

先ず、大小会社を区分することについて真向から反対の意見を表明している。このことは、昨年の商法改正の際、国会において、現在の会社法が、中小会社と大会社を一律に規制することは、現実の面から再検討するべきであるという国会の附帯決議が行われたことに反していることである。日税連意見書はこの法的規制の区分は大会社を証券取引法等によって行えばよいとし、一般法である商法においては、大会社小会社の法的規制の区分は必要ないとしている。

しかし、現状からいって証取法等によってのみこの法的規制を行うことは、証取法等に該当しないその他の大会社をとりまく利害関係者のことを考慮すると極めて筋のとおらない意見といわざるを得ない。

また、会社の計算、公開の面において、先の商法改正の際、継続性の原則が商法の会計処理基準に入らないことは、会計原則の後退であるとして、昨年の商法改正に日税連が反対した最大の理由であったと記憶している。しかるに今回の意見書において、この継続性原則を商法の規定に入れる必要なしとしたのはどういうことであろうか。

さらに、商法二八七条の二の引当金については、これを廃止せよという意見が提出された。この特定引当金の設定された当初の目的は、期間損益算定のために債務たる引当金以外の負債性引当金を計上することにあったはずである。しかし、この規定の解釈上、「特定の支出又は損失に備えるため……」という文言が、若干曖昧さがあったためこれが論議の的になったのである。したがって、この規定は厳格に期間損益の算定に限定して存置することが正しいのであって、廃止しろという主張は暴論の謗りをうけることになる。

連結財務諸表制度についても税務上の所得計算とは離れて、国際的な流れを考え、さらに粉飾決算を防止する見地から、いたずらに反対することは決して税理士業界の発展に寄与するとは思えない。

このほかにも、意見書はもっと大乗的見地から判断を示すべきであったと考えられる点が多い。先の商法改正反対運動が如何に税理士業界に対し関係機関との関係において悪影響を及ぼしたか、今に至るも税理士法改正が緒につかない点をこの際大いに反省すべきである。

年頭所感

東京税理士会副会長　久保村得治郎

謹んで新年のお祝詞を申し上げます。まず、会員皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますと同時に、一層のご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は、役員改選の年でもありましたし、商法再改正の胎動もあって、税理士業界は、内外ともに誠に多事多難の連続でありました。本年こそは、希望の曙光が瑞雲とともにあらわれてほしいとこいねがうのでありますが、業界の前途はなかなかけわしいものが横たわっているようであります。ただ、私事にわたり恐縮ですが、私は昨年、会員の皆様の長年にわたるご支援とご教導のお蔭様をもちまして、**感激の裡に藍綬褒章を受章する栄誉に浴しました。これは私個人の栄誉というより税理士会員の皆様の日頃のご研鑽がここに成果を見たものとして、改めて厚く御礼申し上げる次第であります。**

さて、毎年のことながら、今年の当面する諸問題を簡単にひろいまして、私の感想の一端を申し述べ、年頭のご挨拶に代えたいと存じます。

税理士会の今年の大きな懸案事項は、やはり小規模納税者指導対策問題と税理士法改正の推進問題でありましょう。また、前述のように昨年後半に胎頭してきた商法改正の二次試案――すなわち会社法改正への対処問題も重要な課題であろうと思われます。

小規模納税者指導対策問題は、ひっ竟は、税理士会をとりまく関係諸団体との調整、税理士法との調整を如何にするかの問題に帰着するのではないでしょうか。

税理士法改正問題につきましては、昨年二月、日税連において税理士法改正推進大会を開催し、爾後関係当局並びに国会方面に逐次運動を進めているところであります。ただ、税理士法改正に関する私見と致しましては、基本要綱の線をそのまま押し通す姿勢では、おそらく改正は当分望めないのではないかと思っています。

したがって、これが実現のためには、税理士の税理士業務遂行上当面まず必要不可欠な点のみに絞って運動を展開するほうが、結局税理士法改正を早めることとなるのではないでしょうか。そして、関係諸団体によく税理士法改正の意義を認識して頂き、徐々にその理想とするところを実現することが上策であろうと思います。

商法再改正に対しましても、過去の経験を省みて、税理士法並びに税理士業務との関連を慎重に考慮し、その対策を練るべきでありましょう。

以上のようにみてきますと、いずれも、関係当局や関係諸団体との対話が必要であり、その努力を根気よく続けてこそ勇者というべく、それが好結果の方向をもたらすのであります。私は昨年の東京税理士会役員改選における立候補の決意にも終始この方針を表明しておりそのことに一層の努力を傾注する所存でありますので、会員の皆様の特段のご指導とご協力を新春にあたりお願い申し上げます次第であります。

年頭の御あいさつ

税理士桜友会東京会　会長　明里長太郎

第一税理士協議会の皆様、あけましておめでとうございます。昭和五十一年の年頭にあたり、心からお祝いを申し上げます。

例年のことでありますが、今年も、あの歳末のあわただしい明け暮れとは打って変った和やかなお正月を迎えることができました。皆様方の御一家も久し振りに賑やかなお正月を、揃ってお迎えになられたことでしょう。

顧みますと、昨年のわが国は経済活動の沈滞と雇用情勢の低下等不況の波は、経済、社会に大きな影響を投げかけ、一方においては大幅な歳入不足が問題とされるなど戦後はじめて遭遇した多事多難な年であったと言えると思います。

このようにきびしい環境の下で新らしい年を迎えたわけでありますが、景気の回復にはなお若干の日時と相当な努力を必要とすると存じます。

私、平素感じていることでありますが、私共の仕事は、地道なコツコツとした積み重ね以外に捷径などは決して有り得ないということであります。

特に、景気の停滞期には、納税者の方々は色々な形でその影響を受けておられますので私どもといたしましても経済の現状を踏えまして、従来にも増して納税者の方々の実情をよく理解し適正、公平な課税の実現のためにコツコツと親味な努力を積み重ねて行きたいものだと思っております。

第一税協の皆様方とは従来手を携えて税界の進展と業界の発展のため努力して参りましたが、本年も亦お互いに協力して理想の実現に努力して行きたいと存じます。

終わりに臨み、新らしい年が、第一税協および会員の皆様方にとって一層のお繁栄につながる良い年でありますよう祈念して、新年の御あいさつといたします。

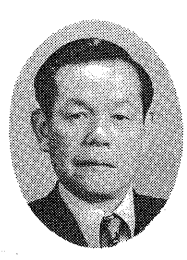

新春にあたり

東京税理士会々長　波多野重雄

明けましておめでとうございます。

先ず、旧年中のご協力を感謝申しあげるとともに、本年も何卒よろしくご支援のほどお願い申しあげます。

スタグフレーションに明け暮れした昨年に、迎えた五十一年も景気の恢復は一挙に向上するともおもわれず、低速経済下における実務界の苦悩はそのままわが業界に反映し、環境も一段と厳しさを増して参りました。

一昨年よりの商工会等の顧問税理士制度等はその顕著な表われでしょう。

新春ともなれば、すぐ確定申告期の繁忙期が目の前にちらついて参り、みなさんも席の温まる暇もないことと思います。本会ではこれにさきがけて、二月二十三日の「税理士記念日」に税理士のPRは勿論、税務経営指導所等を中心に自主的な小規模納税者に対する無料相談等を実施し、申告納税制度と税理士の果たすべき役割を率先垂範して、税理士の社会公共的使命を達成して参りたいと考えておりますので、何分ご協力のほどお願い申しあげます。

また、会員のための施策として、高齢会員、不慮の死に伴う救済制度もその対策案を目下検討中です。研修の質的向上や、図書室の整備充実にも意を注ぎたい、事務所経営の省力化問題も今秋には解決の見透しがつきみなさんのご期待に副えることでしょう。

税理士業務を遂行して行くなかで、何んとしても古くなった衣に、みなさんお気付きだと思いますが、衣替え即ち税理士法改正も日税連段階で具体的に運動を推進し、併せ、本会も軌を一にして参りたいと思いますので何卒ご協力をお願いいたします。

事務所合理化のための協同組合の活用、健康を守る健保組合への加入のおすすめを申しあげ今年もみなさんのご支援ご協力を心よりお願い申しあげて、良い一年でありますよう、年頭に当りお祈り申しあげ、新年のごあいさつといたします。

年頭に際して

清流の会　会長　中村　弘

第一税理士協議会の皆様、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

ご承知のように、日本経済は高度成長から低成長へと大きく変化しており、税務行政の運営においても財政上と納税者意識の両面に細かい配慮がなされている今日、私達税理士はもっと視野を大きくしてすべての点で逆行しないよう職域に研鑽すべきだと思います。

税理士会を取巻く厳しい環境を私達は冷厳に受けとめ、友好諸団体との調整を図りつつ、職域業務を通じ税理士が社会公共性を有することを理解しながら、会員の一人一人と肌をふれ合っていろいろ錯綜した現実の問題を討議する必要があります。納税者から安心して信頼される税理士たるためにも税理士業務の拡充を図り、職域侵害の防止排除等につき積極的合理的な諸制度の検討改善がなされなければならないわけであります。

それには私は、まず何事につけても合議の上で着実に一歩一歩を進めてゆくことが、お互いの責任と義務であると思っております。

もとより、山積している多くの問題の解決に取組むことは、容易なことではなくまことに至難ではありますが、これを超越して新しい年を契機に新しい問題の起点を迎えることと合せて、私は寛容と良識をもって第一歩を踏み出すことを強調したいと存じます。本年は特に重大な時期に遭遇しておりますので、第一税理士協議会、税理士桜友会、清流の会の三会は末永く倍旧の友好裡に問題点を常に協議し、合議の上でなにかとりきめて参りたいことを念願する次第であります。そして、先輩の残された正しい政策を伝承し、より推進し、謙虚に反省すること。とるべき方策は躊躇することなく自信を持って対処すること。新しい起点に対しては、全会員が協力して、緻密な配慮と機動力を発揮し、職域と業務を固めつつ、これに当るべきことが大切であります。

年頭にあたり、今後とも何分よろしくお願いいたします。

ダイワハウス

住む人の身になってつくられた住まい

新しい時代のイメージにぴったりの住まい
ダイワハウス ユニット住宅 UH-2

UH-2（プランNo.28）外観図

ムダを少なくし スペースに ゆとりをもたせた住まい
ダイワハウス 総2階建 寄棟

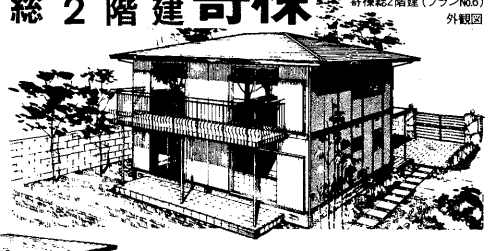

寄棟総2階建（プランNo.6）外観図

日本の気候 風土に よく合った住まい
ニュー春日

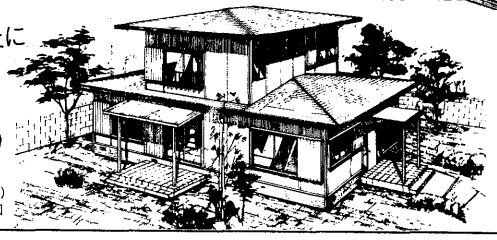

ニュー春日（寄棟）711E-705外観図

※上記掲載の建物外観図にはいずれも一部標準仕様以外のものが含まれています

大和ハウス工業株式會社　建設業者許可番号　建設大臣許可（特-49）第5279号　宅地建物取引業者免許番号　建設大臣免許(3)第245号

本社●〒550 大阪市西区阿波座中通1-40 大代表☎06(532)6351　東京支社●〒103 東京都中央区日本橋1-3-13 代表☎03(274)0311

一日のピリオド。
黒丸……。
円熟の味わいと
豊かな香りが、
その日の終章を
演出します。
世界のウイスキー
サントリーオールド

新春随想

早起と健康

東京会　三宅忠男

物価高、不況、環境汚染、道義の退廃の進行するなかで、とにかく昭和五十一年の新年は明けた。人それぞれ「今年こそは！」と気持を新たにされていることであろう。一年の計は元旦にあり、というが、たんに頭のなかで気持を新たにしても効果はない。今年こそ具体的に「何か」を実行してみようではないか。

そこで提案したいのは、今年から会社や事務所に朝入室した時、大きな声で「お早うございます」と朝の挨拶をハッキリと発音することである。これは至極当り前のことで、「何だ、そんなことか」と思われるかも知れないが、しかし、この当り前のことが、なかなか行われていない。われわれ税務・会計事務所の職員の全員、この朝の挨拶のはっきり出来る職員が何人いるであろうか。

それから「ハイ」の返事も是非励行したいものである。銀行に行っても、郵便局に行っても、また自動車の免許証の交付の場合でもお巡りさんがマイクで、「○○さん」と呼んでも、素直に「ハイ」と返事する人が殆どいない。四十年前に私の学んだ商業学校の校長先生は、「修身」の時間（一学年合同でやった）、九百名全員の生徒の名前を暗記していて次々に呼んだ。「ハイ」と返事をする。この「ハイ」の返事が気に入らないと何回もやり直しを命ずる。「修身」はそれだけで終わってしまったこともあった。私はいまも、この教育のおかげで名前を呼ばれると、思わず大きな声で「ハイ」と答えてしまう。それが銀行であろうと役所であろうと。みんなが私のほうを向く。なかにはクスクス笑う女の子もいる。おかしな世の中である。当り前のことなのに。

もう一つ大切なことは、時間を守る、ということである。われわれ税理士や公認会計士の関係では実にいろいろの会合があるが、時間どおり始まったことはおよそない。したがってサバを読む。お互いにサバの読み合いだから、ますます時間どおりにはいかない。困ったことである。せめて第一税理士協議会や公認会計士協会だけでも、時間を励行されるよう望む。

以上のことが確実に実行できたら、職場でも家庭でも見ちがえるほどに明朗になることはまず間違いない。明朗からは愛和が生まれる。聖徳太子は「和を以て貴しと為す」といったが、明朗愛和はまた不健康の入りこむ隙がない。

人間は、生まれながら丈夫な身体である。おそらく九十パーセントまでは……。それが何故、病気になるのであろうか。生まれたときは、同じスタートラインに並んでいたというのに……。

それは、生活のあり方が自然でないからではないだろうか。大自然の運行のまま行動すれば不健康になるわけがない。鶏は午前三時頃には時をつくる。小鳥も合唱をはじめる。そして太陽を迎える。動物は皆そのように息吹いて発溂と生活している。植物とても同じであろう。ただ人間だけが、起きないだけである。今年は、目が醒めたらすぐ起きよう——実は、これこそ私の提案の真意である。

たとえば午前二時に起きる。この時間には、誰も訪ねてこない。電話もかかっては来ない。頭もだんだん冴えてくる。本を読む。不思議に頭に入る。手帳を見る。昨日やり残したことに気がつく。処理する。本日の予定表を見る。処理すべきものは、処理する。電話すべきところをメモする。午前中にすべきことは全部終わってしまう。午前四時半になる。太陽をお迎えする。〝有難いことだ〟と、思わず合掌する。

だから、私は最近、毎朝必らず四時には起きている。かつてはなかなか思うようにいかなかった。友人のT公認会計士が、「僕は夜寝てから、目がさめたらすぐ起きて勉強することにしている。それがたとえ、午前一時でも起きる……」といった。そのとき、私も目が醒めたなら起きようと思ったが実行はむつかしかった。その以前の公認会計士試験受験のときも、夜型から朝型に切り換えようと心掛けたことがあるが、小水に十二時頃起きた場合、まだ早いからもうひとねいりしようと床に入ってしまう。やがて慌てて目が醒めた——しまった、午前七時である。

ところがあるとき、午前二時頃目が醒めた。小水に行く。そのまま床に入らず、洗面所に直行、歯を磨く、顔を洗う。オシャレの私は、洗顔用の石鹸で顔を念入りに洗う。それから、洗面器をよく洗い流し、栓をしめて水を一パイため、顔を突込む。そして目をパチパチ開閉する運動をした。これを二、三回続ける。四十秒ほど息をとめる。三十秒迄のときは普通で四十秒迄は良好、五十秒以上は最高であるという簡単な健康診断でもある。これですっかり目が醒めた——以来私は比較的朝起きができるようになったのである。再び四十年前にさかのぼるが、実は、この洗顔方法は、商業学校時代の軍事教練の教官だった配属将校のH老大尉から教えられたものであった。このH大尉は陸士出身のエリート将校だったが上官と意見を異にしたため、退役になったという気骨のある軍人だった。綽名を「カス」といった。生徒に向っていつも、「お前らはカスだ」と怒鳴っていたからである。このH大尉が出征前に、一、簡単な健康法として早起きして、洗顔のとき同時に目を洗いなさい。二、洗服は、必ず毎日ブラシをかけなさい。といい残して征ったのである。そしてH大尉は戦死した。

私はまた最近、先祖や先輩友人等の亡き人を思いながら道路を清掃している。これは、先祖や自分の罪を消す。煙草の吸いがら、ガム、マッチ、ポリ袋等を掃く。その頃、徹夜で飲んだホステスさんが千鳥足で帰ってくる。私はもの悲しくなる。この素晴らしい赤い朝の太陽が黄色く見えるであろうし、おそらく昼まで床のなかであろう。これは自然ではない。これでは身体の調子が狂うであろう。私はその姿から自分を反省し、社会の浄化を思う。「人は鏡、万象はわが師」（丸山敏雄）である。

〝消罪〟〝消罪〟、私はひたすら掃く。いや掃かせていただく。

そして私は、それから〝初台実践部〟と称する「朝の集い」に出発する。新宿駅前を通る。信号で続いているので止まる。数人の若者が屯している。シンナーを吸っている。おそらく昨晩からであろう、顔はドス黒く、若人の顔色ではない。折角、親が丈夫な身体で生んでくれたものを、自からこわしている。思わず「大自然にかえれ！」と口のなかで叫んでいる。

会場は五時三十分開始である。正確そのものである。おくれもなければ早くもない。惟えば、自然である。開始と同時に朝の挨拶がはじまる。「お早うございます」と大きな声で一斉に呼びかける。挨拶にはじまり、挨拶でおわることが第一歩の教義である。いわばこの「朝の集い」の教えは、大自然の原理を人間界に移し、人として践み行うべきすじみち・きめごとを自然に実行することである。

私はこの頃、夜の会合、とくに宴会がにがてになった。それよりも早くわが家に帰って妻と一緒に一本のビールを飲むことが楽しみであり、一番の健康法でもある。

われらが〝エース〟第一税協

東海会　渡辺一晴

私は浜松にあって、第一税理士協議会をこよなく愛しており、その全国的組織化の一日も早く実現することを期待するだけに、新しい年の到来をひとしお喜んでいる次第であります。

第一税理士協議会は、税理士の親睦社交機関でもあり、なかなかセンスを有する士が多数結集しておりますので、その現在と将来性については、志ある税理士や公認会計士は、大いに期待をかけているのであります。

たとえば、新聞「第一税協」に毎月発表せられる華々しい論陣や随筆等にはいつも魅せられており座談会や対談のテーマといい話題といい、その展開といい、いつも教えられています。その逞しい行動力は、まさに時代を先駆しており、知に走らず情におぼれず、終始一貫、われわれに行動の範を示してくれます。したがって、その邁進してやまぬ知行合一の精神は新しい年一九七六年のホープというも過言でなく、職業会計人の真のリーダーとして、全国に第一税理士協議会ファンを今後必ずや増大させて行くものと確信いたします。いうなれば、日本の職業会計人を代表する第一税理士協議会のその逞しい革新の情熱は、これからの業界の歴史をぬりかえて行くでありましょう。

最近、ヒトラーの「マイン・カンプ」が書店に姿を現わし、現代人の読書の時間を魅了していると聞きますが、面白い現象だと思います。第二次大戦におけるナチスのことはともかく、ヒトラーの一個の人間としての逞しい行動力とすぐれた組織力、さらに卓抜した弁舌を天賦のデュスチュアがなつかしく思い出されます。その意味では、時代は移り人は変っても、ヒトラーは今もなお生きているのであります。ナチズムの思想は、第二次大戦を一期として地球上から消え去ってしまいましたけれども、いわばヒトラーの逞しさは、洋の東西を問わず民族を超越して未だドラマのなかに躍動しているわけです。

思えば、大学革新のテープを切って民間から躍り出た早稲田の大隅重信、日本の議会政治を築き上げた尾崎行雄、三重苦の聖女ヘレン・ケラー女史等々も、人間として思想と行動に身体を張って逞しく闘い抜いた人々という得べく、生ける人では宗教者として世界を旅し革新陣営にも一目おかせる池田大作氏など特筆すべき人です。

先駆者は語る！　人生はまさに闘いであり、闘って闘ってそれに勝ち抜いた者のみが味わう人生観や幸福感の尊さはひとしお絶大なことでありましょう。

第一税理士協議会の一九七六年も、今までの微温的運動から抜け出し、一人前の人間として、逞しく社会へ巣立つときであります。その第一税理士協議会の大旆の下に集り来る有能の士は、全国津々浦々に待機しております。

そのためには、現在の東京の第一税理士協議会を中央集権的な核としつつ、なんとしても全国的組織に拡大し、地方からどしどし人材の登用を計る必要があります。

そのことが——地方と中央との交流をますます強くすることが、新しい年の課題でありましょう。

時あたかも、一九七六年は昇龍の年、第一税理士協議会を逞しく育成してゆくことが、全国の志ある税理士に与えられた使命であると思うものであります。（一九七六年元旦記。浜松市幸一の六の一六宅にて書き綴る）

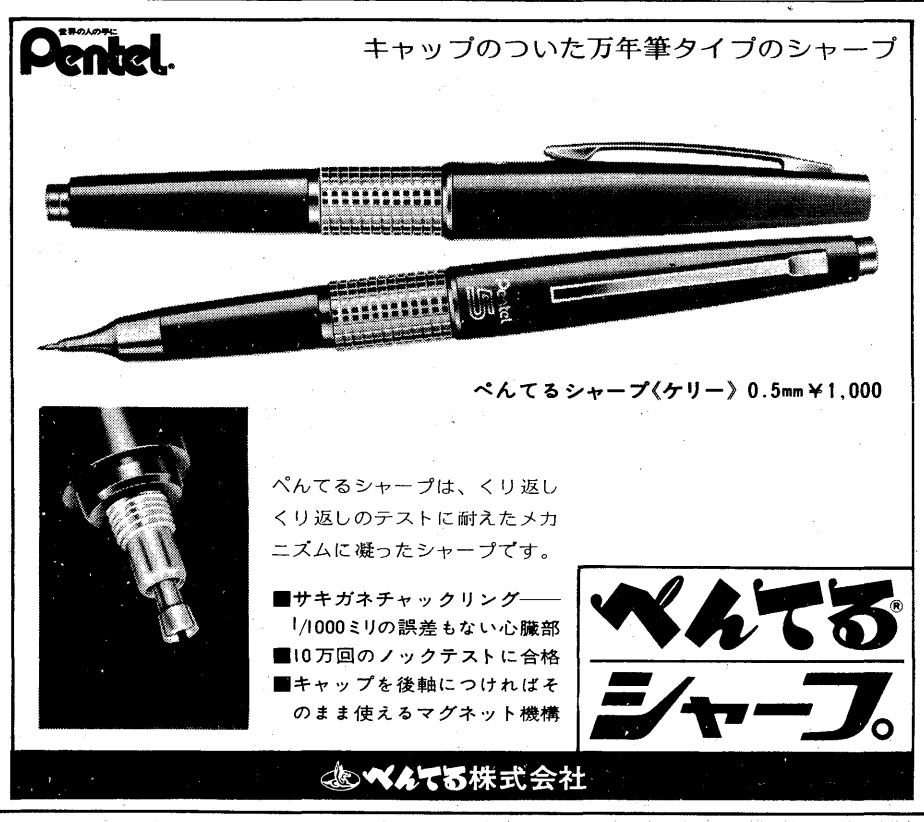

浅井新平
目黒区中町二―二三―三
（七一一）　八七四四

浅見孝
中野区上高田四―四一
（三八六）　三六三六

荒井正
葛飾区東新小岩一―六―七
（六九二）　五一二〇

新居睦雄
練馬区羽沢二―四
（九九三）　〇四一一

有賀徳寿
台東区浅草六―三五―八
（八七三）　七九八三

飯沼清夫
足立区梅田七―一五―二
（八八六）　八二八二

石原光夫
新宿区神楽坂二―一九
銀鈴会館
（二六七）　八四九六

市川隆
国立市西一―一―一〇
〇四二五（七二）三二三三

伊藤誠一郎
荒川区西日暮里一―一五―三
（八〇七）　九六七一

伊藤秀雄
板橋区板橋二―五六―七
（九六二）　一三四五

井上準一
千代田区神田駿河台
三―五―一
（二九四）　三〇二一

岩崎守利
新宿区原町一―七三
（二〇二）　三二一三

大堀雅三
杉並区梅里一―二一―一五
（三一四）　四一三一

大盛広吉
足立区千住柳町三―七
（八八一）　六一二五

岡崎寿士
中野区本町四―一九―一二
（三八三）　一五八一

岡田一馬
墨田区立花一―三三―六
（六一四）　一八九〇

池田洋次郎
北区王子二―一三―一
（九一一）　八一一一

石井巌
足立区足立三―一二―一〇
（八八七）　六三五一

石井操
千代田区飯田橋二―一二―三
（二六一）　二一一〇

石田鉄三
墨田区八広三―一五―一〇
（六一一）　五一四六

加藤隆之
台東区西浅草一―六―四
（八三三）　〇〇六六一

兼山金刀圀
練馬区上石神井一―三〇八
（九二〇）　八一三四

上山五郎吉
武蔵野市境二―二―一三
〇四二二（五一）二四三六

河合貞司
江東区大島二―三〇―一四
（六八一）　八四七六

斎藤嘉三
杉並区下井草四―一三―二
（三九九）　九四六一

三枝潮
世田谷区豪徳寺一―九―三
（四二九）　五三八一

酒井浅男
中央区湊二―一―七
（五五一）　〇六二四

佐々木秀明
台東区東上野五―一―二
（八四一）　〇四四八

須崎孝美津
北区西ケ原二―四〇―六
（九一〇）　六二六六

鈴木三男
大田区池上四―二六―二
（七五三）　七二四〇

関口秀男
中央区銀座四―一三―一
上原ビル
（五四二）　七五六一

千正清夫
中央区日本橋茅場町一―二八
共同ビル八〇三号室
（六六八）　〇〇五一

玉家義雄
大田区久が原六―六―二
（七五二）　〇四七一

綱島慶寿
品川区西五反田二―一三―九
（四九四）　一二五六

土橋栄夫
渋谷区本町六―四〇―一四
（三七七）　三七一〇

内藤安巳
大田区蒲田二―七―一六
（七三一）　五六二二

橋田光臣
八王子市元本郷町四―一〇―二
〇四二六（二二）六三〇二

橋本一雄
葛飾区柴又一―九―一七
（六〇七）　一一六六

浜中忠礼
青梅市河辺町五―一三―一
〇四二八（二四）三一四八

人見敦
文京区小石川二―一―二
11山京ビル七〇三号
（八一三）　〇六八四

的場輝夫
台東区台東一―三〇―一三
（八三二）　三四九五

丸山修司
北区赤羽西二―三四―三
（九〇〇）　二三五五

丸山潤次
豊島区北大塚二―一二―一二
岡ビル
（九一七）　五一〇一

水葉義一
秋川市小川八三六
〇四二五（五八）三六二一

森山頼一
杉並区清水一―一五―二四
（三九九）　〇六〇一

矢尾斌男
板橋区弥生町七
（九五六）　〇一一三

山名正夫
新宿区西五軒町三五
（二六〇）　二七九一

山本敏郎
港区西新橋二―二〇―三
（四三二）　五五一四

山本日出麿
千代田区丸の内一―二
仲二八号館二〇六号
（二一一）　四六五一

峯木清
墨田区江東区三―一二―三
（六三三）　九一七一

都沢美夫
江東区永代二―二二―四
（六四一）　二九二二

吉田承治
目黒区上目黒四―四―一〇
（七一九）　三六四一

宮下昌久
中央区日本橋茅場町二―一
宮下ビル五階
（六六六）　七四〇七

若林恒雄
中央区築地二―九―二
銀座大信ビル
（五四二）　六六二二

高橋一郎
荒川区町屋二―七―六
（八九五）　六七三八

長坂利正
練馬区中村北四―二四
（九九〇）　一一三一

藤井邦保
江東区富岡一―一―七
（六三二）　二二四三

高橋栄吉
渋谷区代々木三―五六
（三七〇）　二四七六

中島育広
世田谷区玉川瀬田町五一九
（七〇〇）　三三三一

古屋勝成
八王子市本町一五―一一
〇四二六（二二）〇五〇九

三輪三郎
杉並区和田三―四八―一四
（三五一）　三三三三

和田新之助
文京区本郷二―一六―一〇
三興ビル
（八一四）　五八九五

高森利正
江東区亀戸二―二四―九
（六八二）　五六三一

永島徳造
豊島区目白四―二四―五
（九五四）　〇二三五

前田実
千代田区神田鍛冶町三―三
共同ビル九三号室
（二五二）　八九四九

村上正雄
世田谷区下馬五―二―八
（四二一）　四四八七

渡辺孝夫
小金井市中町三―九―一三
〇四二三（八一）六一六八

田中正盛
大田区多摩川二―一六―五
（七五〇）　六一五二

二村倍吉
港区西新橋一―一八―六
童宝ビル
（五〇二）　〇八二〇

松木正輝
荒川区西日暮里一―二九―四

村松良市
国分寺市内藤一―一〇―四一
〇四二五（七二）三〇三七

渡部正広
文京区目白台二―九―八
（九四一）　一七七七

大江晋也
渋谷区宇田川町二―二―二四一〇
ニュー渋谷コーポラス
（四六三）　六四四〇

長田邦稲
港区新橋一―一六―一三〇一
ニュー新橋ビル三一七号
（五八〇）　七二二四

倉田由次
足立区梅島一―九―五
（八八七）　八四五一

諏佐市之亟
新宿区西大久保三―八五
（二〇〇）　六二一一

海老美与治
港区六本木四―八―八
アロハビル四階
（四〇四）　〇八九一

宇津木三郎
世田谷区桜一―一六―一六
（四二九）　七一〇九

小川敏市
台東区三ノ輪一―二八―一五
（八三七）　七二六八

小川一郎
大田区池上六―一九―八
（七五三）　一六一七

岸本勝次
台東区台東四―一〇―七
（八三一）　二四六一

清水多四郎
墨田区業平三―一〇―一二
（六五二）　三九一八

下田友吉
台東区根岸一―一〇―一五
（八三二）　七三一七

岡部謙三
中野区中央四―二七―一〇
（三八一）　五八四七

川田浩之
新宿区諏訪町二六―八
（二〇二）　三七一一

島田百郎
練馬区石神井台四―一五―三
（九二〇）　八一二七

★税理士会の正常化をはかる
★中小企業をようごする
右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和51年２月15日（日曜日）　第54号

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　法務省、会社法改正に関する各界の意見纏まる

本年、一局複数会制運動を強力に推進

第一税理士協議会　理事会で当面の方針きめる

第一税理士協議会は、三つの柱を基本方針とする「基本計画」を標榜し、ねばり強く運動を進めているが、とくに本年は、そのうちの一局複数会制運動に曙光を見出すべく運動を強力に推進することを、去る一月二十八日の初理事支部長会議において確認した。第一税理士協議会をとりまく事情は内外ともに複雑を極め、運動の成果はなかなか顕著でないが、一局複数会制の実現方向に当面の方針を絞りつつ、税理士会はもとより内部の各グループとも協議を重ねながら、目ざす彼岸に早く到達することをあらためて誓いあった。なお、理事会終了後、「万世」において新年会を催し、公認会計士協会・税理士会・グループ代表各位の出席も得て盛会であった。

会議は松木正輝副会長司会ではじまり、まず、岩崎守利副会長が開会の辞をのべた。岡崎寿士会長が会長挨拶に立ち、「遅い挨拶ですが新年おめでとうございます。今年こそ第一税理士協議会はいよいよ本格的に活動するようにとの会員からの激励の声を聞きます。ご承知のように第一税理士協議会は税理士会選挙をたたかい、新聞〝第一税協〟を発行するなど、活発に活動していますが、さらに本年は役員選挙でも視野を広げて運動を深める所存です。とくに第一税協の今年の当面する最重点方針は一局複数会制の推進であるということに煮つまって来ましたのでそのための活動として官側にしげく働きかけることや、本会と桜友会や清流の会との三会懇談会もひんぱんに開きたいと思っています。同時に一局複数会制署名数ももっとふやして今年の本会総会までには提出を完了したいと思っています。今までの経過と今年の当面する方針をのべて挨拶とします」とのべた。

次いで来賓の久保村得治郎東京税理士会副会長が「税理士会の当面する大きな問題は何といっても税理士法改正と商法再改正、それに小規模納税者対策の三つが主なるものです。税理士法改正問題につきましては、たとえば訴訟代理権を出廷陳述権とかえるだけでも弁護士会から強く反対されており例の改正九項目をそのまま法案化するのは、専税協のなかでさえ、無理であろうといっている人がいるやに聞いておりますので、極めて前途多難の模様です。商法再改正問題は、資本金と大小会社の区分と連結財務諸表等の問題に税理士会として絞られて行くものと思われます。小規模対策と称している顧問税理士制度等の問題は、派遣税理士問題という形で推移して行くだろうともいわれ、とにかくこの問題もこれから益々問題化する様相を帯びています。一局複数会制については、私としては桜友会や清流の会などとの三会の協議で進めてほしいと思っています」と挨拶した。

議事に入って、議題の一局複数会等当面の運動方針検討の件、それに伴う署名追加募集や提出時期、三会（第一税協・桜友会・清流の会）との懇談会、専税協との懇談会等につき、とくに、岡崎、松木、岩崎、久保村、浅井新平、小川一郎、山名正夫、岸本勝次、兼山金刀閃氏らが活発に発言した。

その結果、岡崎会長が「一局複数会制署名をもっとふやすため、近税研の稲田政治会長にもよく協力方をお願いし、東京と合せてあと三百はふやしたい。できれば桜友会や清流の会にも呼応して頂きたいが、その点は懇談を重ねるうちに具体的方針が出てこよう。またできうるならば専税協との座談会のようなものもやりたいと思う。その際の記事は原稿段階で交換する予定である」と総括した。

かくして第一税理士協議会としての当面する方針を確定し、力強く本年を踏み出すことになった。新年会は茂木誠陸公認会計士協会東京会長、古屋正桜友会副会長、清流の会の中村弘氏、板倉孝典氏らの出席も得て和やかに終始し、今後の抱負を語り、有意義であった。

主流

一局複数会制の推進

今年最初の一月二十八日の理事支部長合同会議においてとり上げられた最大の課題は「一局複数会制の推進」ということであった。

これは、第一税理士協議会発足以来の主張であり、その趣意は業界にも充分浸透していると思われるので、最早単なる紙上活動に終わることなく、いよいよ実践運動に移るべきであるとの結論に達した。そこで、さらに会員各位並びに友好団体の協力を得て一局複数会制推進署名簿の補完をはかり、充実した要望書を作成し、関係方面に活発なる活動を開始することとなった。

次に税理士会の正常化について会の現状を見るに、その運営があまりに政治運動にかたより過ぎている嫌いがあるように思われる。そのため税理士会本来の目的であるところの会員の業務に直接関連のある施策が完全に行われていないのではないかとの反省をする必要が感ぜられる。もちろん、政治運動が無意味であるとは思わないが、その主張があまりに利己的であり社会的評価に充分堪えられる内容のものであるか疑問なしとしない。また、会員に対するコンセンサスも不充分ではないかとの謗りを免れないのではないか等々憂慮すべき問題がある。

そこで、税理士会内部に存在する各小会派（グループ）と「税理士会の正しいあり方はいかにあるべきか」についての懇談会を随時開催し、意見の調整をはかり、その結果を税理士会執行部の業務運営にぜひ反映させたいものである。

さらに、第一税理士協議会の会員の増強をはかり、近畿税務研究会はもとより公認会計士協会東海会会員等の協力を得て、第一税理士協議会全国組織の確立を達成すべく最善を尽さなければならない。

以上の諸問題はいずれも相関関係にあり、その実現をはかることが、わが税理士業界発展のために寄与することを確信するものである。

なお、税理士会は、商法再改正――会社法改正問題及び税理士法改正問題についての運動を展開しようとしているが、これらの問題は国家的見地に立って論ずべきもので、かりそめにも一業界本位に考えるべきものではないことを銘記すべきである。わが第一税理士協議会は常に業界の利益を考慮しつつしかも大局的見地に立って公平不偏の立場で意見の表明に留意しているものである。会員各位においては更に一層のご協力とご鞭撻をよせられたい。

第一税協のアンケートにお答えください

一月二十八日、新しい年の出発にあたっての勢揃いの役員会を開きました。その折確認しあった方針に基づき春とともに具体的活動が滑り出して行きますが、その際会員の諸先生の一人一人の声を活動に反映させたく、左記三項目のアンケートにぜひお答え下さい。

アンケート項目

①第一税理士協議会はどんな活動をしたらよいか。

②第一税理士協議会の組織はどうすればよいか。

③貴支部の現況について。

回答は一項目につき二百字程度締切三月十日まで、どうか各位の忌憚のない建設的なご意見をお寄せ下さい。次号に掲載致します。

巣立つ

赤天狗小僧

ピリリ一言

▼所得税確定申告期になると、税理士は支部から狩り出されて税務署の窓口に出向き、一般納税者の申告書代筆や税務相談に無料でサービスするのが、毎年のならわしになっている。税理士にとって、最も多忙で大事な時期に、まる一日事務所を不在にしての犠牲的奉仕である。これを当然の恒例行事として何の疑問も策もないとするなら、税理士会はいささか無神経ではあるまいか。

▼因みに、仄聞するところでは、税務当局の上層部（庁・局）は、税理士のこの税務署応援の慣行を必ずしも歓迎していないというがほんとうであろうか。

各署、それぞれの実情、その地域事情に応じて適宜「よきにとり計らえ」ということらしいが、とにかく、たて前としては税理士会へのこうした依存は最少限度にしたい意向のようである。

▼とすれば、ずい分馬鹿げた話で地元の税務署の窓口応援という官民協力の美風（？）も、会員の献身的な犠牲的奉仕も、実は、税務当局のたて前とはうらはらな無駄骨を折っているということになるわけで、会員こそいい面の皮ではないか。税理士会もこの辺で、これは旧来の陋習ではないかどうかじっくり検討して然るべきではなかろうか。

▼一部には、この税務署応援こそは税理士のPR行事として又とない好機であると評価するむきもあるようだが、むしろ、現在のやり方のままだと、一般に馴染みにくい税務署特有の感触と、われわれ税理士をイメージ的にダブらせる意味のほうが強いと私が思う。ダイヤモンド社の「税金の黒幕」中に「税理士のことを一部で準税務署と名付けて警戒する人もある」とある。われわれ税理士への、一般のイメージが税務署に極めて密着した職業であると錯覚されているやに、われわれは警戒したい。

▼断っておくが、私は無料出張を損だというのではない。納税者に奉仕することにやぶさかでない。それはしかし、税理士会独自の行事であるべきであり、政府べったりは損だということだ。（倉田）

産業エネルギーの安定供給と石油
化学分野に丸善石油は限りない前
進をつづけています――――――

石油から未来をひらく
丸善石油

病気やケガで
休んでも
もう安心です。

いまの収入をそのまま補償
所得補償保険

きょうを支えあすを築く
大正海上火災
本店　東京都中央区京橋１５　TEL 03(561)9111(大代表)

所得補償保険の特長――――――
●病気やケガで休まれた場合に保険金をお支払いします。
●最長５年の長期補償ができます。
●ご加入の際、特別な健康診断はありません。
●事故のない場合、保険料の20％をお返しします。
●保険金は毎月お支払いすることもできます。
（便利な保険料月払制度（12回）があります。
銀行の自動振替サービスをご利用ください。）

法務省、会社法改正に関する各界の意見纒める
第一税理士協議会の意見紹介され面目を施す

昨年六月、法務省民事局参事官室から各界にあててなされた意見照会に対する回答が法務省においてまとめられ、二月十八日その結果が発表された。周知のようにこの照会は、一昨年の商法改正成立の際の衆参両院法務委員会の附帯決議の趣旨を受けて早速法制審議会商法部会が、株主総会、取締役会、大小会社の区分等会社法の基本的問題につき検討した問題点が提示されたものであり、第一税理士協議会としても強い関心を示し、法務省に意見を提出していた。とくに今回の回答結果発表のなかに第一税協の意見が紹介されている。たとえば、株主総会制度の改善の項で自己資本比率が低く個人株主が少ない現状では、総会の権限を拡大することは無意味であるとした点。また、計算書類の確定に関連し、会計監査人監査が強制される会社にあって計算書類の確定を取締役会の権限とすることに積極の意見をのべた点。会計監査人もしくは監査役の適正意見のあることを条件とした点。さらに会計監査人を株主総会で選任することをよしとし会計監査人の解任も株主総会の決議事項とすべきとした点。或いは株主の質問権に関連し議案に関連する事項や書面による事前通告単位株制度の導入を主張した点。取締役および取締役会の改善に関連して、社外重役の導入を積極的にのべた点。株式制度の改善に関連して子会社による親会社の株式取得を禁止する、すなわちこれを自己株式取得として取扱うことについて、現行法上の解釈上もそう解すべきであるとしたうえで、明らかに規定すべきであるとした点。そして、株式会社の計算・公開に関連し、継続性の原則を明定すべきであるとし、商法二八七条ノ二の引当金を負債性引当金に限って範囲を明確にすべきとした点。及び連結決算の導入に関し、企業の集団化、企業活動の国際化に伴い会社の総合的財務内容を明らかにする（粉飾決算の防止）ために連結決算導入を是とし一定規模以上個別決算制度も維持すべきとした点。公認会計士制度を活用して、株式会社の計算・公開を推進すべきであるとした点。その他の改善意見として、監査制度に関連し、大会社に限り、監査役の一人は公認会計士とすべき点。等々、第一税理士協議会意見書の骨子の一つ一つが具体的に紹介され面目をほどこした。左は法務省回答結果の要旨である。

会社法改正に関する各界の意見（要旨）

一、企業の社会的責任＝一般的規定を設けることには消極論が圧倒的に多く、理由としては①企業の営利性と反する場合がある②法技術的に困難③実効が期待できない④時流に迎合した規定が定められる恐れが強い⑤諸外国にも立法例がない――などがあげられた。少数意見では、株式会社法ではなく、商法総則中に社会的責任原則の規定を置くというのがある。

二、株式総会制度の改善＝現在の総会は形がい化し、総会屋の横行が目に余るとの認識が多いが、改善策では多様な意見が出された。経済界は議決権の行使に関心のない株主が多いこと、総会の運営に特殊株主が力を占めている現状をなくすため、健全な個人株主を育成することを主張、単に法律を改めるだけでは改善できないとしている。また、企業者株主と投資・投機株主は性格が異なるから、総会参加、議決権行使は一定割合以上の株を持つ者に限定すべきとの声もある。

取締役会の請求があれば、株主総会が業務執行に関する事項を決定するよう改める点については、東京高裁などが積極的なのに対し、経済界は①取締役の責任転嫁の口実になる②資本と経営の分化という理念に反する③業務執行の機動性を損なう――などの理由で強く反対した。利益処分の権限は株主総会に残しておくとの意見が多かった。

株主の質問権を法文化することについては、経済界では消極的意見が多く、裁判所、弁護士会、大学等では積極意見が強い。提案権については、消極意見が圧倒的。総会の議長にはその会社の取締役は就任できないとする意見に関しては、経済界以外は賛同している。

三、取締役、取締役会の改善＝取締役会の権限の法文化については、裁判所以外では概して消極的であり、その理由は①列挙困難②規定された事項以外はすべて権限外となり、取締役会の形がい化を招く――など。取締役会の機能を発揮させるために、取締役の人数を制限せよとの意見もあるが、おおむね消極的。取締役と使用人の兼務を禁止する点についても、経済界は①実情に適しない②わが国特有の良き経営慣行である――として強く反対している。

取締役の一定数を社外重役とすることについては、一定規模以上の会社を対象にして導入すべきとの意見もあるが、歴史的、社会的基盤がなく、時機尚早との反対論が強い。常務会の法制化についても、大勢は消極的だ。

取締役の欠格事由を法文で明確化することには積極意見が強い。その事由は会社法、独禁法、破産法、会社更生法、証券取引法などに違反し、刑に処せられた者（東京高裁）などの他に、銀行取引停止処分を受けた者、無能力者、禁固以上の刑に処せられた者などがあがった。

四、株式制度の改善＝額面、無額面株式の両制度を残す意見が圧倒的に多い。この双方を会社が相互に転換できる制度創設の声も強い。

株式の単位を引き上げるとの意見は強いが、方法については額面金額の引き上げによるべきであるとする説と単位株を採用すべきであるとの説に分かれた。

額面の最低金額の引き上げについては五千円、一万円、五万円、十万円の四通りの意見が寄せられた。単位株制度導入の意見は株式事務の負担軽減、総会屋の抑制などを利点としてあげたが、零細株主の利益保護も考慮すべきであるとし、配当請求権等の自益権は認めることで一致している。

子会社が親会社の株式を取得することを禁止することでは、現行法の解釈もそう解すべきとし、明文化するよう求める意見が多い。自己株式の取得制限の緩和では、経済界の積極意見が目立つ。株の持ち合いの規制については積極意見がやや多い。

五、株式会社の計算・公開制度の改善＝引当金の具体的範囲を明確にすることについては、賛否に意見がわかれた。営業報告書の記載事項の法定化は積極的意見が多いが、経済界は消極的。計算書類の一船公衆への開示方法では、商業登記所への提出・公開を主張するものが多い。

連結決算については「企業の集団化、国際化に伴い、会社の総合的内容を明らかにするため」賛成意見が強いが、経済界では証取法による実施状況を見て処理すればよいとしている。

六、企業結合、合併、分割＝結合には問題提起はなく、合併には規定の整備、手続きの簡素化が主張され、分割については規定を設けよとの声が強かった。

七、最低資本金、大小会社の区別＝最低資本金の導入に積極的意見が多い。最低資本金額を五百万円、一千万円、五千万円、一億円、五億円などにするとの意見があるが、この額に達するか、しないかで、その会社に対する規制を分けようという考えだ。どのような事項で大小会社に差をつけるのかでは①小会社は現行の手続きを簡素化する②大会社は外部監査人による監査を導入して計算書類の開示を強化する――などの意見が出されている。

さらに、一定の経過期間後は最低資本金に満たない会社は株式会社とは認めないとしており、強制するに当たっては合併・増資の便宜を図るほか、租税上の優遇措置を取るなどの意見が多い。

有限会社の最低資本金額についても賛成意見が多く、百万円、三百万円、五百万円、一千万円、二千万円などの意見があった。

新製品紹介

□エルム工業のタテ型印函

人間工学に基づいて設計された、まったく新しいタテ型科目印函である。

使いやすい五十度傾斜の新設計。脚部は、新機構の折りたたみ式なので、仕事が終れば、金庫、ロッカー等への収納が容易にできる。

小仕切はフック式なので、固定でき、抜けたり、浮き上がったりしない。

材質は、オール金属製で、堅牢安全。タテ型一号　高さ十九cm×幅二十二・五cm×厚さ八・五cm　仕切数　二十四コマ　価格　二千六百円　タテ型二号　高さ二十一・五cm　幅

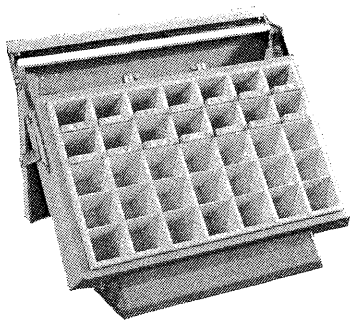

二十六cm　厚さ八・五cm仕切数三十五コマ　価格　三千二百円　カラー／グレー

発売元　エルム工業株式会社　東京都葛飾区西新小岩四―二一―二二

会費納付自動振替制度実施　東京税理士会
＝事務の合理化にご協力を＝

会費のお支払いは、自動振替制度をご利用下さい。
お支払いの手間を省き煩わしさから解放されます。

本制度の利点とその実施方法

1．メリットの主要点

(1)　転記誤謬の解消　(2)　納入率の向上　(3)　出納閉鎖日の短縮　(4)　支部交付金の早期支払い　(5)　会費収納に係る費用の節減　(6)　選挙人名簿作成の迅速化　等

2．実施について

(1)　実施期日
昭和51年度第１期分会費より実施。

(2)　加入手続
イ．右記載の「預金口座振替申込書」と「預金口座振替依頼書」を本会宛ご提出下さい。
ロ．お申込は、昭和51年３月20日まで。

(3)　取扱銀行（順不同）
1．富士銀行　2．第一勧業銀行　3．三井銀行　4．三菱銀行　5．協和銀行　6．三和銀行　7．住友銀行　8．太陽神戸銀行　の各本支店

3．この制度のしくみ

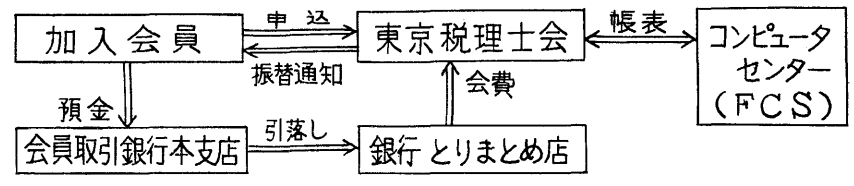

4．加入申込書

昭和51年２月７日付各会員宛にご送附致しましたので、先生のお手元にも既に届いていることと思います。

トンボボールペン
１本￥50・インク色―黒青赤
黒ぺえ
書き味一番!!

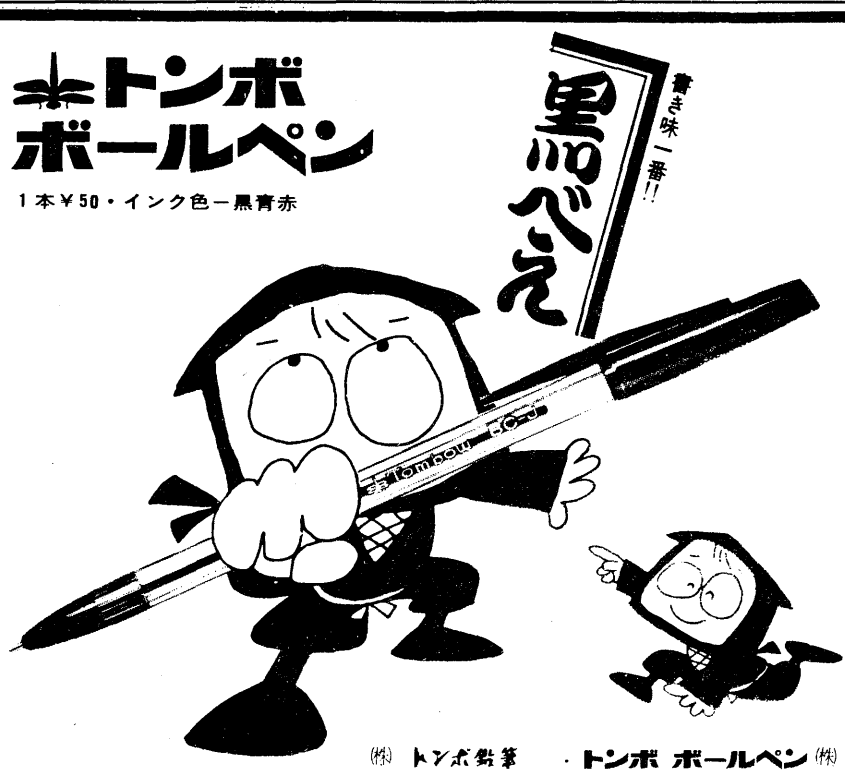

㈱トンボ鉛筆・トンボボールペン㈱

YAMAHA SWIMMING POOL
のんびり。こんがり。
プールがあれば、レジャータイムが大きく広がります。
太陽が照りかえす夏は、大人も子供も涼しい水のまわりに集まってきます。
今年こそ、お早めにプールの設置をお考えになりませんか。
プールのことは
(03) 572－2020
ヤマハプール新橋店
東京都港区東新橋１－１－21

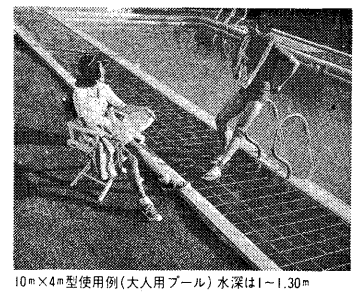

10m×4m型使用例（大人用プール）水深は1～1.30m

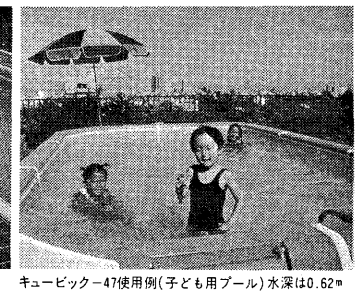

キュービック－47使用例（子ども用プール）水深は0.62m

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようこそする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和51年3月15日　（月曜日）　第55号

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（272）6766
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　第一税協アンケート募集項目及びアンケート回答掲載

税理士業務の原点に還ろう！

好ましからざる大阪専税協の姿勢

会社法改正問題

商法改正の際の附帯決議の線に副い、株主総会のあり方等株式会社法の抜本的改正に着手せんとする法務省は、それに先立ちその参考のために各界に意見照会し、各回答結果のまとめを発表したことは本紙前号既報のとおりである。

ところがこの商法改正の仕上げの一環と目される「会社法改正」に対しても、大阪専税協は対決姿勢を強め、とくにその機関紙「専業税理士界」二月二十五日付号において、法務省報告は、「『最低資本金制度を導入して大小会社を区別する』意見が多数を占めていることを明らかにした」から（会社法改正が）「実現したら税理士は個人と有限会社専門」になってしまうといっている。

同機関紙によると、「この法務省民事局の考え」は、「関係方面に対する意見照会の形をとりながらも、その実は当局の『改正方向』を示したものといわれている」といい、そしてそれは「『大小会社の区分・最低資本金制度』を骨子としており、中小企業界と税理士界に対して、『中小企業差別・税理士圧迫』するものとして深刻なショックを与え、昨夏以来専税協中心に反対運動の前哨戦が始っている」とのべている。

大規模の株式会社については、その社会的に及ぼす影響の大きいことから見ても、その運営は厳正でなければならず、逆に小規模の株式会社については運営の簡素化を図るべきが至当なところから、同一の株式会社法の枠内で規制するのは当を得ないものであるとはすでに先の商法改正時点で十分に論じ尽され、したがって、大小会社を区分すべき観点が附帯決議のなかにもこめられていたところである。いわば、大小会社を区分しようとすることは、先ず第一に大企業の行き過ぎを規制しようとするものであり、それぞれの利害関係者たる投資者や債権者を保護し企業の社会公共性をより正しく維持しようとするものであって、税理士の業たる「税務代理」等の事務とは直接関係がないのである。税理士は「個人と有限会社専門」に業務を局限せよとはどこにもうたわれていない。会社法改正はその有限会社を正しく規制しようとするものであり、税理士は税理士法によって規制されるわけであるから、どうも大阪専税協の主張は錯乱の議論というべく、的を射ているものとはいいがたい。

税理士の業務は、別掲のように、所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、市町村民税、固定資産税、その他の租税に関し、「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」等の事務を行うことであって、それ以外のものではない。それが個人であっても有限会社であっても大小会社であっても、求めがあれば応じたらよいわけである。

要は、会社法がそのように改正されても、国家がある限り税理士業務がなくなるわけではないということである。会社法改正と税理士法とは何ら関係がないということであり、極めて単純明快ではないか。

税理士は税理士法の税理士の業務の原点に還ろう！

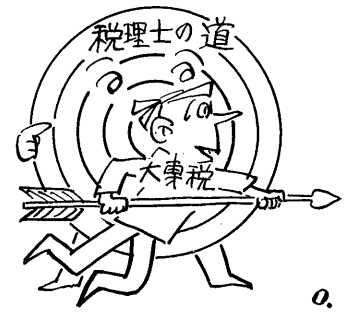

的はずれ

赤天狗小僧

税理士法抜萃

（税理士の業務）

第二条　税理士は、他人の求に応じ、所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、市町村民税、固定資産税又は政令で定めるその他の租税（以下「租税」という。）に関し左に掲げる事務を行うことを業とする。（以下この業務を「税理士業務」という。）

一　申告、申請、不服申立て、過誤納税金の還付の請求その他の事項（訴訟を除く。）につき代理すること。（以下この事務を「税務代理」という。）

二　申告書、申請書、請求書その他税務官公署（税関官署を除く。以下同じ。）に提出する書類を作成すること。（以下この事務を「税務書類の作成」という。）

三　第一号に規定する事項につき相談に応ずること。（以下この事務を「税務相談」という。）

主流

今こそ　一局複数会制移行の時

周知のように第一税理士協議会は、夙に一局複数会制を提唱し、本紙前号既報のとおり本年の当面する方針においても一局複数会制運動を具体的に強力に推進することを初理事会で決議している。

一局複数会制——すなわち一国税局複数税理士会制の意義については、すでに繰り返し論じられてきたところなので、今更述べることは贅言のきらいがあるが、便宜上今一度あらためて二、三の意義を考えてみたい。

第一点は、一般に多数決原理は、少数の意見が多数決となることがあり得るということであり、それは税理士会のような強制加入の一局一会制の場合には不都合だということである。とくに利害にもとづいて加盟している要素も含む業界団体の場合とりわけ税理士会のようなマンモス会では全体の会員の心を把えることは、悪しきにつけ、良きにつけ、極めて困難である。これが趣味・修養の団体や同窓会のようなものであれば、少数の意見が多数決となってもさして実害は伴わず、利害が稀薄だから文字どおり多数決となるのであろうが、利害の要素も含む業界団体の場合は、とくにそれが強制加入であるときは、多数決が民主主義の当然であるとは片づけられないのである。

第二点は、今日の税理士会はすでに顕然たる圧力団体になっているということである。国家ライセンス取得の知的団体が三万名を超え、それが少数の過激な意見に全体が動くとなると始末がわるい。しかも会員は税務署OB組も含めて年々幾何級数的に増加しているとなれば、圧力団体としては益々強力となり第一点の理由がいよいよ顕著となって、果ては税務行政の執行に重大な支障を来すことになるのである。

第三点は、民主主義は多数決の原理を尊重するが、それは一局一会でなければならぬ、ということにはならないということである。小さい会毎に多数決であればよいわけである。したがって、志を同じくする者、利害を同じくする者が相集い、小さいながらもまとまった税理士会を運営し、そのそれぞれの意見を尊重することが、ほんとうの民主主義であろう。しかも、これだと多数の横暴に支配されるおそれはない。

以上の三点が、一局複数会制を主張する主要なポイントである。そもそも一局一会制の発想は、税理士の数がこれほど急激に増加しないという想定のもとで、時の政府により考えられたものであった。しかし、一局一会が時勢に合わぬことはもはや明白となった。すべからく、以上三点を容れて税理士法の付則を改め、一局複数会制を導入すべきであろう。すでに東京税理士会と東京地方税理士会というように二会が存在している。〝複数〟ということにこだわるいわれはないのである。

思うてここに至れば、一局複数会制は、あくまでも税務行政百年の大計に副ったものであり今こそ、一局一会から一局複数会に移行すべきときである。

ピリリ言

▼三月十五日の確定申告もようやく終わった。

ちょうど、この前の一週間くらいは天気も快晴だったので、その点ではひじょうにコンディションがよく、税理士先生方も助かったことと思う。

▼毎年のことながら、この時期になると税理士は税務署の税務相談にかり出され、それぞれ自分の依頼仕事だけでなく、これ等のサービス仕事も比例して増加するので土曜、日曜を返上して取組まねば間に合わない。これも商売だからやむを得ないであろう。

▼私のところには、贈与税・譲渡所得・資算合算の複雑な問題等、ひじょうにこみ入った仕事がもち込まれてくる。事業所得や不動産所得のような比較的計算すればすぐ結果のでるような仕事は少ないので私は前者の相談も得意だ。

ところが税務署のお手伝いとなると、どちらかといえば後者の相談が多く、前者のようなこみ入った問題はすべて税務署の担当官に当らせている。結構、われわれは量をこなすこととなるが、何となく心淋しい感じがする。

▼税理士は税務のエキスパートとしての自負を持っているし、税理士は法律家か職業会計人かという基本問題にもなることであるが、いわゆる法律の解釈によって税金の算出に一八〇度相違がでるような問題はやはり法律家的要素が多分に存するし、これが税理士業務の主体であるとするならば、一層われわれは勉強もしなければならないわけだけれども、国税庁も税理士の存在をもっと高度に認識すべきではなかろうか。

▼前述の問題について、最近の事例と私の扱った件で引例すると、権利と所有の交換、並びにその差金、権利の契約対象の移動とその時期、これに加えて離婚未処理等が複合している譲渡所得の申告があった。私は適切にご指導申し上げることができた。

条文の解釈と問題処理について相談に応じられる職業人はやはり税理士をおいてほかにない。

全国の税理士諸先生、大いに頑張りましょう。

経営効率向上への推進力
リヒト
コンピュータサプライズ

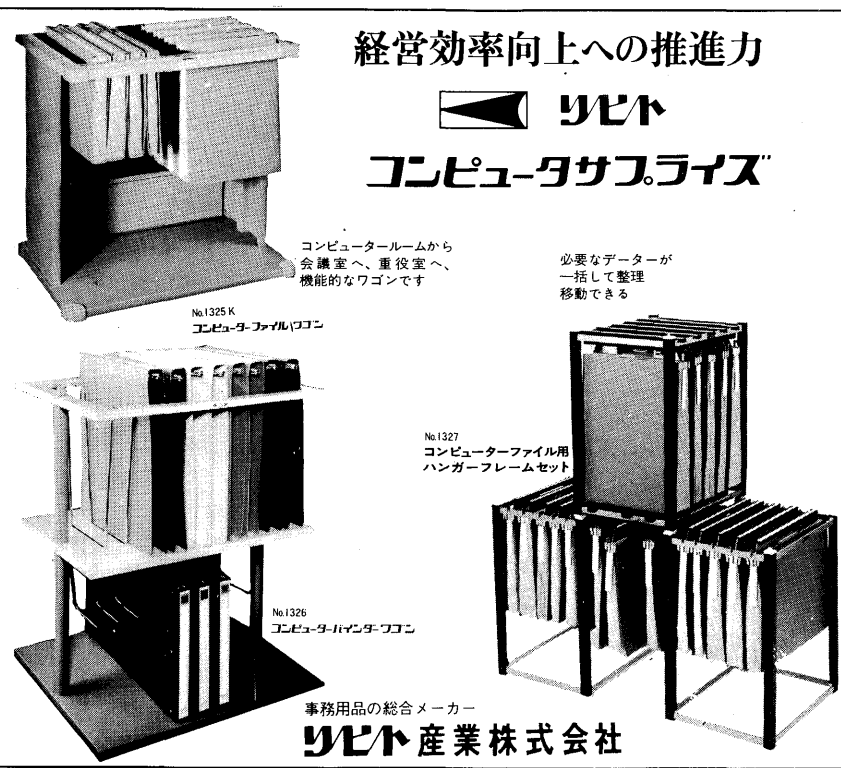

事務用品の総合メーカー
リヒト産業株式会社

今，海は・・・・・

○晴海で国際ボートショウが開催されます。（4月1日～5日）
（御来場御希望の方は佐野まで御連絡下さい。キップを手配します）

○ヨットに乗ってみませんか！

ヨット教室日程

	1日コース	1泊2日コース
4月	17日、18日	24・25日 28・29日
5月	1日、2日 8日、9日 22日、23日	3・4日 15・16日 29・30日
6月	5日、6日	12・13日 26・27日
7月	10日、11日 31日	3・4日 17・18日

ヨット、ボート、プールのお問合せは
ヤマハボート新橋店　佐野　茂
☎572—2020
港区東新橋1—1—21

YAMAHA-13　価格370,000

第一税協アンケート回答 I

支部活動の活発化を

（葛飾）荒井　正

①について
対外的には、その主張を明確にし（これはかなり明確になりつつある）、声を大にしてそれを述べ、かつ、新聞等文書配布をすること。
対内的には、その主張を会員全員に周知徹底させ、思想統一を図ること（これはやや不十分の感あり）

②について
第一税理士協議会としての支部会合は殆ど開かれていない。したがって、支部会合開催を強力に推進し、中央幹部は手分けしてこれを督励、かつ、出席のうえ、第一税理士協議会としての思想統一に努める必要あり。

③について
当支部では、殆ど各月公認会計士部会が開催されているので逐次効果を挙げてゆく予定であるが、なるべくは、支部として協議のうえで本部に回答を要するような課題を命じてもらいたい。

第一税協に協会から予算を

（足立）石井　巌

① 過激な行動に走ることなく公認会計士たる税理士の自覚と誇りをもって穏健、中立な活動を税理士会内にあってして頂きたい。
② 公認会計士の過半数は、税理士業務による収入によって公認会計士協会の会費を払っているのであるから、第一税理士協議会としても日本公認会計士協会に第一税理士協議会の活動を認識して貰って、協会より十分な予算を獲得し第一税理士協議会々員のために使うことが、組織の充実を図ることになる。協会は専ら公認会計士業務のために予算を使っているが、われわれ業務の内容が前述の如くであるのだから、税理士業務のために予算を樹てることは当然のことであると思う。現状を改めて認識して頂くことである。
③ 貴会のご期待に応えられぬことを遺憾に存じております。

使用印を登録させよ

（向島）岡田一馬

第一税理士協議会は、税理士会内の正常化をはかるというスローガンで、税理士会の内部組織として活動しているが、その主旨は必ずしも全会員にまで徹していないように思われる。繰り返し報道活動の必要を痛感する次第である。
商法改正では与党的であり、税理士法改正問題では一見野党的であるという批判もでているようであるが、マンモス化した税理士会内の正常化運動は、中庸的な考えよりも対称的考えで臨んだほうが望ましい場合もある。
第一税理士協議会も、税理士業務の運営面で具体的考えを打ち出してもよい時期ではなかろうか。
そこで、本アンケートの回答として一つの提案を申し上げるものである。
確定申告時期がくると、税務申告代理業務は猫の手も借りたいくらい忙しい。
このような時に、いつも問題となるのが「ニセ税理士」の横行である。税理士会では、綱紀委員を設けて、きびしく取締ってはいるものの、この「ニセ税理士」と称するやからは、税務会計業務に何らかのかかわりあいのあるものであって、税務署出身の先輩もいれば、税理士事務所の職員もいるといったぐあいで、その取締りもなかなかむずかしいようである。
そこでこの欄で提案することは現在、司法書士、行政書士等は使用印の印鑑を登録させている。税理士においても、申告書に捺印する場合、必ず登録印を使用することにすれば、まずこの「ニセ税理士」の問題は解決するのではなかろうか。毎年三月十五日近くなると、個人経営者から紹介者等を通していろいろ税理士事務所職員も依頼を受けているようだとの話を聞くが、こと個人企業の場合、税理士事務所を通さなくとも職員の内職といったところで、かなりの申告書が作成されるであろうことは容易にうなづける。その意味からも、第一税理士協議会が中心となって、そのような建設的運動をおこすのも、その評価があがることになるのではなかろうか。
いずれにしても会員の皆様におかれては、たとえ第一税理士協議会の業績がはかばかしくないとしても、長い目で見守って頂きたい。

第一税協の存在価値は大

（練馬）兼山金刀圀

① 第一税理士協議会は、公認会計士を中心とした税理士会々員から成っている。
われわれの業務内容としては、公認会計士業務と税理士業務とは大いに関連性がある。公認会計士の立場から友好団体である税理士会と種々の問題を討議し合える貴重な存在価値がある第一税理士協議会を、広くP・Rし、内外に存在価値を認識してもらう施策が必要である。
例えば、法務省の会社法アンケート回答に示された第一税理士協議会の指針は、会社の将来あるべき姿を示唆したものとして、評価されるべきものである。
② 税理士会、通知公認会計士会との連けいを含めた機動的な運用と第一税理士協議会の会員の諸先生方の一層の団結感を表現せしめる方途が必要である。
③ 普通である。今後執行部、正副会長から積極的な呼びかけが是非必要であると思う。

第一税協のアンケートにお答えください

第一税協アンケート募集項目

一月二十八日、新しい年の出発にあたっての勢揃いの役員会を開きました。その折確認しあった方針に基づき春とともに具体的活動が滑り出して行きますが、そのため会員の諸先生の一人一人の声を活動に反映させたく、左記三項目のアンケートにぜひお答え下さい。

アンケート項目

①第一税理士協議会はどんな活動をしたらよいか。
②第一税理士協議会の組織はどうすればよいか。
③貴支部の現況について。

回答は一項目につき二百字程度。締切はとくに定めません。とにかく至急お送りください。到着順に逐次本紙上に掲載してまいります。
どうか各位の忌憚のない建設的なご意見をお寄せ下さい。お待ちしております。

支部の堀り起しが先決

（西新井）倉田由次

① 第一税理士協議会が、一時的な便宜的な政策集団――税理士会の偏向修正程度の活動しかしていないと評価しているむきが多い――というなら、それだけで組織を結成する根拠は聊か弱いのではないのか。
ずばり、目玉目標を掲げて欲しい。すなわち、一局複数会制の実現と、当然新税理士会の創設に積極的にとりかかること。
成るか成らぬかは別。
今のような動きでは生ぬるい。
② とにかく、旗印を明確にしなければ、組織の強化拡大は無理。
それに、一体、組織を全国的なレベルにまで拡げるのか、東京周辺に止めるのかも不明確。
最近、関西との合同を意図しているというが、同調はあっても体質は違っていて難かしいようだ。
それより下部組織（支部）の堀り起しがまず先決ではないか。
③ 私のところ（西新井支部）は税理士会員約七〇名、うち公認会計士兼業者が僅か二名だけ。
勿論、二人とも第一税理士協議会々員。こういう支部もあるということをご報告しておく。

感心しない「週刊新潮」の記事

一般税理士をひやかす

週刊新潮
特集2
旧公王で実力を発揮した
元税務職員の集団「桜友会」は
「民商」より頼りになる

三月十八日号の「週刊新潮」にカット写真のような見出しで、税理士に対するヒボーに近い記事が載っている。週刊紙だから、面白おかしく記事をかかなければ売れないのであろうけれども、それにしても、記事のとりあげ方に皮相なものがある。そして、税理士試験に合格して誕生した税理士をあたかも能力と人気が稀薄のように表現しているのは、名誉のキソンであり営業妨害である。
「今、日本国中を震撼させているロッキード・児玉の場合も、税務担当は、昭和四十一年に東京国税局をやめた幸宗次氏（五三）」という〝問題人物〟であり、その人物が税務署OB組の組織である桜友会の会員だと指摘しているが、この記事の筆者の公憤はわからないわけではない。そして「むろん、こうした〝問題人物〟は、ごく限られた数であって、これをもって『桜友会』全体をウンヌンできないことは、改めて断わるまでもなかろう」というくだりもあるけれども、記事全体の感じは「桜友会」を皮肉ろうという予断的発想によってかかれていることは確かである。だから、桜友会副会長の古屋氏の発言も「だいたい税務署の職員にすれば、これは税務署にいた者の申告だから、ひょっとしたら高度のゴマカシをやっているかもしれないと、余計に厳しく見ますよ。われわれの評判が高いのは、そういう厳しい目にも耐え得るという実績に対しての信頼じゃないですかねえ」といえば、すかさず「ひょっとしたら、高度のゴマカシを……などといわれるとなんだか語るに落ちたという気がしないでもない」と揶揄し、古屋氏の酒脱な口調をあやしいムードのなかに包みこんでいる。しかし第一税理士協議会を中心とした公認会計士及び税理士の一般試験組の長所も何故話して頂けなかったか残念である。又北野弘久教授に「桜友会のようなOB組織が、どんどん大きくなっていくのは問題ですね。税理士の健全な発展にとって、どうかと思います。国税当局にすれば、税理士会を国にとって都合のいい機関にしたいのでしょう云々」と語らせている。
いわば、テーマが先にあって、それに関係者等の発言の断片を記者に都合よくつなぎあわせている。最も問題なのは、桜友会の「実力」なるものを「探る」過程で、税理士試験合格の税理士の「実力」と「人気」がないよう読者に印象づけていることだ。「週刊新潮」の記事のとり上げ方については慎重な配慮が望まれる。
話題にならなかった一般試験組はどのように感じているであろうか、広く聞きたいものである。

産業エネルギーの安定供給と石油
化学分野に丸善石油は限りない前
進をつづけています――――――
石油から未来をひらく
丸善石油

病気やケガで
休んでも
もう安心です。
いまの収入をそのまま補償
所得補償保険
所得補償保険の特長――――――
●病気やケガで休まれた場合に保険金をお支払いします。
●最長5年の長期補償ができます。
●ご加入の際、特別な健康診断はありません。
●事故のない場合、保険料の20%をお返しします。
●保険金は毎月お支払いすることもできます。
（便利な保険料月払制度（12回）があります。
銀行の自動振替サービスをご利用ください。）
きょうを支えあすを築く
大正海上火災
本店 東京都中央区京橋1 5 TEL03(561)9111(大代表)